

一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月

千葉県木更津市

は じ め に

木更津市では、平成29年3月に策定した「木更津市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、災害廃棄物処理計画の策定や、一般廃棄物処理手数料の改定などの様々な施策を行い、市民・事業者の皆様と共にごみの減量化・資源化に取り組んでまいりました。

その間、令和元年房総半島台風や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、これまで経験したことがない難しい局面が続くなか、適正かつ円滑な廃棄物処理が行えたことは、市民・事業者の皆様のご理解とご協力の賜物でございます。

また、本市は、人と自然が調和した持続可能なまちづくりの方向性として、「オーガニックなまちづくり」を推進しています。その一環として、令和3年2月に実施した「ゼロカーボンシティ宣言」において、資源の再利用や再資源化による循環型社会の形成を重点取組事項の1つに掲げ、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量が実質ゼロとなるよう取り組んでいるところであります。

こうした状況を踏まえ、前計画の「ごみを資源に みんなでつくる 循環型のまち きさらづ」という基本理念と、「ごみの減量化・資源化の推進」、「ごみの適正処理と効率化の推進」及び「市民協働による取組みの推進」の3つの基本方針を踏襲すると共に、計画をより深化させるため「Refuse(ごみを発生させない)」、「Reduce(ごみを減らす)」、「Reuse(再利用する)」、「Recycle(資源として再活用する)」による4Rを更に推し進めた循環型経済（サーキュラーエコノミー）システムへの移行を目指すこととし、今般「木更津市一般廃棄物処理基本計画」を改定しました。

本計画で掲げた各施策を着実に実行し、「循環型のまち きさらづ」を築くことにより、環境負荷の少ない持続可能なまちを次代につないでまいりますので、市民・事業者の皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当り、ご尽力を賜りました木更津市廃棄物減量等推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様に厚く御礼を申し上げます。

令和5年3月

木更津市長 渡 辺 芳 邦

目 次

第1章 計画策定の要旨

1. 1 計画策定の背景と目的	1
1. 2 計画の位置づけ	4
1. 3 計画の適用範囲と対象区域	6
1. 4 計画の期間及び進捗管理	7

第2章 木更津市の概況

2. 1 自然環境条件	8
2. 2 社会環境条件	11

第3章 ごみ処理の現状と課題

3. 1 ごみ処理の現状	15
3. 2 現状の問題点と今後の課題	34

第4章 ごみ排出量の将来予測

4. 1 人口の将来予測	37
4. 2 ごみ量の予測	38

第5章 ごみ処理基本計画

5. 1 基本理念・基本方針	41
5. 2 目標達成に向けた施策と取組み	43

第6章 生活排水処理基本計画

6. 1 生活排水処理の現状	50
6. 2 生活排水処理の課題	57
6. 3 生活排水処理人口の予測	58
6. 4 基本方針と目標設定	61
6. 5 目標達成に向けた施策と取組み	62

資料編

1. 木更津市廃棄物減量等推進審議会
2. ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート調査結果
3. 木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例

用語集

第1章 計画策定の要旨



1. 1 計画策定の背景と目的

平成 27 年 9 月に国連総会で採決された「維持可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、「維持可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、略称: SDGs (エスディージーズ)) が採択され、世界各国は、環境施策に対する考え方を大きく転換しています。

また、平成 27 年 12 月に COP21 (国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議) で「パリ協定」が成立し、温室効果ガス削減に向けて国際的な取り組みが始まっています。令和 2 年 10 月には、我が国として 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、脱炭素社会を目指すことが第 203 回臨時国会において宣言されました。

こうした社会情勢を踏まえ、国内では平成 30 年 4 月に「第 5 次環境基本計画」を閣議決定し、地域が有する豊かな自然環境などポテンシャルを維持可能な形で最大限活用することで、環境・経済・社会の統合的向上を図り、地域の活力を最大限に発揮することを提唱しています。同時に、平成 30 年 6 月に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げ、令和 7 年までに講ずべき施策を示しています。

国内の個別法として、各種法整備がされました。

令和 1 年 10 月 「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行

令和 4 年 4 月 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行

千葉県においても社会の変化に対応した廃棄物処理体制の確立が求められ、食品ロスの削減や廃プラスチック類の使用削減・再資源化の促進、地球温暖化対策等の視点を踏まえた新たな課題にも対応するため、令和 3 年 3 月に「第 10 次千葉県廃棄物処理基本計画」が策定されました。

木更津市 (以下、「本市」という) では、平成 29 年 3 月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」(以下、「前計画」という) のごみ処理の基本理念「“ごみを資源に” みんなでつくる 循環型のまち きさらづ」を定めて、ごみ排出量の削減、リサイクル率向上の施策及び生活排水処理率の向上に努め、市民・事業者・市の協働により「循環型まちづくり」を目指してきました。

このような背景から、維持可能な開発目標を設定するため、「Refuse (ごみを発生させない)」「Reduce (ごみを減らす)」「Reuse (再利用する)」「Recycle (資源として再活用する)」による 4 R を更に推し進めた循環型経済 (サーキュラーエコノミー) システムへの移行を目指し、関連各法等の主旨や、ごみ処理に係わる内外の状況を踏まえた上で、中・長期的かつ総合的な視点に立って、計画的に一般廃棄物 (ごみ・生活排水) 処理施策を推進するための基本的な方針として、新たな「一般廃棄物処理基本計画」(以下、「本計画」という) を策定するものです。

- 維持可能な開発目標 SDGs

図1－1に「維持可能な開発目標（SDGs）のロゴ」を示します。

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年9月に国連総会で採択された「維持可能な開発のための2030 アジェンダ」において掲げられた2030年までに維持可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは、17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰1人取り残さない」ことを誓っています。



図1－1 維持可能な開発目標（SDGs）ロゴ
出典：国連ホームページ「ダウンロードコーナー」より

- 循環型経済（サーキュラーエコノミー）とは

循環型経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すものです。

サーキュラーエコノミーは言葉のとおり、循環型の経済システムを指します。修理やリユースを通じて消費者が長期間製品を活用したり、製品を分解して新しい製品や素材の一部にしたりすることで、循環利用を促進して廃棄物の発生や資源の採掘を抑えられます。

廃棄物処理事業においては、処理施設で受入れた全ての廃棄物（ごみ等）を再資源化原料に変換処理する、循環型ごみ処理システムの構築が期待されます。

- 循環型経済（サーキュラーエコノミー）に向けて

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源エネルギー、食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、維持可能な形で資源を利用する「循環型経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

また、循環型経済は、日本で浸透している「Reduce（ごみを減らす）」「Reuse（再利用する）」「Recycle（資源として再活用する）」による3Rをさらに推し進めた、経済システム（経済活動内）に原料投入⇒生産⇒消費⇒（廃棄物を出さず）完全リサイクルするシステムです。

従来のリニアエコノミー、リサイクリングエコノミー（3R）とサーキュラーエコノミーとの発想の違いを図1－2に示します。

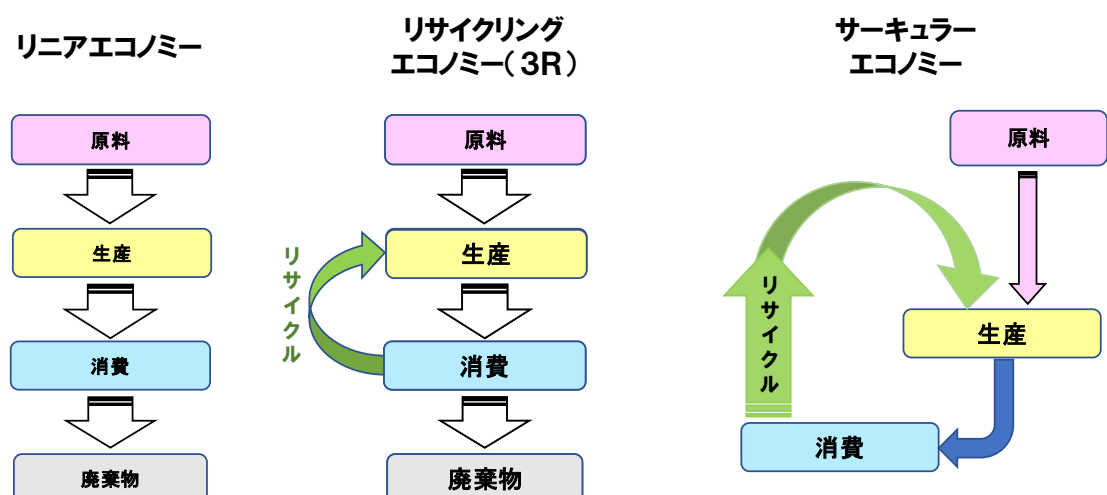


図1－2 リニアエコノミー・リサイクリングエコノミー（3R）とサーキュラーエコノミーとの違い

1. 2 計画の位置づけ

(1) 各種法体系の整理

図1－3に各種法体系の整理を示します。

本計画の策定に係わる、循環型社会の構築に向けた法体系は以下のとおりです。

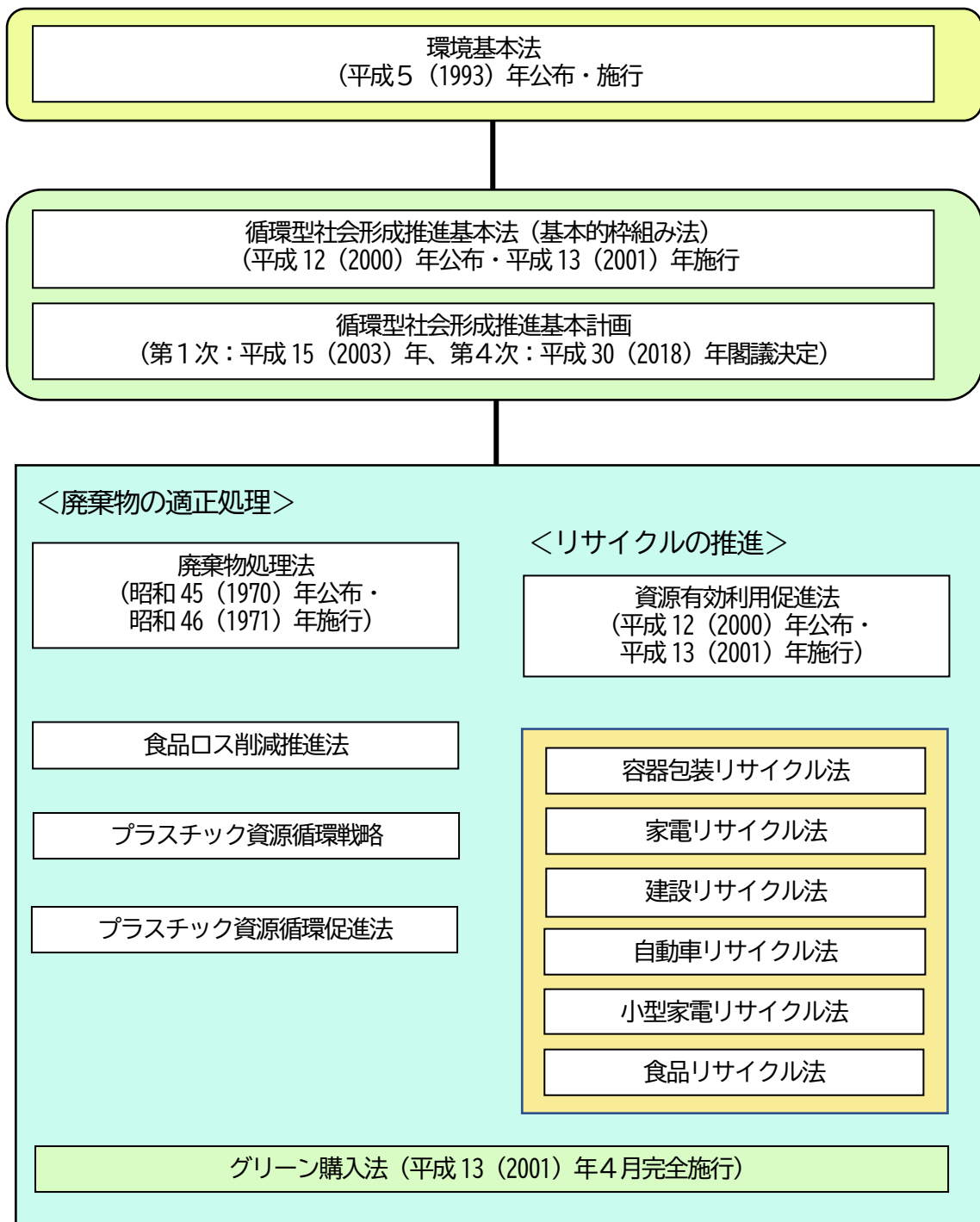


図1－3 各種法体系の整理

(2) 本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)の第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、本市の廃棄物処理行政における最上位の計画と位置付けられています。

本計画の策定に当たっては、各種法律や国の計画・方針を踏まえると共に「千葉県廃棄物処理計画」及び本市の上位計画(木更津市基本計画、木更津市環境基本計画)との整合を図るものとし、本計画の位置づけを図1-4に示します。

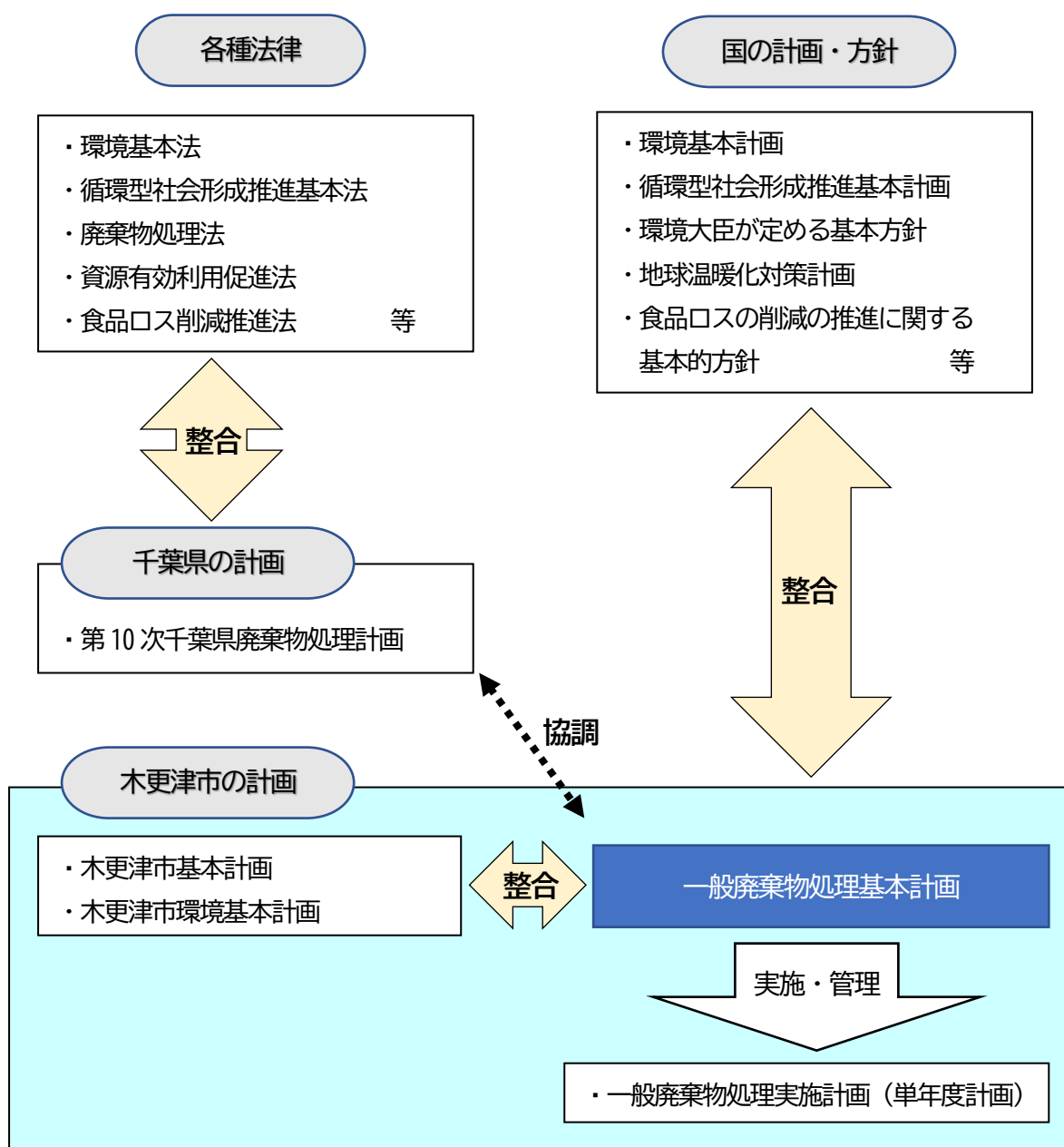


図1-4 本計画の位置づけ

1. 3 計画の適用範囲と対象区域

本計画の適用範囲は、図1－5に示すとおり一般廃棄物を対象とします。

なお、産業廃棄物のうち、「木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」第17条第1項の規定による「条例指定産業廃棄物」（※条例産廃）についても計画の適用範囲とし、計画対象区域は、本市全域とします。

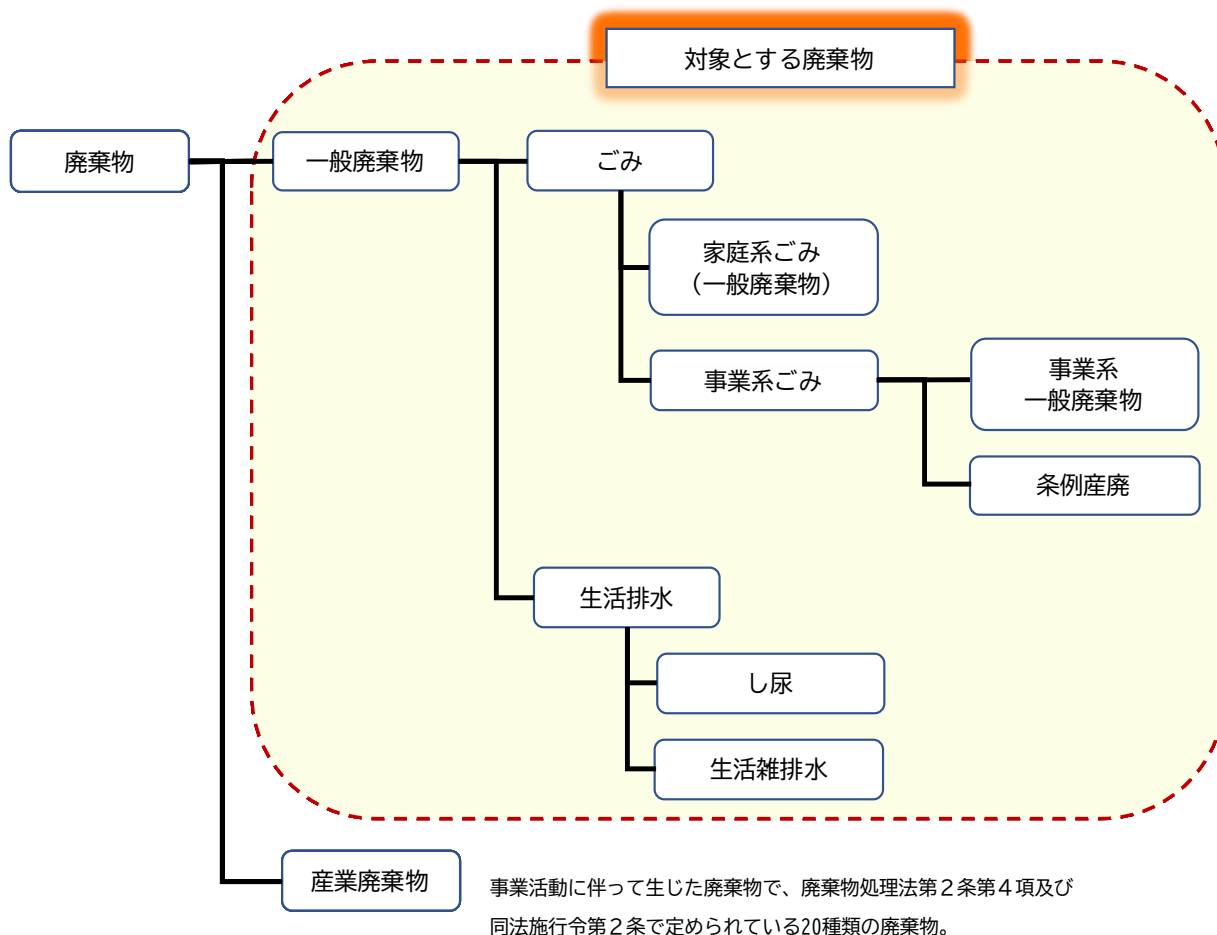


図1－5 計画の適用範囲

※ 条例産廃とは、廃棄物処理法第11条第2項の規定により、市が一般廃棄物と同様の方法により処理する産業廃棄物であり、本市では、市が認めた範囲で、紙くず、木くず、ガラスくず等を処理しています。

1. 4 計画の期間及び進捗管理

本計画の期間は、令和5（2023）年度を初年度とした令和14（2032）年度までの10年間で、令和9（2027）年度を中間目標年度とします。

また、計画の進捗管理は、本計画で示す数値目標の達成状況やごみ処理の課題解決施策の達成状況等について、木更津市廃棄物減量等推進審議会で毎年度、確認すると共に、市のホームページ及び広報紙などで公表して情報の共有も図っていくものとします。

図1－6に計画の期間及び進捗管理を示します。

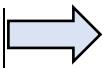
年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
	計画期間：令和5（2023）年度～令和14（2032）年度									
内容	本計画の開始年度				中間目標年度					最終目標年度
				中間見直し						
	本計画の進捗管理は、毎年度、木更津市廃棄物減量等推進審議会にて実施する。									

図1－6 計画の期間及び進捗管理

第2章 木更津市の概況



2. 1 自然環境条件

(1) 位置及び地勢

本市の位置を図2－1に示します。

本市は、房総半島のほぼ中央部の西海岸に位置し、北は袖ヶ浦市、東は市原市、南は君津市にそれぞれ隣接し、西は東京湾を隔て、川崎市及び横浜市に対峙した位置にあり、東西21.98Km、南北14.54Km、面積138.90Km²（令和3年7月1日現在）を有しています。

地勢は、清澄山系を源として東京湾に流入する小櫃川と、市街地を流れる矢那川などにより形成される沖積平野で、東部から南部にかけて低い丘陵が続いています。

平成9年に開通した東京湾アクアラインのたもとには盤州干潟が広がり、内陸部には、万葉集にも登場する緑豊かな上総丘陵があります。

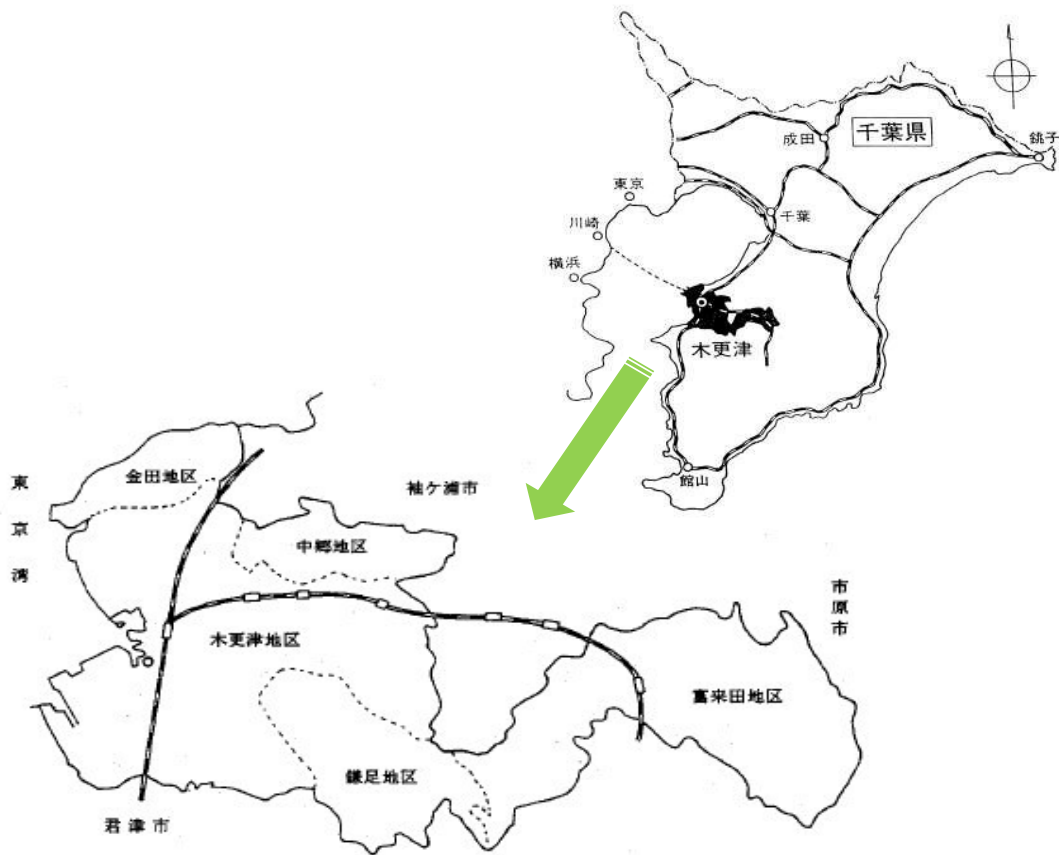


図2－1 木更津市の位置

市の花「サツキ」



市の木「ツバキ」



(2) 気象

本市の過去6年間の気象概況を表2－1に示し、令和2年度の日平均気温を図2－2、月間降雨量を図2－3に示します。

過去6年間の平均気温は、16℃～17℃で比較的温暖な傾向を示しています。

令和2年度（4月～3月）の気象概況をみると、気温は8月が最も高く、降雨量は7月が最も多くなっています。

表2－1 本市の気象概況

年度・月	気 温 (℃)			平均 風速	平均 湿度	降雨量	天 気 概 況				富士山 が見え た日数
	平均	最高	最低	(m/s)	(%)	(mm)	晴	曇	雨	雪	
平成27	16.4	36.9	-3.7	1.9	71.0	1930.5	177	134	55	-	61
28	16.5	37.3	-3.9	2.0	68.0	1500.5	171	146	48	-	78
29	16.3	36.2	-3.4	2.4	69.0	1662.5	184	137	44	-	68
30	17.2	36.9	-2.8	2.6	70.0	1324.5	178	142	42	3	78
令和1	16.9	34.8	-2.2	2.4	71.0	2171.5	215	95	56	0	97
令和2年度	17.0	35.6	-4.0	2.4	70.9	1636.5	210	102	53	0	74
令和2年 4月	13.6	22.7	5.4	2.9	65.0	207.5	17	9	4	0	8
5月	19.8	27.9	9.7	2.7	74.0	89.0	17	7	7	0	4
6月	23.5	32.2	17.9	2.6	80.0	245.5	14	11	5	0	3
7月	24.8	32.2	18.1	3.4	86.0	417.5	6	19	6	0	0
8月	29.0	35.6	22.5	2.4	76.0	30.0	30	1	0	0	1
9月	24.8	33.6	16.3	2.6	81.0	111.0	13	11	6	0	2
10月	17.8	26.8	8.9	2.2	76.0	247.5	14	10	7	0	6
11月	14.5	24.4	5.7	2.0	69.0	16.0	20	7	3	0	6
12月	8.0	16.5	-2.6	1.7	65.0	28.5	21	5	5	0	10
令和3年 1月	5.5	17.6	-4.0	1.9	62.0	45.5	19	9	3	0	15
2月	9.0	19.9	-1.2	2.4	52.0	65.0	22	4	2	0	13
3月	13.1	23.5	8.0	2.5	65.0	133.5	17	9	5	0	6

木更津市統計書（令和3年度版）より

（注）「天気概況」及び「富士山が見えた日数」については、午前9時現在の状況です。

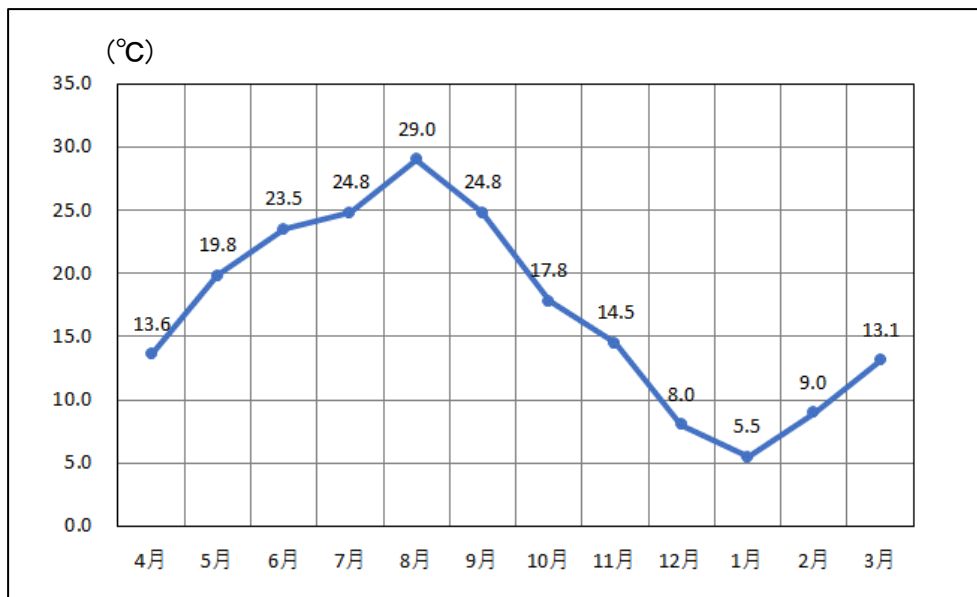


図2－2 日平均気温（令和2年度）

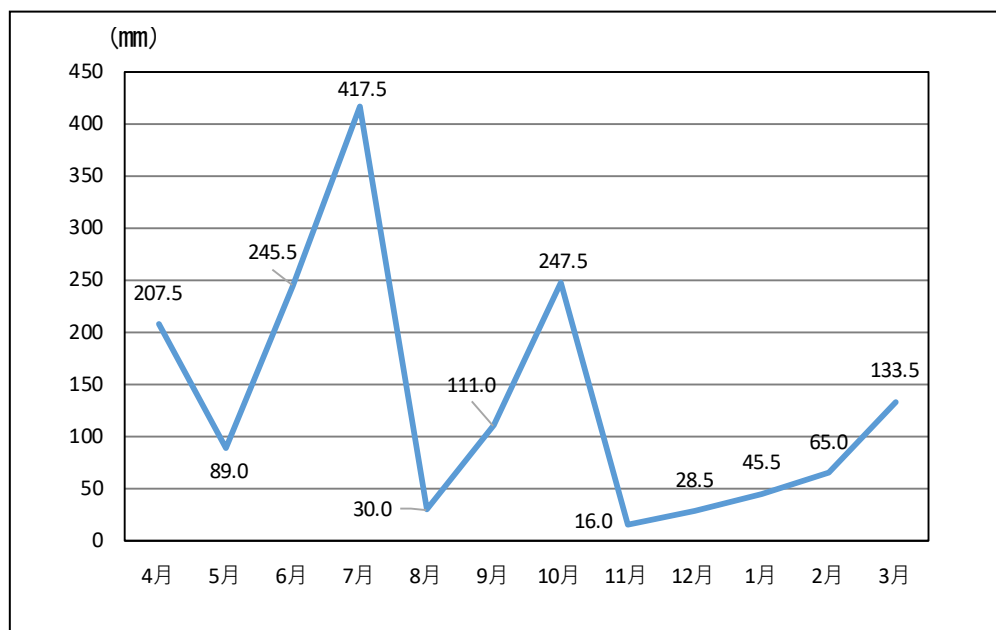


図2－3 月間降雨量（令和2年度）

2. 2 社会環境条件

(1) 人口・世帯数

本市の人口及び世帯数の推移を表2－2及び図2－4に示します。

令和4年4月1日現在、本市の人口は、135,767人で、9年前の平成25年度に比べ4,007人の増加となっています。

表2－2 人口及び世帯数の推移

年度	人口（人）			世帯数
	総数	男	女	
平成25	131,760	66,256	65,504	56,399
平成26	132,246	66,451	65,795	57,166
平成27	133,049	66,925	66,124	58,241
平成28	134,029	67,370	66,659	59,398
平成29	134,585	67,661	66,924	60,268
平成30	134,944	67,981	66,963	60,954
令和1	135,154	68,080	67,074	61,726
令和2	135,400	68,236	67,164	62,561
令和3	135,634	68,359	67,275	63,611
令和4	135,767	68,415	67,352	64,201

住民基本台帳（各年度4月1日現在）より

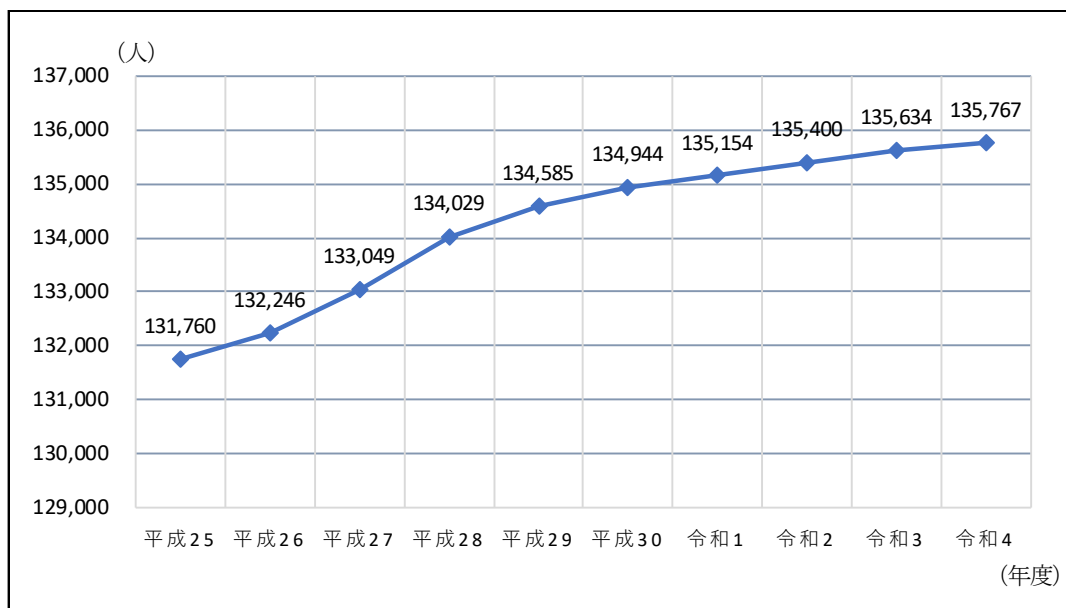


図2－4 人口の推移（グラフ）

(2) 人口構造

本市の人口構造の推移を表2-3及び図2-5に示します。

平成22年度は年少人口が13.7%、生産年齢人口が64.2%、老年人口が22.1%となっていました、その後も年齢3区分の割合は、ほぼ変わりにく推移し、令和4年度は年少人口が12.7%、生産年齢人口が59.3%、老年人口が28.0%となっており、少子高齢化の人口構成で推移しています。

表2-3 人口構造の推移 (人)

年度	年少人口	生産年齢人口	老年人口	総数
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	
平成22	17,522	82,091	28,291	127,904
平成25	17,991	82,156	31,613	131,760
平成28	17,918	80,841	35,270	134,029
令和1	17,607	80,287	37,260	135,154
令和4	17,166	80,550	38,051	135,767

住民基本台帳（各年度4月1日現在）より

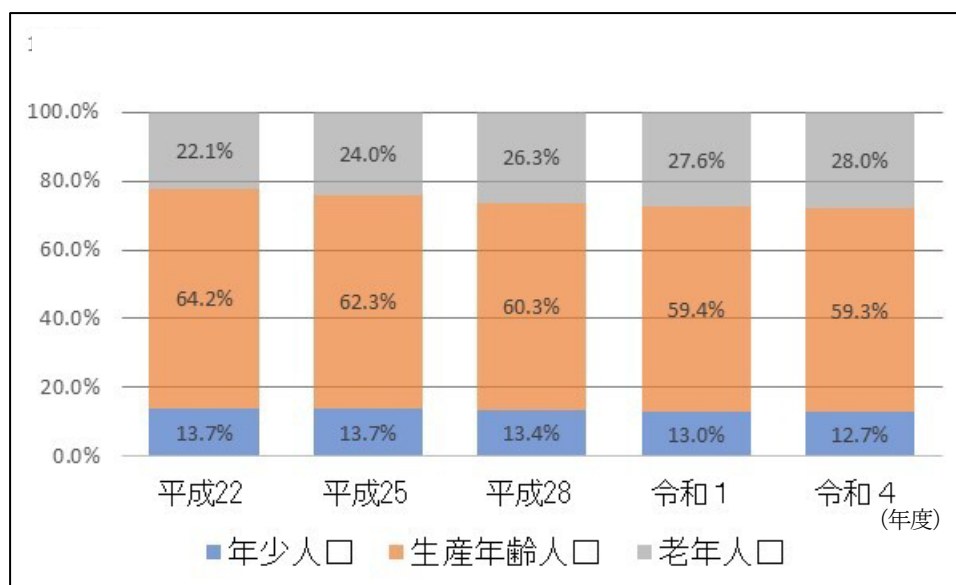


図2-5 人口構造の推移

(3) 地域経済

本市の産業分類別事業所数及び従業者数の推移を表2－4に示します

平成28年度における産業の状況は、事業所数・従業員数共に卸売り・小売業が最も多くなっています。

また、平成26年度から平成28年度の推移をみると総数で、事業所数3.7%、従業員数7.1%の増加傾向を示しています。但し、産業分類でみると製造業、電気・ガス・熱供給業の従業者数が減少して、卸売り・小売業、宿泊業・飲食サービス業は、増加しています。

表2－4 産業分類別事業所数及び従業者数の推移

産 業 分 類	事業所数			従業者数		
	平成26年	うち民営	平成28年 (民営のみ)	平成26年	うち民営	平成28年 (民営のみ)
総 数	5,183	5,063	5,251	53,885	47,674	51,054
農林漁業	15	15	18	163	163	187
鉱業、採石業、砂利採取業	6	6	5	54	54	60
建設業	613	613	610	4,823	4,823	4,930
製造業	215	215	200	4,362	4,362	4,241
電気・ガス・熱供給・水道業	7	3	4	501	341	157
情報通信業	30	30	37	346	346	415
運輸業、郵便業	126	126	133	2,775	2,775	2,919
卸売業、小売業	1,357	1,357	1,480	11,686	11,686	12,611
金融業、保険業	117	117	105	1,363	1,363	1,308
不動産業、物品賃貸業	235	235	223	950	950	1,058
学術研究、専門・技術サービス業	210	207	215	1,451	1,355	1,348
宿泊業、飲食サービス業	742	741	778	5,722	5,712	6,621
生活関連サービス業、娯楽業	532	531	524	2,380	2,380	2,451
教育、学習支援業	200	147	168	2,899	1,839	1,888
医療、福祉	363	353	380	7,169	5,491	5,945
複合サービス事業	28	28	31	557	557	623
サービス業(他に分類されないもの)	342	339	340	3,544	3,477	4,292
公務(他に分類されるものを除く)	45	—	—	3,140	—	—

産 業 分 類	事業所数	従業者数
	令和1年	
総 数	485	3,561
農林漁業	6	64
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	96	613
製造業	8	75
電気・ガス・熱供給・水道業	5	12
情報通信業	14	71
運輸業、郵便業	14	214
卸売業、小売業	93	557
金融業、保険業	3	5
不動産業、物品賃貸業	63	320
学術研究、専門・技術サービス業	35	312
宿泊業、飲食サービス業	26	200
生活関連サービス業、娯楽業	21	109
教育、学習支援業	12	67
医療、福祉	39	469
複合サービス事業	—	—
サービス業(他に分類されないもの)	50	473

木更津市統計書(令和3年度版)より

平成26年 経済センサス-基礎調査 7月1日現在

平成28年 経済センサス-活動調査 6月1日現在 (調査対象: 民営事業所のみ)

令和1年 経済センサス-基礎調査 6月1日現在 (調査対象: 新規の民営事業所のみ)

(4) 土地利用

表2-5及び図2-6に地目別土地面積、表2-6に都市計画区域面積を示します。

本市の地目別面積は、山林が 33.336km²(24%)と最も多く、次いで宅地が 25.677km²(19%)、田が 23.493km²(17%)の順となっています。

表2-5 地目別土地面積

地目	面積(Km2)
宅地	25.677
田	23.493
畑	7.610
山林	33.336
原野	1.795
池沼	0.039
牧場	—
雑種地	9.976
その他	37.028
合計	138.954

木更津市統計書（令和3年度版）より

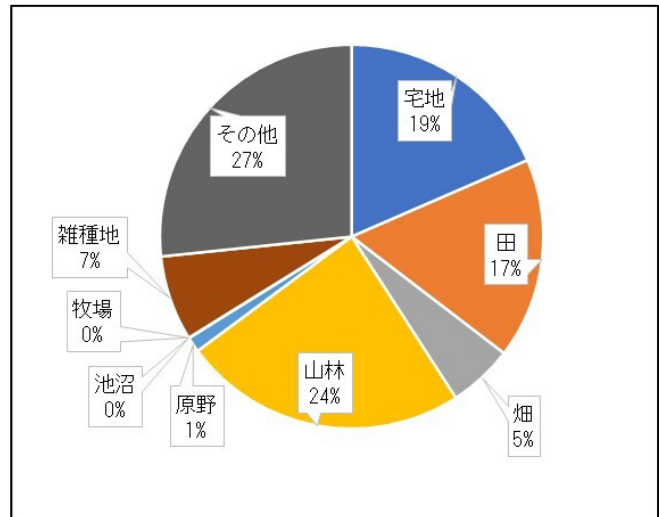


図2-6 地目別土地面積

表2-6 都市計画区域面積

種 別	面積(ha)	構成比(%)	その他地域地区	指定面積(ha)
市 街 化 区 域 (※)	3,463	24.8	特別用途地区	35
用 途 地 域 別 内 訳	第一種低層住居専用地域	1,034	高度地区	1,297
	第一種中高層住居専用地域	204	高度利用地区	1.8
	第一種住居地域	872	防火地域	4.0
	第二種住居地域	150	準防火地域	75.2
	準住居地域	70	駐車場整備地区	158.7
	近隣商業地域	203	臨港地区	142
	商業地域	71	生産緑地地区	10.7
	準工業地域 ※	582		
	工業地域	10		
	工業専用地域	267		
市 街 化 調 整 区 域	10,494	75.2		
都 市 計 画 区 域 ※	13,957	100.0		

木更津市統計書（令和3年度版）より

(注) 端数処理のため、構成比の合計が100%にならない場合もあります。
都市計画区域の変更手続きは行っていないが、行政区域（国土地理院による面積変更等を反映）に、※印 君津市（61.7ha）を合わせた面積を記載しています。

第3章 ごみ処理の現状と課題



3. 1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図3-1に示します。

ごみは、発生源（家庭や事業所）から排出され、処理対象の①燃やせるごみ②燃やせないごみ③粗大ごみ④資源ごみとして、ごみステーションまたはクリーンセンターへの自己搬入によって、クリーンセンターもしくはリサイクルセンターに集まります。その後、資源化可能なごみは再資源化業者に売却されます。その他のごみについては、君津地域広域廃棄物処理施設（以下「株式会社かずさクリーンシステム」）で中間（溶融）処理を施された後、溶融メタル（金属原料）・スラグ（コンクリート資材）、溶融飛灰（ダイオキシン類や重金属類を含む溶融残さ）、排気ガス（二酸化炭素や水蒸気等）に分かれ、売却・埋立処分・大気放出されて処理されています。

このほか、ごみステーションに排出される前に、地域の団体が自主的に資源化可能なごみの回収をする⑤資源ごみ集団回収でも収集されています。

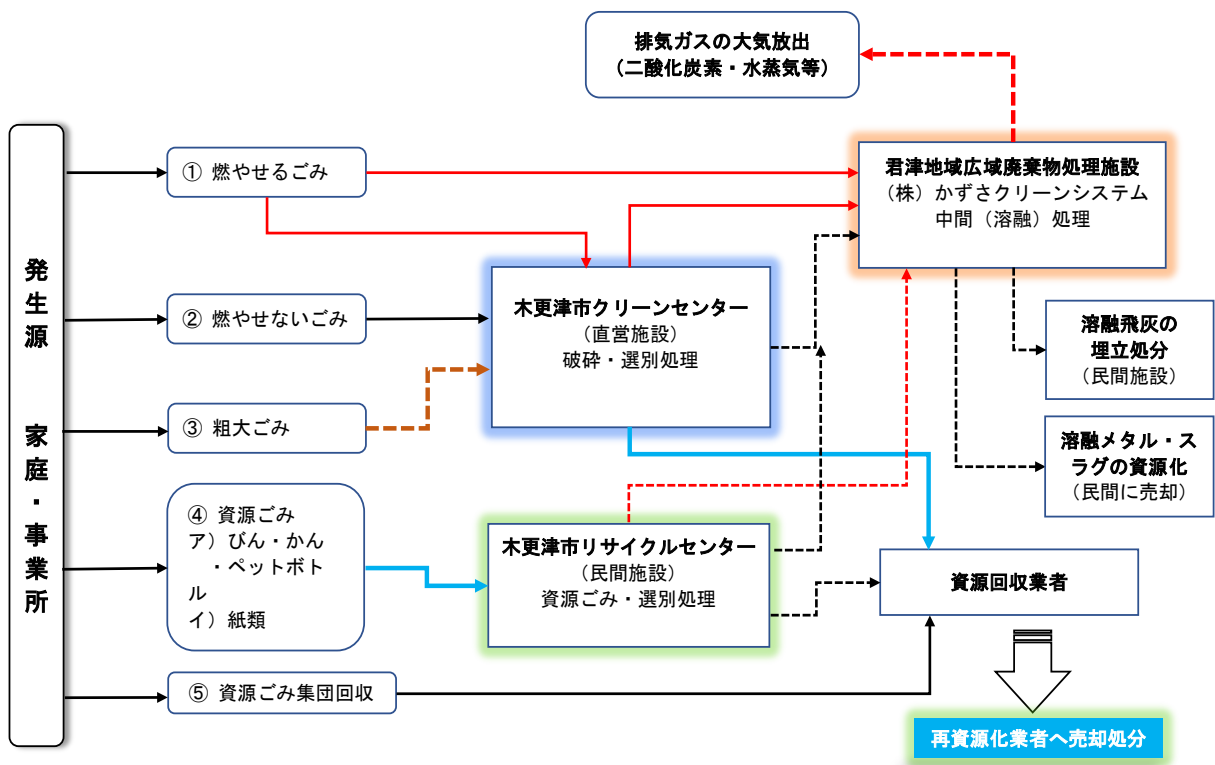


図3-1 現状のごみ処理フロー

(2) ごみ減量化・資源化の取組み

ア) ごみ減量化の取組み

ごみが発生源からごみ収集ルート（ごみステーション等）に排出される前に、その量を減らすことがごみ減量化です。本市では、この取組みとして、①「資源ごみ集団回収」と②「生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付」を実施しています。

① 資源ごみ集団回収

資源ごみ集団回収の推移を表3－1及び図3－2に示します。

資源ごみ集団回収とは、市内の地域に存在する各団体（自治会や子ども会など）が自発的に資源ごみを収集・販売することでごみの資源化を周知するとともに地域活動の促進を図る取組みです。市は、回収団体・引き取り業者双方に助成金を交付することで、団体の活動費と引き取り業者の引き取り費用の支援をしています。

表3－1 資源ごみ集団回収の推移

年 度	平成29	平成30	令和 1	令和 2	令和 3
件 数（延べ）	403件	401件	377件	296件	263件
資源ごみ集団回収量	1,179 t	1,091 t	922 t	574 t	528 t
① 助成金交付額（回収団体）	¥3,537,792	¥3,274,979	¥2,767,677	¥1,723,815	¥1,585,441
② 引取り金額（回収団体）	¥3,996,686	¥3,075,206	¥1,939,131	¥633,926	¥778,378
回収団体収入計（①＋②）	¥7,534,478	¥6,350,185	¥4,706,808	¥2,357,741	¥2,363,819
③ 助成金交付額（引き取り業者）	¥2,358,528	¥2,183,320	¥1,845,983	¥1,148,346	¥1,056,961
市助成計（①＋③）	¥5,896,320	¥5,458,299	¥4,613,660	¥2,872,161	¥2,642,402

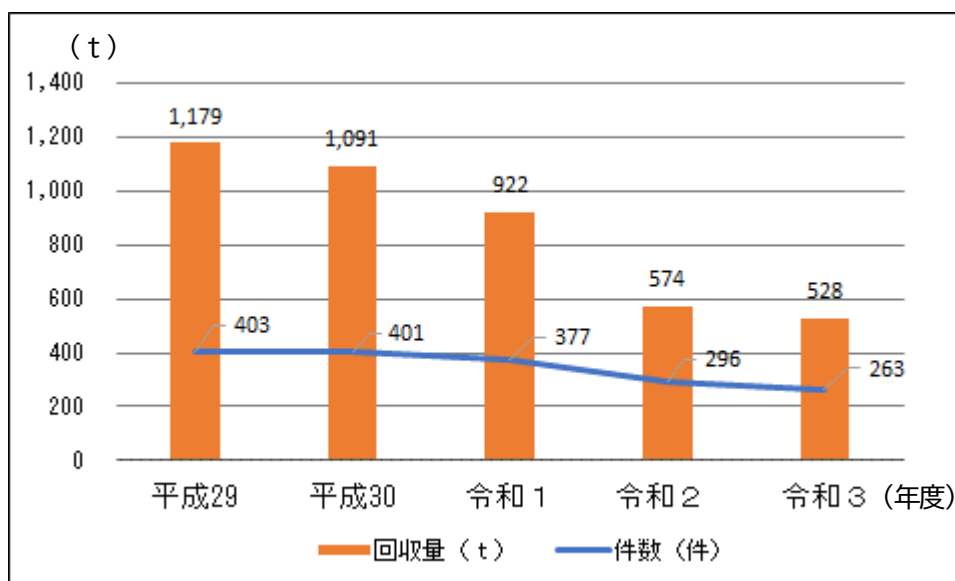


図3－2 資源ごみ集団回収の推移

② 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付

生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付では、生ごみ肥料化容器もしくは機械式生ごみ処理機を購入した方に対して購入費用の一部を助成し、個人での生ごみの肥料化を支援しています。生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付の推移を表3-2及び図3-3に示します。

生ごみ肥料化容器等の普及により、ごみの排出量が抑制されるだけでなく、ごみステーションが野生動物に荒らされる恐れや生ごみ等により発生する悪臭、指定ごみ袋購入費用（ごみ処理手数料）の節約、園芸用肥料の自作が期待できます。

今後も生ごみ肥料化容器等の普及、助成金の利用促進のため周知活動を進めていきます。

表3-2 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付の推移

年 度	平成29	平成30	令和 1	令和 2	令和 3
生ごみ肥料化容器（台）	22	12	10	29	23
機械式生ごみ処理機（台）	19	24	27	37	30
助成金交付額	¥514,000	¥606,900	¥667,700	¥745,100	¥622,300

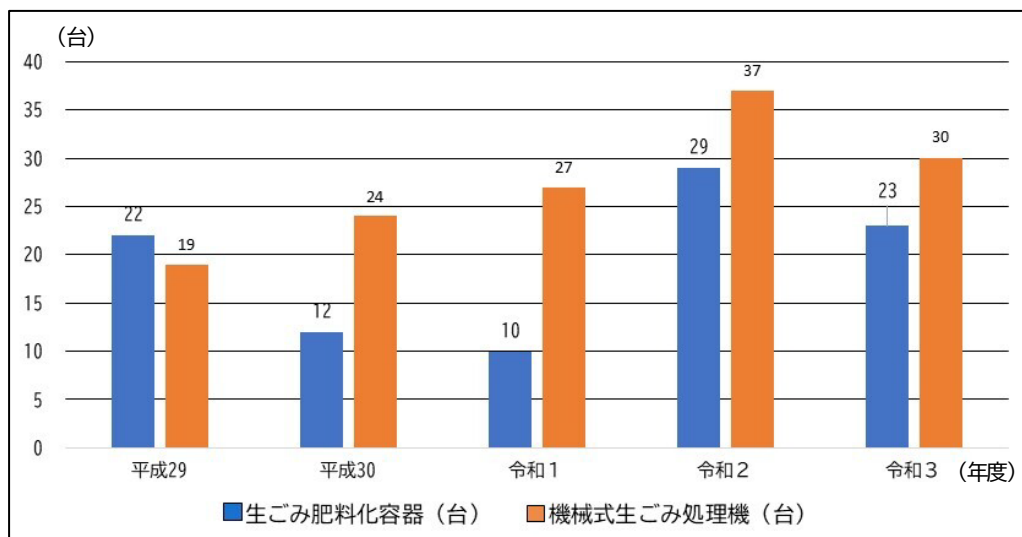


図3-3 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付の推移

イ) ごみ資源化の取組み

ごみ資源化の取組みは、ごみ減量化のごみ発生抑制の次の段階で実施するもので、ごみとして排出されるごみのうち、資源ごみを分別して、ごみ焼却処理量を減らす目的で実施するものです。

本市では、ごみ資源化の取組みとして、①ごみ分別資源化（ごみ排出段階での資源化）②中間処理施設（粗大ごみ処理施設）資源化③中間処理施設（溶融処理施設）資源化の3段階の取組みを行っています。

資源化量の傾向は、一時減少したものの、令和2年度から増加に転じています。

① ごみ分別資源化

資源ごみの分別排出については、資源ごみを4種類（①びん・かん・ペットボトル②容器包装プラスチック③紙類④衣類）に分け、収集・資源化を実施しています。

市民には、ごみ分別ガイドブックを配布して、本市における資源ごみの分別方法を周知しています。なお、ごみステーションで収集された資源ごみは、市内のリサイクルセンター（民間）へ搬入し、可燃・不燃残渣除去、再選別処理を経て、圧縮・梱包し、資源化しています。

ごみ排出段階でのごみ資源化量の推移を表3－3及び図3－4に示します。

表3－3 ごみ分別資源化の推移

（単位：t／年）

年 度		平成29	平成30	令和 1	令和 2	令和 3
びん（無色、茶色、その他）		774.18	738.95	728.16	717.68	710.16
かん（スチール、アルミ）		527.83	501.94	506.69	507.52	507.76
ペットボトル		587.86	622.88	645.62	681.00	718.64
容器包装プラスチック		615.20	634.69	590.58	652.28	647.85
紙類	新聞	1,017.67	874.75	791.60	802.99	836.98
	雑誌	593.94	548.15	539.31	658.94	622.38
	段ボール	550.99	532.40	574.55	844.93	926.67
	紙パック	11.98	10.70	9.58	18.18	15.78
	紙箱	64.96	60.49	61.52	112.36	116.17
	シュレッダー	8.75	7.99	11.51	8.41	9.35
衣類		64.14	56.59	58.85	111.28	103.53
合 計		4,817.50	4,589.53	4,517.97	5,115.57	5,215.27



図3－4 ごみ分別資源化の推移

② 中間処理施設（粗大ごみ処理施設）資源化

粗大ごみ処理施設でのごみ資源化量の推移を、表3－4及び図3－5に示します。

木更津市クリーンセンター内の粗大ごみ処理施設では、搬入される燃やせないごみ及び粗大ごみを破碎・選別処理して有価物（鉄類・アルミ廃材・自転車・廃家電品）と残さに選別し資源化を行っています。

資源化量の傾向をみると令和2年度まで鉄類（異種材プレス品）が増加、令和3年度で減少に転じています。その他については、鉄類に比べ量が少なく変動もみられません。

粗大ごみ処理施設の機能は、休止しているごみ焼却施設の付帯設備であったことから破袋・除袋機、磁選機、アルミ選別機、その他専用の資源回収機器が無く、破碎後直ぐに、磁選別された金属をプレス機で圧縮成形するだけの機能です。大半を占めている鉄類は、鉄、アルミにプラスチック、ビニールなどが混在した選別精度の悪いプレス品となっている状態です。

従って、粗大ごみ処理施設から資源買取業者に売却した後、業者の施設でプレス品を解碎し資源化していることから、非効率な状態であるといえます。

今後は、専用の資源化システムの構築と効率的な運営を含めた資源化処理施設の検討が必要です。

表3－4 中間処理施設での資源化量の推移

(単位：t／年)

年度	平成29	平成30	令和 1	令和 2	令和 3
鉄類（異種材プレス品）	451.57	537.53	593.97	707.66	554.86
アルミ廃材	3.77	4.13	8.97	5.79	4.41
自転車	35.40	59.63	56.91	66.22	58.92
廃家電品	5.11	14.35	5.68	8.87	8.50
資源化量合計	495.85	615.64	665.53	788.54	626.69

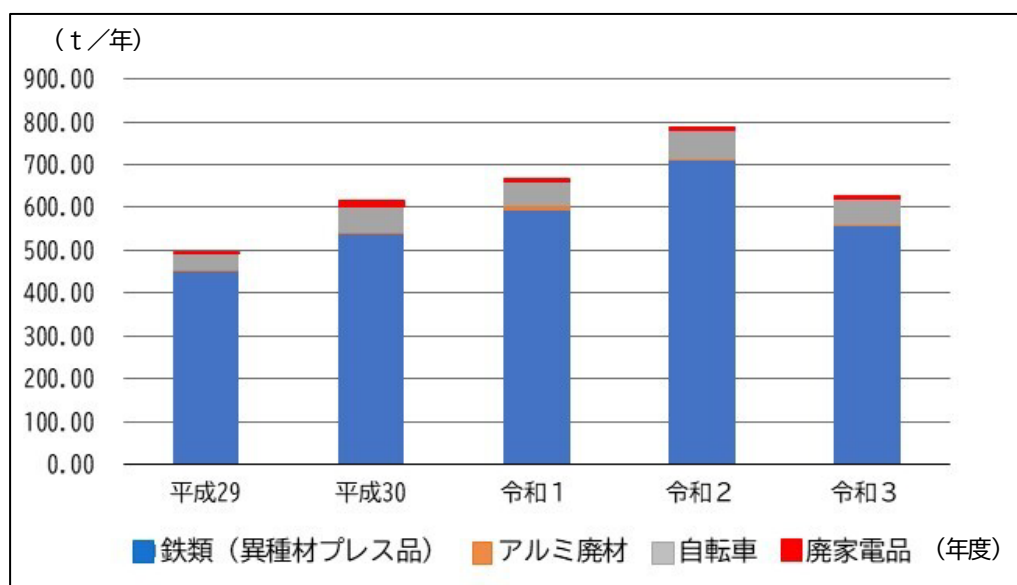


図3－5 中間処理施設の資源化量の推移

③ 中間処理施設（溶融処理施設）資源化

中間（溶融）処理施設でのごみ資源化量の推移を、表3－5及び図3－6に示します。

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市及び民間業者で運営されている株式会社かずさクリーンシステムでは、燃やせるごみ、リサイクルセンターや粗大ごみ処理施設で資源化できない残さを高温溶融処理しています。これらのごみを溶融すると溶融物である「メタル」と「スラグ」が生成されます。これらは、金属として、またはコンクリート資材として資源化されます。

表3－5 溶融物の発生量と売上高

(単位：t／年)

年 度	平成29	平成30	令和 1	令和 2	令和 3
溶融メタル発生量（t）	909.79	1,105.61	1,249.10	1,283.12	1,187.58
溶融スラグ発生量（t）	4,540.16	4,809.88	5,512.50	5,163.36	4,856.34
資源化量合計（t）	5,449.95	5,915.49	6,761.60	6,446.48	6,043.92
溶融メタル売上額（円）	49,121	59,695	177,082	183,477	169,812
溶融スラグ売上額（円）	49,022	51,936	60,153	56,787	53,407
資源化売上額合計（円）	98,143	111,631	237,235	240,264	223,219

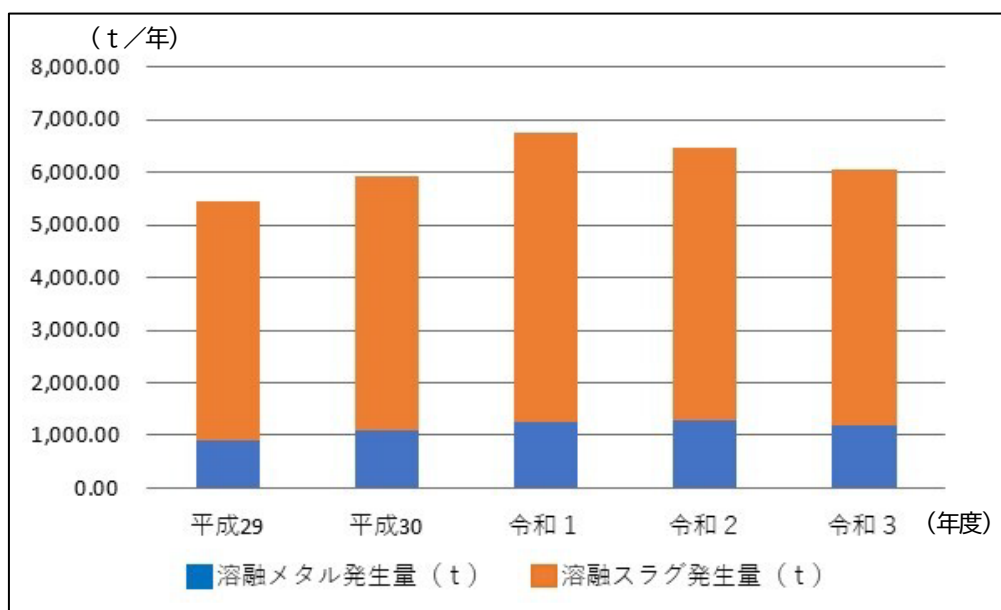


図3－6 溶融物の発生量とその割合

(3) ごみ排出の状況

ア) ごみ排出形態

現状のごみ排出形態を表3－6に示します。

本市におけるごみ排出は、ごみの分別ルールにより、大分類として①燃やせるごみ②燃やせないごみ③粗大ごみ④資源ごみの4分別式にそれぞれ分別・排出のルールを定め、各地域に設置されているごみ集積場（ごみステーション）への排出又は、クリーンセンターへの自己搬入制で運営しています。

表3-6 現状のごみ排出形態

家庭系 ごみ	① 燃やせるごみ	指定ごみ袋	ごみステーション
	② 燃やせないごみ	指定ごみ袋	ごみステーション
	③ 粗大ごみ	(ごみ分別ガイドブック)	戸別収集 (電話予約制)
	a びん・かん・ペットボトル	指定ごみ袋	ごみステーション
	b 容器包装プラスチック	指定ごみ袋	ごみステーション
	c 衣類	ひもで縛る	ごみステーション
	④ 資源ごみ		
	d 紙類		
	ア 雑誌・書籍		
	イ 雑紙		
事業系 ごみ	ウ 段ボール	ひもで縛る	ごみステーション
	エ 紙箱		
	オ 紙パック		
	カ 新聞紙		
	① 燃やせるごみ	透明な袋	
	② 燃やせないごみ	透明な袋	許可業者収集・運搬
	③ 粗大ごみ	(ごみ分別ガイドブック)	自己搬入
	④ 資源ごみ (びん・かん・ペットボトル)	透明な袋	

イ) ごみ総排出量

本市市域内から発生・排出されるごみ量をここでは、ごみ総排出量といいます。

過去10年間のごみ総排出量の推移を表3-7及び図3-7・図3-8に示します。

前計画では1人1日当たり排出量の削減目標を平成33年までに平成26年より-9.8gと定めていましたが、実績データをみると令和3年(平成33年)には-3gであり、目標値に達することができませんでした。また、過去10年間ごみ総排出量は、ほぼ横ばい(令和1年度においては、台風被害により一時的な廃棄物増加があった)の状況です。

表3-7 ごみ総排出量の推移

年度	ごみ排出量	本市の人口	1人1日平均排出量
	(t/年)	(人)	(g/人・日)
平成24	54,572.85	131,760	1,135
平成25	53,940.69	132,246	1,117
平成26	54,406.83	133,049	1,120
平成27	54,746.11	134,029	1,119
平成28	54,757.12	134,585	1,115
平成29	54,345.27	134,944	1,103
平成30	55,084.55	135,154	1,117
令和1	58,243.69	135,400	1,179
令和2	56,873.25	135,634	1,149
令和3	55,375.80	135,767	1,117

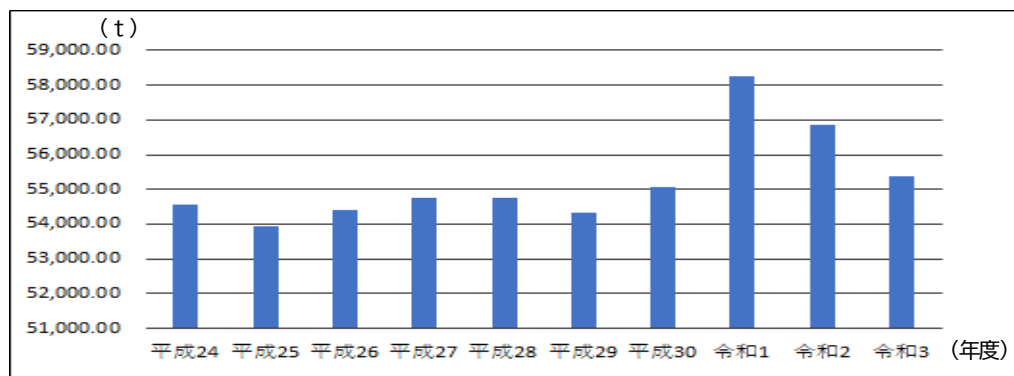


図3-7 ごみ総排出量の推移

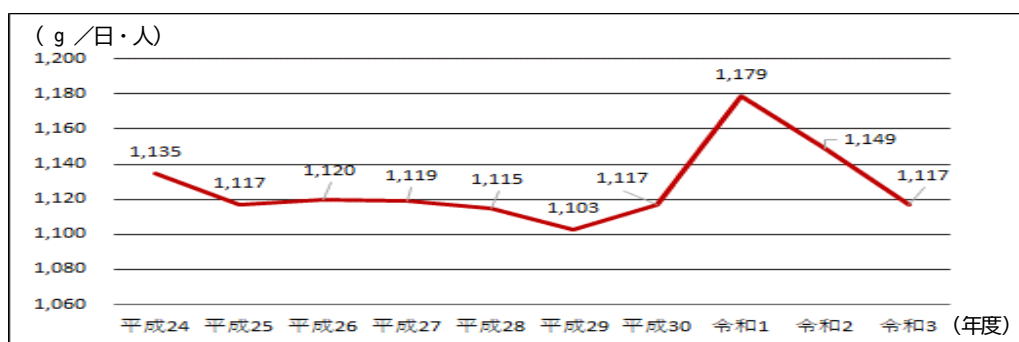


図3-8 ごみ総排出量の推移 (1人1日当たり)

ウ) 家庭系・事業系ごみ排出量

本市の家庭系と事業系のごみ排出量の推移を表3-8及び図3-9に示します。

家庭系ごみと事業系ごみの排出割合の実績値をみると、令和3年度において、家庭系ごみが32,285.66トン、事業系ごみが23,090.14トンであり、家庭系ごみが約58%、事業系ごみが約42%となっています。

なお、全国平均の令和2年度の生活系ごみ（家庭系ごみ）と事業系ごみのごみ排出割合（図3-10）と千葉県の前年度の家庭系ごみと事業系ごみの排出割合（図3-11）の推移をみると、いずれも家庭系ごみが約70%、事業系ごみが約30%となっており、本市の事業系ごみの排出割合は、全国平均及び千葉県平均より10%程度高い結果となっています。

表3-8 家庭系・事業系のごみ排出量

年度	ごみ排出量 (t/年)		
	家庭系	事業系	合計
平成24	33,599.77	20,973.08	54,572.85
平成25	33,506.38	20,434.31	53,940.69
平成26	32,861.07	21,545.76	54,406.83
平成27	32,494.43	22,251.68	54,746.11
平成28	32,279.79	22,477.33	54,757.12
平成29	31,739.48	22,605.79	54,345.27
平成30	31,807.21	23,277.34	55,084.55
令和1	33,950.10	24,291.59	58,241.69
令和2	34,069.11	22,804.14	56,873.25
令和3	32,285.66	23,090.14	55,375.80



図3-9 家庭系・事業系ごみの排出割合の実績（令和3年度）

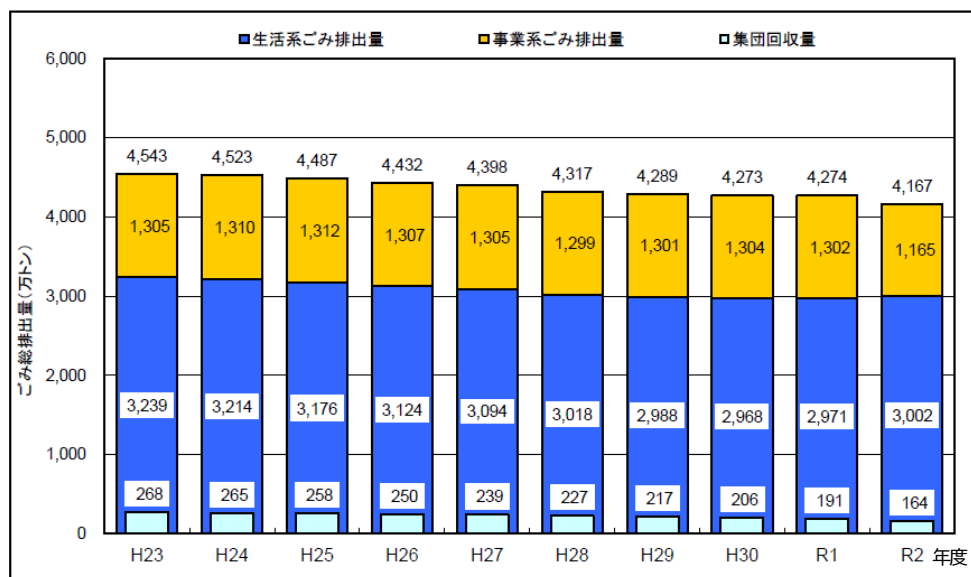


図3-10 全国の家庭系・事業系ごみ排出量の推移

（出典：環境省、令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査の結果より）

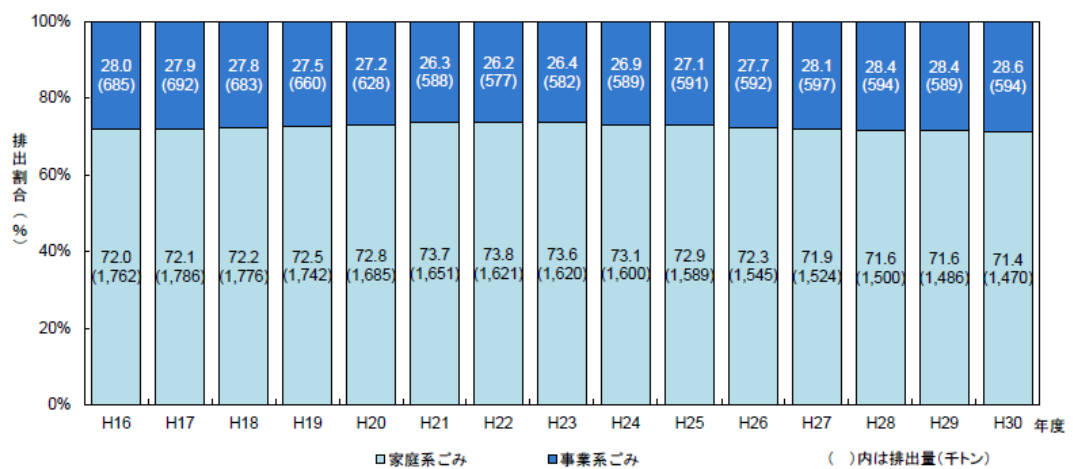


図3-11 千葉県の家系・事業系ごみ排出量の推移

（出典：第10次千葉県廃棄物処理計画 令和3年3月より）

工) ごみ種類別排出量

本市のごみ種類別排出量の推移を表3-9及び図3-12に示します。

また、ごみ種類別排出割合が最も多いのは、図3-13に示しましたとおり、燃やせるごみがごみ総排出量の81.5%を示し、毎年度同様の割合(80%以上)で推移しています。

表3-9 ごみ種類別排出量の推移

年度	ごみの種類別排出量 (t)				
	※燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合計
平成24	44,486.33	1,349.85	1,482.87	7,253.80	54,572.85
平成25	43,967.79	1,301.32	1,464.19	7,207.39	53,940.69
平成26	45,094.67	1,188.15	1,328.75	6,795.26	54,406.83
平成27	45,901.73	1,172.73	1,366.13	6,305.52	54,746.11
平成28	46,340.60	1,148.82	1,410.49	5,857.21	54,757.12
平成29	46,131.76	1,152.94	1,458.07	5,602.50	54,345.27
平成30	47,083.40	1,155.92	1,526.28	5,318.95	55,084.55
令和1	49,114.49	1,641.50	2,226.50	5,261.20	58,243.69
令和2	47,613.01	1,398.61	1,921.18	5,940.45	56,873.25
令和3	46,512.60	1,181.40	1,665.00	6,016.80	55,375.80

※燃やせるごみには、小動物を含む。

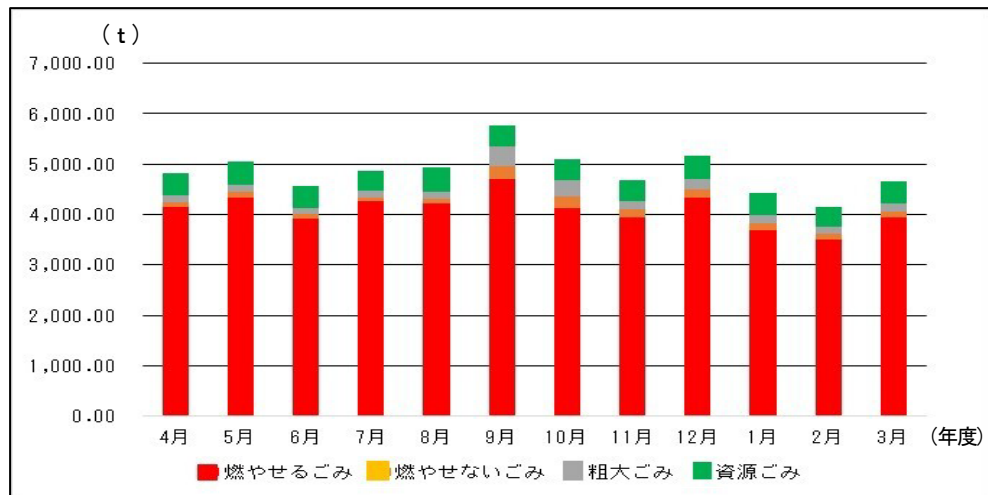


図3-12 ごみ種類別排出量の推移

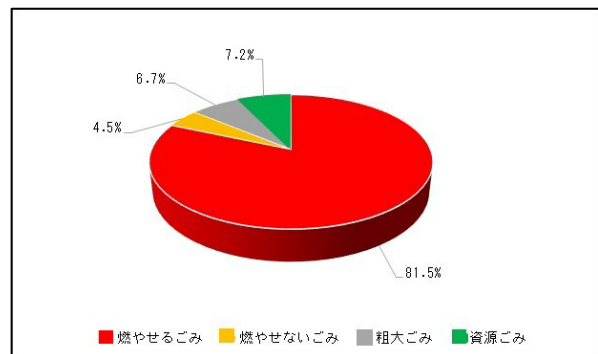


図3-13 ごみ種類別排出割合(令和3年度)

オ) ごみ組成割合

本市では、ごみの組成割合分析を実施していないので、参考として、千葉市のごみ組成割合分析調査（令和3年度）データを図3-14に示します。

ここで、グラフ中（家庭系）の紙類（資源化できない 22.4%）とは付着物で汚れた紙類を指し、紙類（資源化できる 9.8%）とは、汚れていない紙類を指しています。可燃ごみ（燃やせるごみ）の組成割合は、紙類 32.2%（22.4%+9.8%）、生ごみ 35.2%（33.4%+1.8%）、やわらかいプラスチック 18.0%、木・草類 5.4%、布類 3.8%、その他 5.3%の割合で、布類とその他を除くと全体の 90.8%は、有機系（バイオマス）とプラスチックで、洗浄（洗浄水再循環式）処理+バイオマス資源化の技術開発が進展すれば、家庭系ごみの 90%程の資源化が期待できます。

今後についても、技術の進歩を注視しつつ、従来のごみ処理技術の採用を前提とした、「ごみ分別収集」とします。

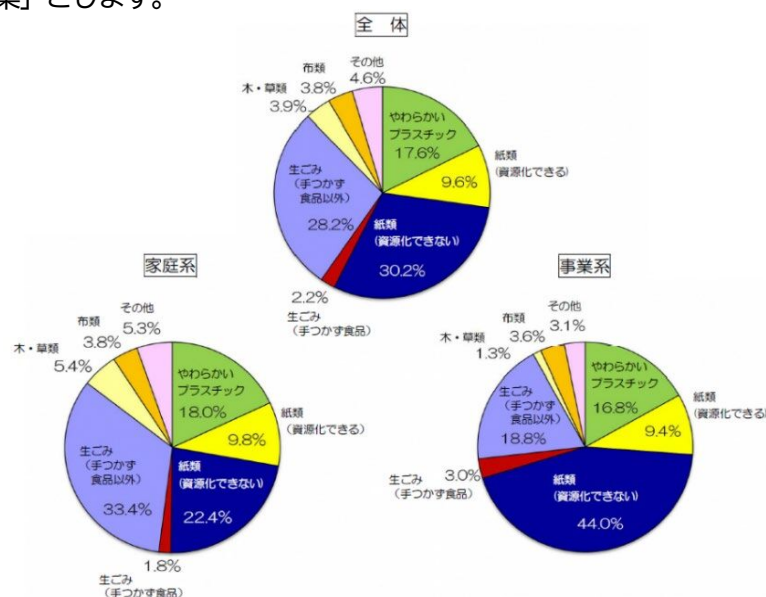


図3-14 可燃ごみの組成割合

環境省は、「ごみ処理基本計画策定指針」において、分別して収集するとした、ごみの種類及び分別の区分の中で、「洗浄処理した容器包装ごみは、資源ごみとして回収する、洗浄していないものは、分別収集の対象から適切に除去することが必要である」として、住民のごみ排出段階だけに洗浄処理を求めた容器包装廃棄物の分別収集の条件としています。

ごみ処理基本計画策定指針（環境省：平成28年9月）より一部抜粋

個別品目の分別収集

容器包装廃棄物の分別収集は、容器包装リサイクル法の基本方針において、市町村の取組として「住民に対して分別及び洗浄の徹底について周知を行い、洗浄されていない容器包装廃棄物や、容器包装以外の物が付着し、又は混入した容器包装廃棄物については収集を見合わせ、住民に対し分別排出の必要性等について説明すること等の措置を講ずることが必要である」こと、消費者の取組として「容器包装の種類に応じた分別、洗浄及び減容化を一層徹底し、付着した汚れの洗浄が困難なものについては容器包装に係る分別収集の対象から適切に除去することが必要である」ことが明記されており、この規定に則して行うものとする。

(4) 収集・運搬の状況

ア) 収集対象区域及び収集対象人口

本市の収集対象区域は、行政区域内全域とし、計画収集人口については、本市に居住している住民基本台帳に登録している市民を対象としています。

イ) 収集・運搬の状況

本市の家庭系ごみの収集・運搬の状況を表3-10に示します。

収集形態は、燃やせるごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック、衣類、雑誌、雑紙、紙箱、紙パック、新聞紙は委託によるごみステーション収集、燃やせないごみ、段ボールは直営によるごみステーション収集、粗大ごみは、委託による戸別収集としています。

事業系ごみについては、事業者自らの責任で適正に処理することを原則とし、自己処理出来ない場合は、自らクリーンセンターへ搬入するか、収集運搬許可業者へ処理を委託することとしています。

表3-10 収集・運搬の状況（家庭系ごみ）

令和4年4月1日現在

	ごみの分別区分（ごみの種類）	排出方法（ごみの出し方）	収集頻度	収集形態	収集方法		
家庭系ごみ	① 燃やせるごみ	指定ごみ袋（有料）	週２回	委託	ごみステーション		
	② 燃やせないごみ	指定ごみ袋（有料）	月２回	直営	ごみステーション		
	③ 粗大ごみ	処理券貼る又は、現金払い	週１回	委託	戸別収集（電話予約制）		
	④ 資源ごみ	a びん・かん・ペットボトル	指定ごみ袋	週１回	委託	ごみステーション	
		b 容器包装プラスチック	指定ごみ袋	週１回	委託	ごみステーション	
		c 衣類	ひもで縛る	月２回	委託	ごみステーション	
		d 紙類	ア 雑誌・書籍	ひもで縛る	月２回	委託	ごみステーション
			イ 雑紙	ひもで縛る	月２回	委託	ごみステーション
			ウ 段ボール	ひもで縛る	月２回	直営	ごみステーション
			エ 紙箱	ひもで縛る	月２回	委託	ごみステーション
			オ 紙パック	ひもで縛る	月４回	委託	ごみステーション
			カ 新聞紙	ひもで縛る	月２回	委託	ごみステーション

(5) 中間処理の状況

ア) ごみ処理量

本市のごみは、木更津市直営で運営している粗大ごみ処理施設での処理と民間事業者への委託により処理しています。過去 10 年間処理体制に大幅な変更はないため、令和 3 年度ごみ処理量の実績を表 3-11 及び図 3-15 に示します。

表 3-11 中間処理の実績（令和 3 年度）

処理対象・廃棄物名	処理施設別処理量（t/年）			リサイクル・資源化量	廃棄物量 （排気ガス含む）
	粗大ごみ処理施設	リサイクルセンター	焼却施設		
燃やせるごみ			44,717.56	6,043.92	
焼却残さ（溶融飛灰）					2,128.60
排気ガス・排熱					40,502.33
燃やせないごみ	1,184.40			641.35	
粗大ごみ	1,665.00				
破碎可燃残さ			1,320.87		
破碎不燃残さ			898.84		
資源ごみ	42.17	5,974.63		5,215.27	
資源選別可燃残さ			455.58		
資源選別不燃残さ			229.93		
し尿・浄化槽汚泥			2,211.08		
条例産廃			200.85		
合計	2,891.57	5,974.63	50,034.71	11,900.54	42,630.93

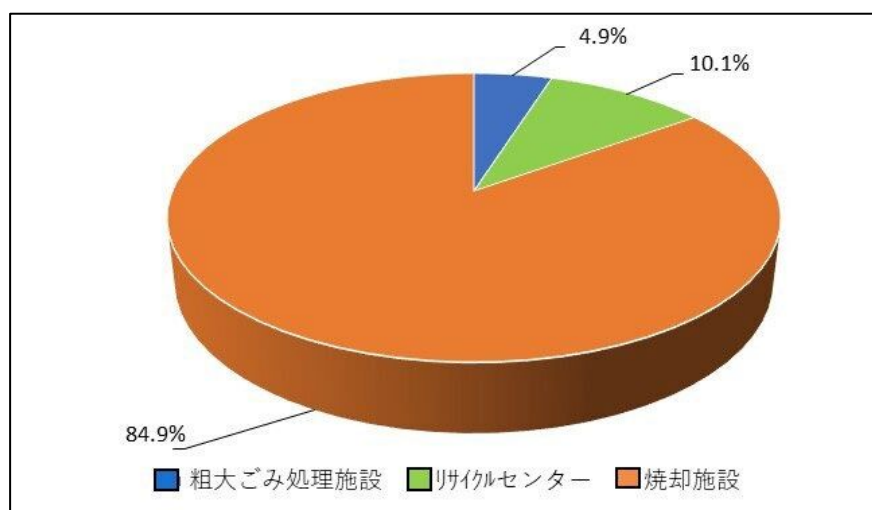


図 3-15 処理施設別処理量の割合（令和 3 年度実績）

イ) 粗大ごみ処理施設

木更津市クリーンセンター全体配置図を図3-16に示します。

本市の粗大ごみ処理施設は、木更津市クリーンセンター内に配置されています。本施設は、ごみ焼却施設の付帯施設として設置されたもので、工場棟の左側に配置されています。

また、平成17年度末でごみ焼却設備は休止し、破碎設備を使用して、燃やせないごみと粗大ごみの処理を行っています。

① 施設配置

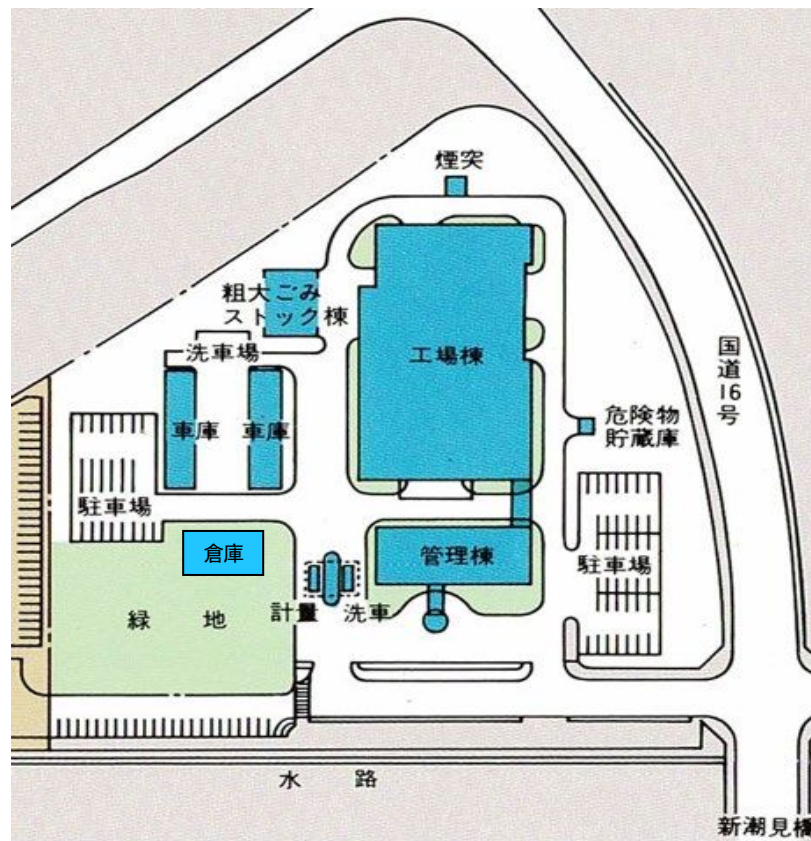


図3-16 木更津市クリーンセンター全体配置図

② 設備仕様の概要

- ・ 使用開始年度：昭和63年度（1988年度）
- ・ 処理対象物：燃やせないごみ（不燃ごみ）及び粗大ごみ
- ・ 粗大ごみ供給コンベヤ：傾斜式バケットエレベータ・・・・・・・・・・1基
- ・ 粗大ごみ破碎機：横型回転衝撃式・・・・・・・・・・・・・・・・・・1基
- ・ 粗大ごみ切断機：圧縮カッター切断式・・・・・・・・・・・・・・・・・・1基
- ・ 選別装置：トロンメル（回転式）鉄・アルミ選別機能なし・・・・1基
- ・ プレス機：圧縮成形式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1基
- ・ 搬出ホッパ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2基
- ・ 処理能力：25 t／5 h

③ 処理フロー

木更津市クリーンセンターの処理フローを図3-17に示します。

粗大ゴミ処理施設は、現在休止しているゴミ焼却設備の付帯設備で、稼働中の粗大ゴミ処理施設の処理フローを図3-18に示します。

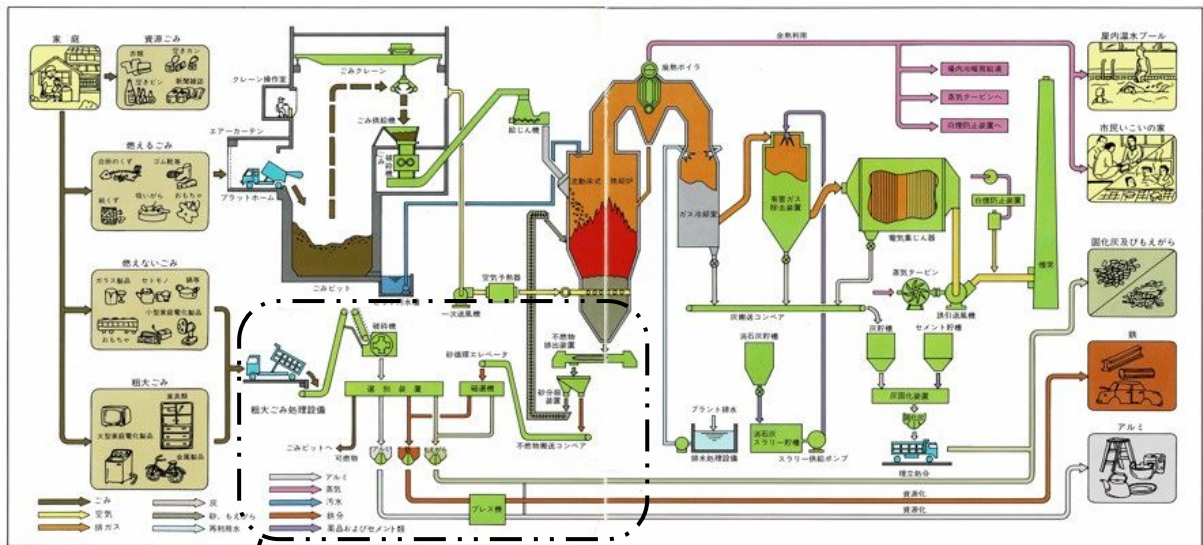


図3-17 木更津市クリーンセンター処理フロー

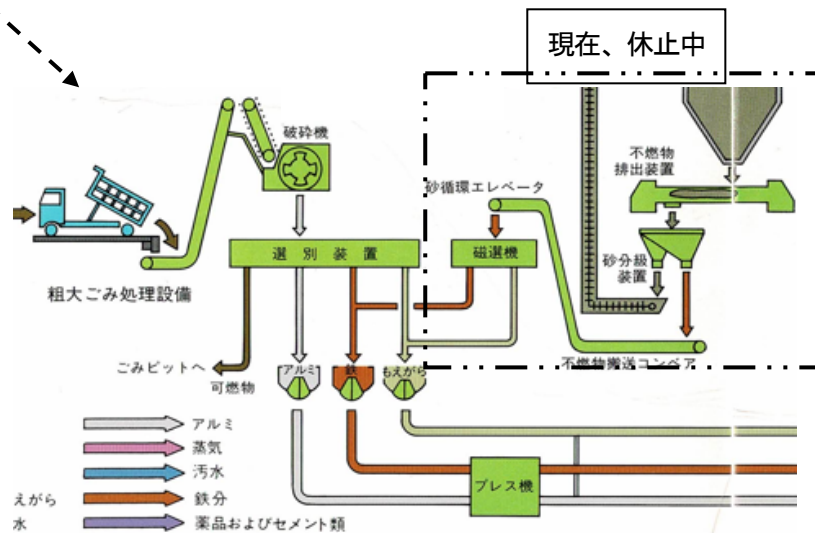


図3-18 粗大ゴミ処理施設の処理フロー

ウ) リサイクルセンター

本市では、ごみステーション・クリーンセンターで収集したびん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック、紙類の資源ごみは市内にあるリサイクルセンターに集積され、再商品化事業者に引き渡されます。

びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチックに関するリサイクルセンターの機器配置図を図3-19に示し、処理フローを図3-20に示します。

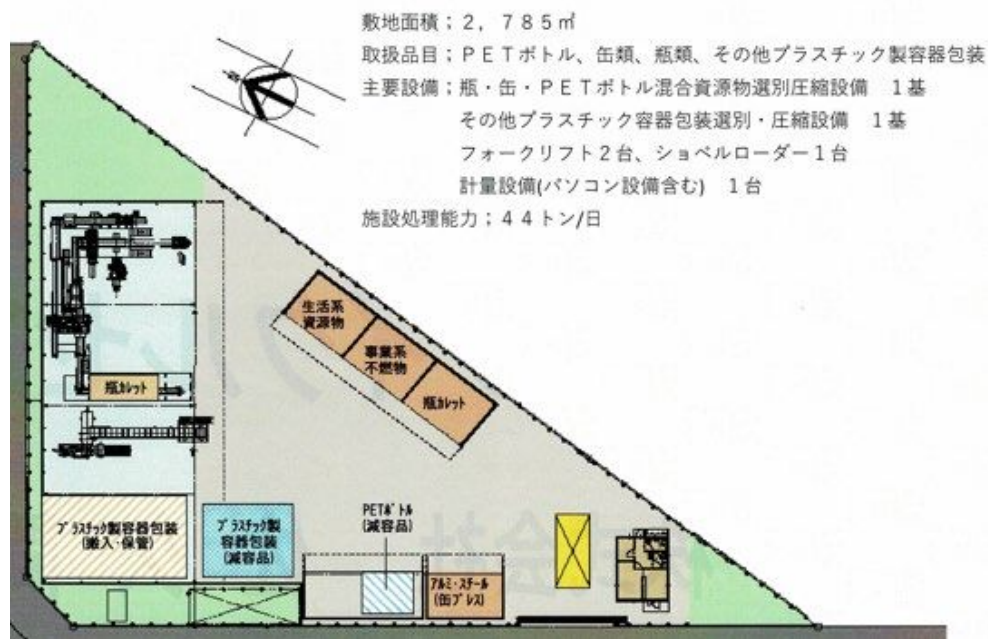


図3-19 リサイクルセンターの機器配置図

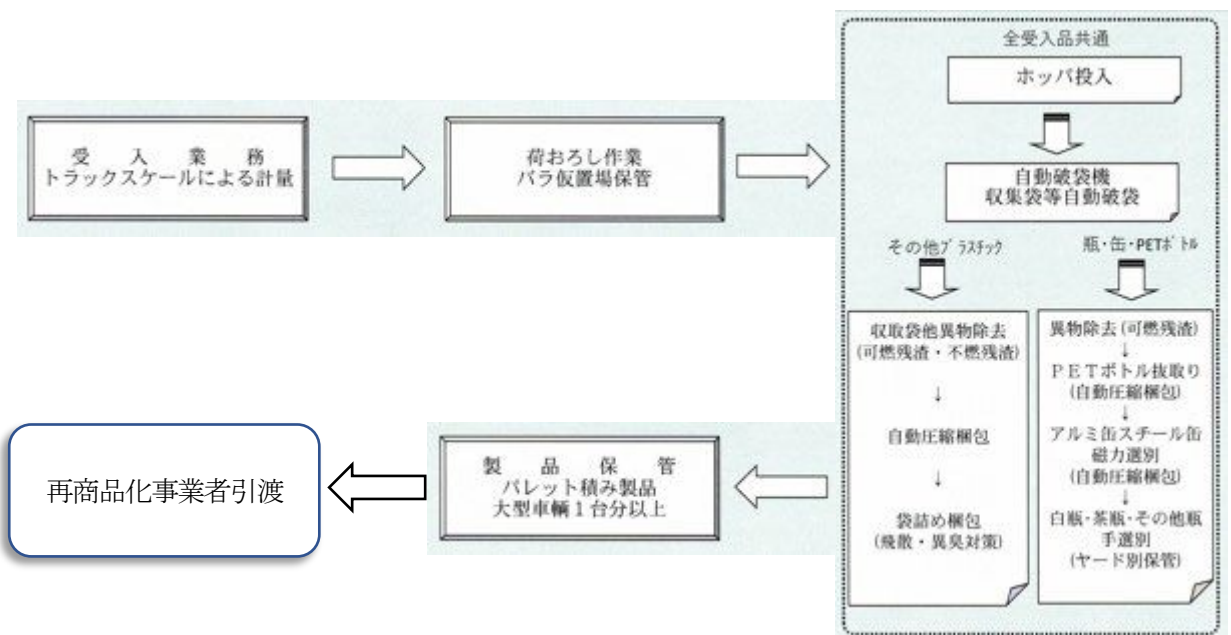


図3-20 リサイクルセンターの業務・処理フロー

工) 中間（溶融）処理施設

君津地域4市（木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市）では、民間企業と協力して4市のごみを中間（溶融）処理する施設（株式会社かずさクリーンシステム）を平成14年度から運用しています。

図3-21に中間（溶融）処理施設の処理フローを示します。

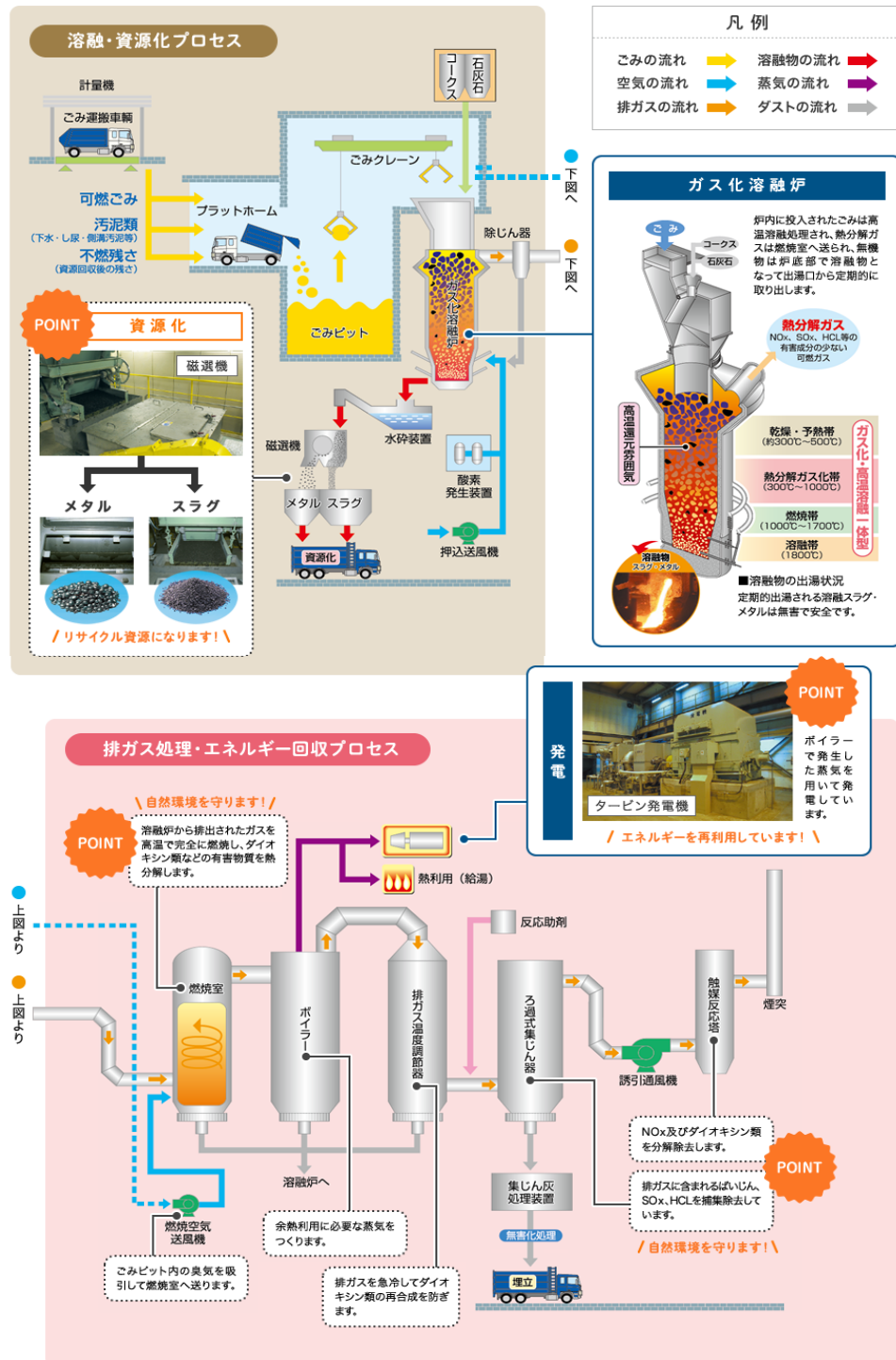


図3-21 中間（溶融）処理施設の処理フロー

(6) 最終処分の状況

株式会社かずさクリーンシステムで高温溶融処理されたごみは、溶融メタル（金属原料）・スラグ（コンクリート資材）、溶融飛灰（ダイオキシン類や重金属類を含む溶融残渣）、排気ガス（二酸化炭素や水蒸気等）に分かれて排出されますが、溶融飛灰に関しては再利用が困難なため、キレート剤を用いて無毒化したのち、最終処分場で埋立処理されています。本市は、最終処分場を有しておらず、現在は県外にある民間最終処分場に委託しています。

(7) 行財政の状況

本市のごみ処理経費の推移を表3-12及び図3-22に示します。

表3-12 ごみ処理経費の推移

年 度		平成29	平成30	令和 1	令和2	令和3
人 口（人）		134,944	135,154	135,400	135,634	135,767
ごみ処理量（t／年）		54,345.27	55,084.55	58,243.69	56,873.25	55,375.80
清掃総務費（千円／年）		45,914	51,780	73,143	250,007	41,692
収集運搬費（千円／年）		614,555	621,820	636,582	659,043	669,975
処理施設 関係費 （千円／年）	中間処理委託費	1,428,538	1,446,697	1,446,023	1,453,542	1,473,003
	最終処分費	66,181	72,532	76,212	86,557	81,585
	クリーンセンター費	420,686	427,677	541,775	443,002	412,598
	合 計	1,915,405	1,946,906	2,064,010	1,983,101	1,967,186
ごみ1t 当り経費 （円／t）	収集運搬費	11,309	11,289	10,930	11,588	12,099
	中間処理委託費	26,287	26,264	24,828	25,558	26,601
	最終処分費	1,218	1,317	1,309	1,522	1,474
	クリーンセンター費	7,741	7,764	9,302	7,790	7,451
合 計		46,555	46,634	46,369	46,458	47,625
市民1人当り経費（円／人）		19,089	19,389	20,486	21,324	19,732

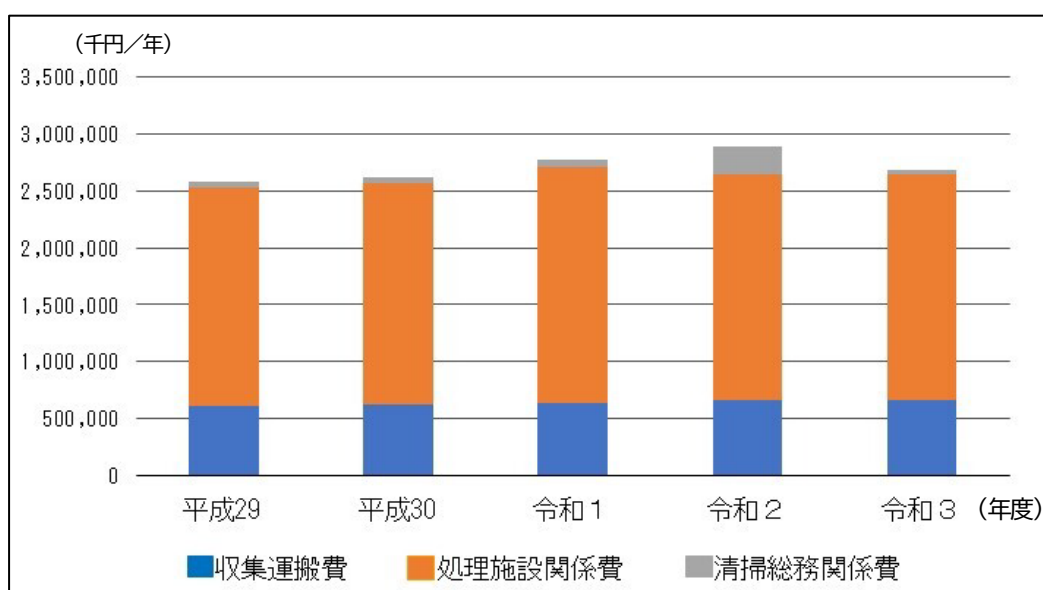


図3-22 ごみ処理経費の推移

(8) 市民アンケート調査結果の分析

本計画の策定に当って、市民の日常生活におけるごみ減量やリサイクルに関する取組みなどを把握し、今後の事業の進め方等を検討する上での参考とするため、「ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート調査」を実施しました。この市民アンケート調査では、大変多くの方がごみの減量やリサイクルに関心を持っていることや、市が現在行っている取組みに対して概ね理解をいただいていることがわかりました。

一方で、ごみの減量、リサイクルを進めるための取組みやごみ出し等のルール・マナー向上のための取組み強化、ごみに関する情報提供の充実など、今後取組んでいくことが必要な項目を確認することもできました。

市民アンケート調査結果の詳細は、資料編2「ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート調査結果」をご覧ください。

3. 2 現状の問題点と今後の課題

(1) 前計画の目標達成状況

本市の前計画において、ごみ処理の基本方針と目標値を定め、その達成に向け各種施策を実施してきました。以下に、前計画で定めた、計画の基本目標と施策の実現に向けての基本方針をまとめ、前計画に対する中間評価を実施します。

● 前計画（平成 29 年 3 月木更津市一般廃棄物処理基本計画）より抜粋 基本目標

ごみ排出量（1 人 1 日当りごみ排出量）の削減目標

年度	基準年度 平成 26	中間目標 平成 33 (令和 3)	実績 令和 3	最終目標 平成 38 (令和 8)
1 人 1 日当り ごみ排出量 (基準年度比)	1,153g	1,040g (△9.8%)	1,125 g (△2.4%)	980g (△15.0%)
家庭系ごみ (基準年度比)	710g	640g (△9.9%)	660 g (△7.0%)	600g (△15.5%)
事業系ごみ (基準年度比)	444g	400g (△9.9%)	465 g (4.7%)	380g (△14.4%)

ごみの排出量については、いずれも中間目標を達成することができませんでした。特に、事業系ごみの排出量は基準年度より増えています。

リサイクル率の目標

年度	基準年度 平成 26	中間目標 平成 33 (令和 3)	実績 令和 3	最終目標 平成 38 (令和 8)
リサイクル率 (基準年度比)	25.3%	32.0% (6.7%)	22.2% (△3.1)	35.0% (9.7%)

(2) 前計画に掲げる各基本方針における課題

基本方針 1 ごみの減量化・資源化の推進

1) 家庭系ごみの減量化・資源化の推進

家庭系ごみの減量化・資源化の推進については、積極的な情報発信、リサイクルフェア・

施設見学会・出前講座等の開催により意識啓発活動を行ってきました。今回実施した市民アンケート調査でもごみの減量やリサイクルを「日々実践している」・「自分に負担がかからない範囲で実践している」と回答した方が約9割で、そのうち約9割の方がマイバックを持参すると回答しました。また、ごみ袋の有料化については、有料化を契機にごみの減量やリサイクルに取り組んだ人は約3割いました。このことから、市の啓発活動と有料化には一定の効果があったことが確認できました。一方で、資源ごみ集団回収は、年々減少傾向が続き5年間で半減以下に落ち込んでピーク時であった平成24年度の1,647t／年に比べると令和3年度は528t／年と、1／3程となっています。これは、新型コロナウィルス感染症まん延の影響によるものとみられ、直ちに市民のリサイクル意識が悪化したものとは考えられません。地域住民の連帯に基づく活動の効果は非常に期待ができるため、集団回収事業の活発化を検討する必要があります。

さらに、生ごみ肥料化容器等購入設置助成金の申請件数は少数にとどまっていることに加え、市民アンケート調査の結果では、生ごみ肥料化容器等の購入助成をすべきと考えている方が約2割いました。このことは、既存の助成制度に関する周知が足りていないことを示唆しています。今後は、本市の家庭系ごみの組成を分析しつつ、生ごみ肥料化容器等購入設置助成金の周知を強化すると共に、生ごみ等の処理について効率的な再利用化について検討する必要があります。

2) 事業系ごみの減量化・資源化の推進

事業系ごみの減量化・資源化の推進については、事業用大規模建築物（大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗及び事業の用に供する部分の床面積が3,000㎡以上の建物）の所有者に対し、事業系廃棄物の種類、発生量の見込み、再生利用の方策に関する事項等を定めた「事業系廃棄物の減量化及び資源化に関する計画」の提出を求め、計画に沿った適正な処理と減量化・資源化目標の達成について指導を行ってきました。また、令和3年4月には家庭系ごみと共にごみ処理手数料の見直しを実施しましたが、事業系ごみの減少は確認できませんでした。ごみステーションにおいても事業系ごみと思われるごみの排出が確認されています。

事業者向けアンケートを実施することで、市内事業者のごみ排出の現状を把握し、再資源化の徹底、ごみステーションへの不正排出防止を進めると共に、ごみの排出者責任を負う事業者の処理手数料を適正に賦課していく必要があります。

3) ごみの減量化・資源化のためのシステム整備

一部事業者において、店頭で資源ごみの回収を実施しているところがありますが、市内ではまだまだ普及している状況とはいえません。市内小売事業者と連携して、市民が購入した場所で資源を回収できる仕組み作りをしていく必要があります。

また、クリーンセンターに搬入される粗大ごみの中には、リユースできるものが含まれています。これら再使用可能なものを市民が手軽に入手もしくは排出前に交換し合える環境の整備が必要です。

基本方針2 ごみの適正処理と効率化の推進

1) 適正な収集・運搬の推進

ごみの収集においては、今回の市民アンケート調査から概ね適正な分別種類・頻度であることが確認されました。令和4年4月現在、本市内に約6,400箇所あるごみステーションの管理については、利用者の責任によって維持管理される仕組みを保持します。また、本市のごみの排出ルールを守らない事例も確認されているため、市ホームページ、ごみ分別ガイドブック、ごみ出しカレンダー等を通じて市民の分別排出ルールを徹底する必要があります。

収集運搬体制については、本市のごみ排出量は横ばい傾向にあり、現在の一般廃棄物収集運搬許可業者の増加の必要性はうかがえません。ただし、令和9年度から君津地域と安房地域の一部（鴨川市・南房総市・鋸南町）、及び民間企業で運営する第2期君津地域広域廃棄物処理施設（以下「株式会社上総安房クリーンシステム」）の稼働が富津市で始まります。これに伴い、現在本市のごみを中間（溶融）処理している株式会社かずさクリーンシステムから運搬距離が長くなることを踏まえ、収集運搬体制の効率化、収集運搬車両の低燃費・低公害化を検討する必要があります。

2) 適正な中間処理の推進

現在、燃やせるごみは株式会社かずさクリーンシステム、燃やせないごみ・粗大ごみはクリーンセンター、資源ごみは民間業者で処理しています。処理体制に特別な問題はありませんが、クリーンセンターの破碎処理施設は、旧焼却施設の付属設備を使用していることから金属類に不純物が含まれています。このため、より効率的な選別体制の検討が必要です。また、令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことに伴い、現在分別収集している容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックの収集処理体制についても検討する必要があります。

基本方針3 市民・事業者等との協調の推進

1) 情報共有の推進

本市では、ホームページ・ごみ分別ガイドブック・ごみ出しカレンダーなどによってごみの排出ルールやリサイクルに関する情報を掲載し、市民に情報提供しています。しかし、災害時の廃棄物処理においても重要な課題となりますので、現状の情報発信力に加え、より強力な情報発信力を検討する必要があります。

第4章 ごみ排出量の将来予測



4. 1 人口の将来予測

(1) 将来人口の推計

本市の将来人口の推計値を表4－1及び図4－1に示します。

本計画では、平成24年度～令和4年度までの実績人口に基づいて、将来人口を推計します。

本市の行政区域内の将来人口は、トレンド法推計式の信頼下限と信頼上限の中間値(予測値)を採用し、将来人口を推計しました。

表4－1 将来人口の推計

年度	人口 (人)	
平成24	129,617	実績人口
平成25	131,760	
平成26	132,246	
平成27	133,049	
平成28	134,029	
平成29	134,585	
平成30	134,944	
令和1	135,154	
令和2	135,400	
令和3	135,634	
令和4	135,767	推計人口
令和5	136,026	
令和6	136,285	
令和7	136,694	
令和8	136,672	
令和9	136,649	
令和10	136,627	
令和11	136,604	
令和12	136,582	
令和13	136,343	
令和14	136,105	
令和15	135,866	

実績人口は住民基本台帳（各年度4月1日現在）より

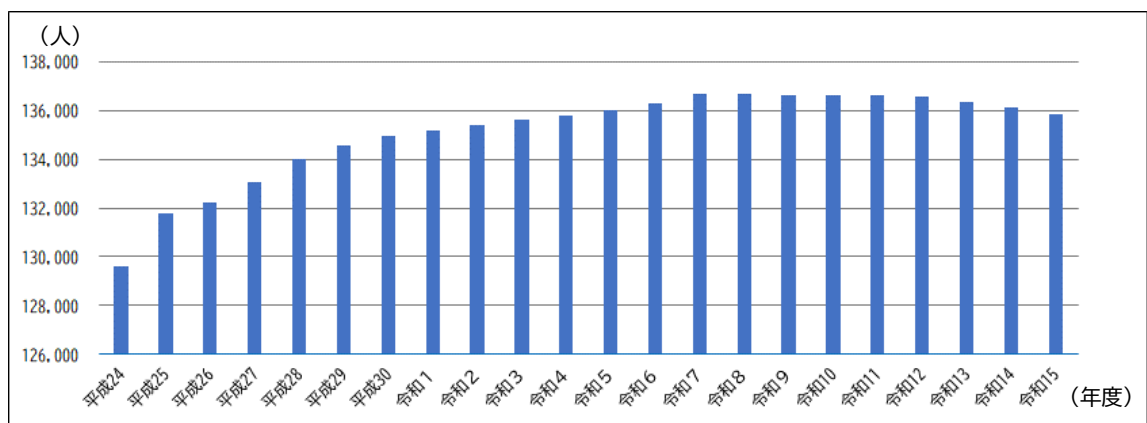


図4－1 将来人口の推計

4. 2 ごみ量の予測

(1) ごみ排出量

ごみ排出量の将来推計は、家庭系ごみと事業系ごみ毎に推計します。

家庭系ごみは、1人1日平均排出量を原単位とし、トレンド法により予測を行い、将来推計人口を乗じてごみ排出量の予測値としました。一方、事業系ごみは、年平均排出量を原単位とし、トレンド法により予測を行い、ごみ排出量の予測値としました。

ア) 家庭系ごみ

家庭系ごみの将来推計を表4-2に示します。

本市の家庭系ごみの将来推計に当って、1人1日当り排出量の実績値をみると、増減がありかつ令和1年度・令和2年度が大型台風の影響で増加しており、トレンド法による推計は使用できないため、過去10年間を基にした平均値を将来推計の原単位として推計しました。

表4-2 家庭系ごみの将来推計

年度	ごみ排出量 (t/年)	本市の人口 (人)	1人1日平均排出量 (g/人・日)
平成24	33,599.77	131,760	699
平成25	33,506.38	132,246	694
平成26	32,861.07	133,049	677
平成27	32,494.43	134,029	664
平成28	32,279.79	134,585	657
平成29	31,739.48	134,944	644
平成30	31,807.21	135,154	645
令和1	33,950.10	135,400	687
令和2	34,069.11	135,634	688
令和3	32,285.66	135,767	652
令和4	33,298.04	136,026	671
令和5	33,222.21	136,285	668
令和6	33,190.77	136,694	665
令和7	33,128.38	136,672	664
令和8	33,122.13	136,649	664
令和9	33,151.52	136,627	665
令和10	33,247.54	136,604	667
令和11	33,352.07	136,582	669
令和12	33,204.43	136,343	667
令和13	33,042.37	136,105	665
令和14	33,051.86	135,866	666

注) 本表の各年度における人口は、ごみ排出量(毎年度3月31日)の時点と揃えるため翌年度の4月1日時点の人口を記載しています。

イ) 事業系ごみ

事業系ごみの将来推計を表４－３に示します。

表４－３ 事業系ごみの将来推計

年度	ごみ排出量 (t／年)
平成24	20,973.08
平成25	20,434.31
平成26	21,545.76
平成27	22,251.68
平成28	22,477.33
平成29	22,605.79
平成30	23,277.34
令和 1	24,291.59
令和 2	22,804.14
令和 3	23,090.14
令和 4	25,157.32
令和 5	24,475.67
令和 6	24,794.01
令和 7	25,112.36
令和 8	25,430.71
令和 9	25,749.06
令和10	26,067.41
令和11	26,385.76
令和12	26,704.11
令和13	27,022.46
令和14	27,340.81

ウ) ごみ総排出量の将来推計

家庭系ごみと事業系ごみを合計したごみ総排出量を表４－４に示します。

表４－４ ごみ総排出量の将来推計（減量化・資源化の施策前）

年度	収集人口	ごみ排出量（t／年）		
		家庭系	事業系	合計
平成24	131,760	33,599.77	20,973.08	54,572.85
平成25	132,246	33,506.38	20,434.31	53,940.69
平成26	133,049	32,861.07	21,545.76	54,406.83
平成27	134,029	32,494.43	22,251.68	54,746.11
平成28	134,585	32,279.79	22,477.33	54,757.12
平成29	134,944	31,739.48	22,605.79	54,345.27
平成30	135,154	31,807.21	23,277.34	55,084.55
令和 1	135,400	33,950.10	24,291.59	58,241.69
令和 2	135,634	34,069.11	22,804.14	56,873.25
令和 3	135,767	32,285.66	23,090.14	55,375.80
令和 4	136,026	33,298.04	25,157.32	58,455.36
令和 5	136,285	33,222.21	24,475.67	57,697.88
令和 6	136,694	33,190.77	24,794.01	57,984.78
令和 7	136,672	33,128.38	25,112.36	58,240.74
令和 8	136,649	33,122.13	25,430.71	58,552.84
令和 9	136,627	33,151.52	25,749.06	58,900.58
令和10	136,604	33,247.54	26,067.41	59,314.95
令和11	136,582	33,352.07	26,385.76	59,737.83
令和12	136,343	33,204.43	26,704.11	59,908.54
令和13	136,105	33,042.37	27,022.46	60,064.83
令和14	135,866	33,051.86	27,340.81	60,392.67

注）本表の各年度における人口は、ごみ排出量（毎年度３月31日）の時点と揃えるため翌年度の４月１日時点の人口を記載しています。

第5章 ごみ処理基本計画



5. 1 基本理念・基本方針

我が国は、大量廃棄型社会から再商品化（資源化）型の社会への転換を進めているものの、未だ気候変動、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性への影響など様々な環境問題を解決するには至っていません。

これらの問題を解決しつつ、経済発展をするためには、地球環境すなわち大気、水、土壌等の汚染を少なくし生態系と調和する社会・経済システムを構築していくことが重要であり、自然界から採取した資源は可能な限り有効利用すると共に地球環境への負荷に配慮し廃棄物を無くす循環型経済（サーキュラーエコノミー）のまちづくりが必要です。

（1）基本理念

本計画では、ごみの排出抑制、ごみの減量化・資源化、ごみの適正処理のあり方とその方向性を示すに当り、木更津市総合計画第3次基本計画策定方針との整合性を図り、従来はごみであったものをこれからはごみだけで終わらせないという持続可能なまちづくりの推進、「ごみを資源に ～みんなでつくる 循環型のまち きさらづ～」を、前計画に引き続きごみ処理の基本理念とします。

（2）基本方針

基本理念を実現するため、本市のごみ処理における現状と課題を踏まえ、本計画の基本方針を以下のように設定します。

● 基本方針1：ごみの減量化・資源化の推進

本市域内での循環型経済（サーキュラーエコノミー）のまちづくりを、ごみの排出量を全体として削減する、排出されたごみを再資源化するという両輪で達成することを目指します。

● 基本方針2：ごみの適正処理と効率化の推進

各処理施設の適正運用及び処理の効率化により、環境負荷が少なく低コストな処理方法を目指します。

● 基本方針3：市民協働による取組みの推進

市民・事業者・行政の役割を明確にし、各々が当事者であるという意識を醸成することで各々が協働できる取組みを推進します。

（3）本計画における目標値

本計画における目標値は、表5－1のとおりとします。

本目標値の考え方といたしましては、家庭系・事業系の千葉県もしくは全国の平均値（令和4年度現在公表されている平成29年度から令和2年度までの各排出量）でいずれか少ない方

を最終目標とし、それぞれの合算を1人1日当りのごみ排出量の目標とします。中間目標としては、前計画の最終目標値（令和8年度時点での到達目標）を踏襲します。

リサイクル率につきましては、前計画の中間目標（平成33年）32.0%に対して、令和3年度の実績が9.8%及んでいないことから、まず千葉県の「第10次千葉県廃棄物処理計画」が令和7年度までに達成する目標値リサイクル率30%を中間目標とし、最終目標として前計画の最終目標である35%を目指します。なお、各目標値は国及び県が、各年度の10月1日時点の人口で計算しているため同じ時点での数値に直しています。

表5－1 ごみ処理の施策目標値

	基準年度 令和3年	中間目標 令和9年	最終目標 令和14年
1人1日当り ごみ排出量 (基準年度比)	1,125 g	980 g (△12.9%)	894 g (△20.5%)
家庭系ごみ (基準年度比)	660 g	651 g (△1.4%)	642 g (△2.7%)
事業系ごみ (基準年度比)	465 g	329 g (△29.3%)	252 g (△45.8%)
リサイクル率 (基準年度比)	22.2%	30.0% (7.8%)	35.0% (12.8%)

※令和3年度10月1日人口 136,141人

5. 2 目標達成に向けた施策と取組み

基本理念と基本方針の体系について図5－1で示します。また、基本方針の具体的施策は以下のとおりです。

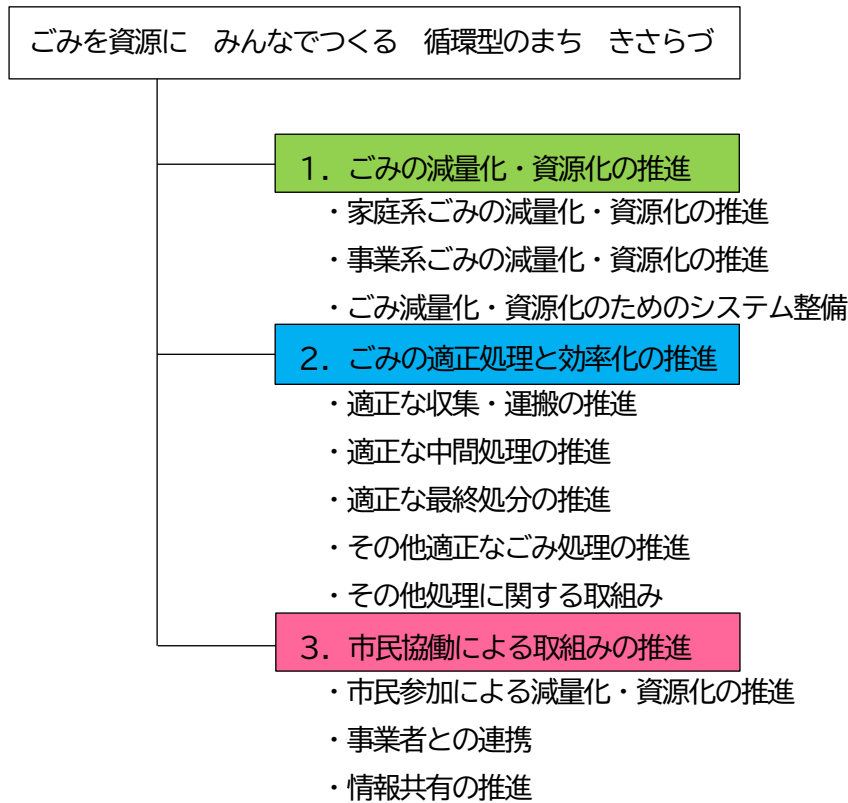


図5－1 ごみ処理基本計画の施策体系図

基本方針1 ごみの減量化・資源化の推進

1) 家庭系ごみの減量化・資源化の推進

① 減量化・資源化への意識啓発

前計画では、積極的な情報発信、リサイクルフェア・施設見学会・講演会・出前講座等の開催による意識啓発の取組みを行うと共に、未来の木更津市を担う市内小中学校児童・生徒へ本市のごみ処理状況、今後の環境への取組みでの課題などの情報を積極的に発信し、環境教育の充実を図ると共に、令和4年度までに給水スポットの設置、ペットボトルの水平リサイクル・リユースに係わる協定等、市民が参加しやすい事業や展開を進めているところです。本計画でも、この方針を維持すると共に、より効果的な啓発活動の研究を継続していきます。

② 資源ごみ集団回収の促進

本市の資源ごみ集団回収の回収量は年々減少しています。令和4年4月から「プラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを踏まえ、回収量と実施団体

数の増加に向けて、集団回収品目の検討、市民の集団回収への目的付けなどを研究し、一層の周知を図ることで地域住民の結びつきを利用した資源ごみ集団回収を促進します。

③ 生ごみの減量化の推進

現在、市立保育園、小中学校の給食の調理過程で発生する食糧残さは、たい肥化等により再資源化されています。また、個人向けには生ごみ肥料化容器等購入設置助成金を交付することで市民の食糧残さの再資源化を進めてきました。

前計画で実施しているこれらの取組みを強化していくことに加え、生ごみ肥料化容器を必要としない方の生ごみをどのように資源化していくか検討していきます。

④ レジ袋等の減量の推進

アンケート調査の結果、ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる方の約9割がマイバックを持参していることがわかりました。

今後は、ごみの減量・リサイクルに関心が低い方に対する啓発活動に取り組むとともに、事業所と連携したレジ袋の削減手法に関して検討していきます。

⑤ 指定ごみ袋制度・ごみ有料化の継続実施

平成16年4月から実施している「燃やせるごみ袋」・「燃やせないごみ袋」の有料化はごみの減量・リサイクルに一定の効果があることがアンケート調査の結果でわかります。このことから、現行制度を維持しつつ、手数料水準の適正化を目指していきます。

⑥ 粗大ごみの有料戸別収集制度の継続実施

家電リサイクル法の施行に伴い平成13年4月から実施している「粗大ごみ」の電話予約による個別収集については、安易に廃棄物として排出することを抑制し、大切に使用する意識を高めることを目的としているため、引き続き制度を継続していきます。

⑦ ごみ分別ルール見直しの必要性

ごみの減量化・資源化をより推進するためには、広域的な事業展開も見据え、分別ルールを見直す必要がありますので、他自治体の情報を収集・精査し、研究を進めてまいります。

2) 事業系ごみの減量化・資源化の推進

① 事業系ごみの減量化・資源化の徹底

事業活動によって生じるごみは、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないこと、ごみの減量化・資源化に努め、国や市の施策に積極的に協力しなければならないこととなっています。

これを踏まえ、本市では、事業用大規模建築物（大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗及び事業の用に供する部分の床面積が3,000㎡以上の建物）の所有者に対し、事業系廃棄物の種類、発生量の見込み、再生利用の方策に関する事項を定めた「事業系廃棄物の減量化及び資源化に関する計画」の提出を求めています。引き続き本計画の提出を求め、計画に沿った適正な処理と減量化・資源化の達成について指導していきます。

② 事業系ごみの不正排出の防止

本市では、ごみステーションに事業系ごみを排出することはできず、事業者自らクリーン

センターに搬入するかもしくは、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してクリーンセンターや株式会社かずさクリーンシステムに搬入する場合に処理しています。

しかしながら、事業系ごみと思われるごみのごみステーションへの排出など本市の排出ルールが守られていない事例があります。これら、不適切な事業系ごみの排出を防ぐため、搬入車両の展開・開披検査の実施、排出場所の現地確認等を行っています。本計画でも引き続き継続していきます。

③ 事業系ごみの処理手数料の適正化

令和3年4月に家庭系ごみと併せて処理手数料の改定を行いました。

しかし、家庭系ごみの排出量が減少傾向にあることに対して、事業系ごみの減少傾向は認められません。今後も事業系ごみの処理手数料水準の適正化を目指します。

3) ごみの減量化・資源化のためのシステム整備

① 事業者による自主回収ルートの普及拡大

食品トレイ、紙パック、廃食用油、プリンタートナー、充電式電池などについて、市内の一部小売店等で店頭回収しています。この店頭回収の品目、店舗数の拡大及び市民が利用しやすい情報提供を実施していきます。

② 溶融メタル・溶融スラグの有効利用

株式会社かずさクリーンシステムで中間（溶融）処理により発生する溶融メタル及び溶融スラグの有効活用を図るため、市の公共工事での利用促進を継続します。

③ 新たな資源化への取組み

生ごみやせん定枝をたい肥化するなど、再資源化品目を拡大することを検討します。また、クリーンセンターに持ち込まれる粗大ごみの中には、リユース可能なものも含まれています。現在は、民間企業と協定を結び、リユース活動を支援していますが、今後はリユース活動の在り方を検討し、市民がより手軽にリユース品を入手できるシステムづくりに取組みます。

基本方針2 ごみの適正処理と効率化の推進

1) 適正な収集・運搬の推進

① ごみステーションの管理とごみ出しルールの啓発

令和4年4月現在本市には約6,400箇所のごみステーションがあります。これらごみステーションは利用者の責任のもと維持管理をしていただいておりますが、ごみ出しのルールやマナーを守らない事例がたびたび確認されています。ごみステーションの維持管理は、地域の景観、衛生に深く関わる問題ですので、今後もルール違反を行った人には直接指導などの必要な措置を実施していきます。

② 収集運搬体制の整備

現在、本市ではごみの排出量がほぼ横ばいで推移しており、急激な増加も予測していません。こうした状況のため、市内でごみの収集運搬の許可を得ている業者（一般廃棄物収集運搬許可業者）の数は十分であり、増加させる必要性を認めません。ただし、令和9年4月か

ら現在の株式会社かずさクリーンシステムに代わり、富津市で株式会社上総安房クリーンシステムが稼働する予定です。このため、本市のごみは本市内の処理施設から富津市に運搬する必要があるため、令和7年度を目途に収集運搬体制の効率化を目指し検討を進めると共に、低燃費・低公害車両の導入など環境問題軽減の両立を目指します。

2) 適正な中間処理の推進

① 既存施設の最適化

現在、「粗大ごみ」と「燃やせないごみ」は休止中の焼却施設に付属した破碎機等を利用して再資源化可能な金属類を抽出しています。当施設は焼却施設の付属施設であること、また、稼働から30年以上経過していることから不純物も多く含んだ状態で資源化されています。今後は、委託事業への移行を含め最適化を検討する必要性もありますが、事業の安定した実施の為に、廃棄物の一時保管所の整備、委託先への運搬業務に係わる人員及び車両等の配置、災害時における即応体制等に問題が生じる可能性が考えられることから、当面の間、現在の設備を適正に維持管理しつつ、より効率的な資源回収を検討します。

② ごみ処理の広域化

本市の燃やせるごみや汚泥、残さを中間（溶融）処理している株式会社かずさクリーンシステムは平成14年度から稼働し、令和8年度をもって稼働を終える予定となっています。その後は、富津市で株式会社上総安房クリーンシステムが稼働し、現在の君津地域4市に加え、安房地域の2市1町（鴨川市・南房総市・鋸南町）と協調し、共にごみの広域処理による効率化を目指します。

③ 施設の適正運用

現在稼働している施設の日常点検や設備保守を適正に行い、計画的に修繕を行うことで施設の延命化及び安定的な稼働を目指します。

3) 適正な最終処分の推進

本来、廃棄物の処理は自区域内（木更津市内）処理が原則となっていますが、本市には最終処分場がないことから他県2箇所の最終処分場に埋立処理を委託しています。

今後は、埋立処分する溶融飛灰の再利用化、運搬コスト、被災した際のリスク分散などを総合的に判断して処分のあり方を検討します。

4) その他適正なごみ処理の推進

① 市が収集・処理を行わないごみへの対応

消火器、タイヤ、バッテリー、コンクリートブロック、ピアノ、プロパンガスボンベ、充電式電池などの適正処理困難物や、家電リサイクル法に基づくリサイクル品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機等）など、市が収集・処理しないごみについては、適正な処理方法や処理が可能な民間業者等の情報を収集し、ごみ分別ガイドブックなどを利用した積極的な情報提供を行います。

② 在宅医療に伴う医療系廃棄物処理の仕組みづくり

本市においても高齢化により、在宅医療を受ける方が増えています。在宅医療を受けて家庭から排出される医療系廃棄物は、廃棄物処理法では一般廃棄物として市町村にその処理責任があるものとされています。しかし、この中には使用済みの注射針などが含まれ、収集者が感染症に感染するなどの危険があります。このため、環境省は「在宅医療廃棄物の処理に関する取り組み推進のための手引き」（平成 20 年 3 月、在宅医療廃棄物の処理のあり方検討会）を作成しました。本市も本手引きを参考とし、適正に処理していきます。

③ 資源ごみ抜き取り行為対策

「木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第 14 条の 3 において、市長が指定する者以外の者がごみステーションから資源ごみを回収することを禁止しています。このため、今後も市民の通報、市職員のパトロールによって抜き取りを防止していきます。

④ 不法投棄対策の推進

不法投棄については、まちをきれいにする運動（ゴミゼロ運動、矢那川清掃、海岸清掃、河川清掃）をとおして、行政、事業所、市民協働のもと処理しています。また、不法投棄監視員、市職員のパトロール及び監視カメラの設置を実施し、今後も不法投棄の早期発見、早期処理及び未然防止に努めていきます。

⑤ 海岸漂着物対策の推進

本市の海岸漂着物については、平成 22 年 3 月 30 日に閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき、民間団体や千葉県、近隣自治体等と連携を図りながら適正な処理に努めていきます。

⑥ 災害廃棄物処理体制の取組み

令和 3 年 3 月に本市は「災害廃棄物処理計画」を策定しました。これを踏まえ、本市が被災した場合に本計画に基づき、処理が迅速に行われるよう取組みます。

5) その他処理に関する取組み

① 民間事業者の活用

本市のごみ処理単価は令和 3 年度実績で 1 t 当り 47,624 円、市民 1 人当り年間で 19,731 円の費用がかかっています。この費用の負担を減らすため、民間事業者の活用に向けた取組みを推進し、ごみ処理単価の軽減を目指します。

② 一般廃棄物会計基準の導入

国は、市町村の一般廃棄物処理事業の 3 R 化を進めるため、一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等を示すこととしました。その結果、平成 19 年 6 月に市町村の一般廃棄物処理事業 3 R 化ガイドラインの一つとして「一般廃棄物会計基準」をとりまとめ、公表しました。本市においても、この「一般廃棄物会計基準」を導入し市民に廃棄物処理の現状を説明していきます。

基本方針3 市民・事業者等との協働の推進

1) 市民参加によるごみの減量化・資源化の推進

① 各種団体への支援

ごみ減量やリサイクルに取り組む団体・グループ等の活動を紹介し、市民の積極的参加を働きかけていきます。また、フリーマーケットやバザーなどのイベントを支援し、ごみの排出抑制とリユース（再使用）を推進します。

② 市民意見の聴取

「木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、一般廃棄物の減量化、資源化及びその適正処理の推進に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、木更津市廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみの減量化・資源化に関する市民の意見を反映します。

また、「ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート調査」や施設見学、出前講座などで市民の意見を広く収集していき、政策に反映していきます。

③ 環境美化活動の推進

「木更津市まちをきれいにする条例」に基づき、ごみの散乱防止と地域の生活環境美化の促進及び美観風致維持のため、市が清掃活動を計画し、事業者、市民、地域団体と連携して、ごみのない街を目指します。

2) 事業者との連携

① 事業者による自主回収ルートの普及拡大（再掲）

食品トレイ、紙パック、廃食用油、プリンタートナー、充電式電池などについて、市内の一部小売店等で店頭回収しています。この店頭回収の品目、店舗数の拡大及び市民が利用しやすい情報提供を実施していきます。

② 事業者のごみを出さない活動支援

市内小売店舗に対し、ごみのもととなるものの販売抑制について協力を求め、市内でのごみの総量を減らします。

3) 情報共有の推進

① 情報提供の充実

ごみに関する情報が必要な時に、いつでも、どこでも、素早く得られるよう、情報提供の充実に努めます。また、情報内容を常に検証し、新しく充実した情報提供ができるよう取り組んでいきます。

② 中間処理施設・再商品化施設等の見学会の開催

株式会社かずさクリーンシステムやリサイクルセンターなどの見学会を開催し、市内のごみがどのように処理されているかを市民に直接確認していただく活動を推進します。

③ ごみ減量とリサイクルの出前講座の開催

ごみの減量化、資源化や様々なごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうため、

自治会や学校、その他各種グループ等からの要請に応じて出前講座を開催します。

第6章 生活排水处理基本計画



6. 1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理フロー

本市の令和3年度における生活排水処理の流れを図6－1に示します。

本市から発生する生活排水の処理は、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿・浄化槽汚泥の収集により行われています。

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥及び汲み取り便所から発生するし尿は、し尿処理施設「新川園衛生処理場」で処理しています。

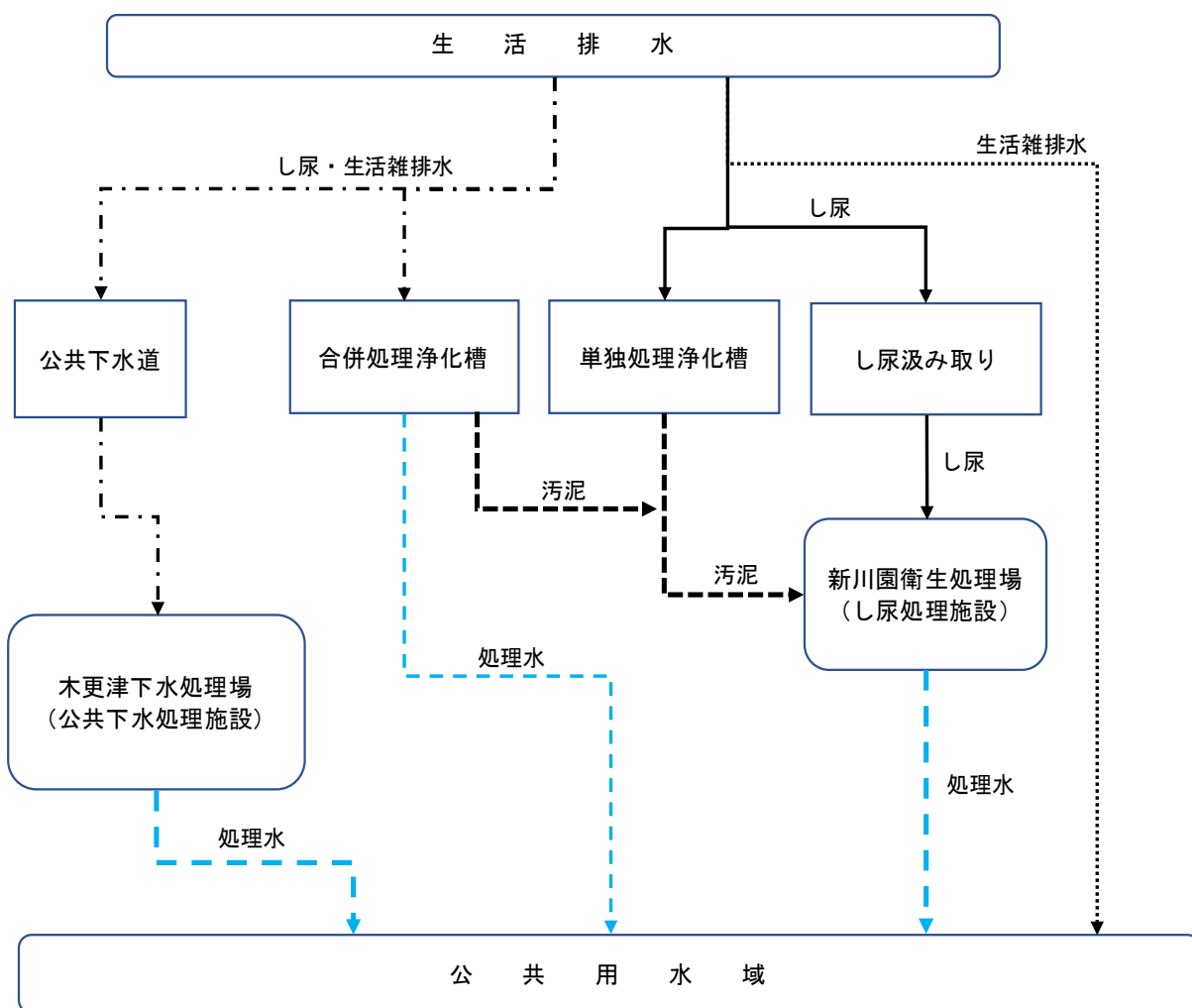


図6－1 生活排水処理の流れ (令和 3年度)

(2) 生活排水処理形態別人口の推移

本市の生活排水処理形態別人口の推移を表6－1及び図6－2に示します。

公共下水道人口については、普及率の向上に向けて積極的に取り組んでいるところであり、上昇傾向です。

また、合併処理浄化槽人口についても、下水道未整備地区における生活環境の保全等を図るため、普及率の向上に取り組んでおり、上昇傾向です。

表6－1 生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人)

年 度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3
計画処理区域内人口	134,029	134,585	134,944	135,154	135,400	135,634	135,767
水洗化・生活排水処理人口	90,239	91,548	94,280	96,955	99,355	103,826	107,098
公共下水道人口	59,941	61,259	62,288	63,970	64,847	66,173	66,521
合併処理浄化槽人口	30,298	30,289	31,992	32,985	34,508	37,653	40,577
水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽処理)	36,905	36,270	34,271	32,192	30,377	26,807	24,162
非水洗化・し尿汲み取り人口	6,885	6,767	6,393	6,007	5,668	5,001	4,507

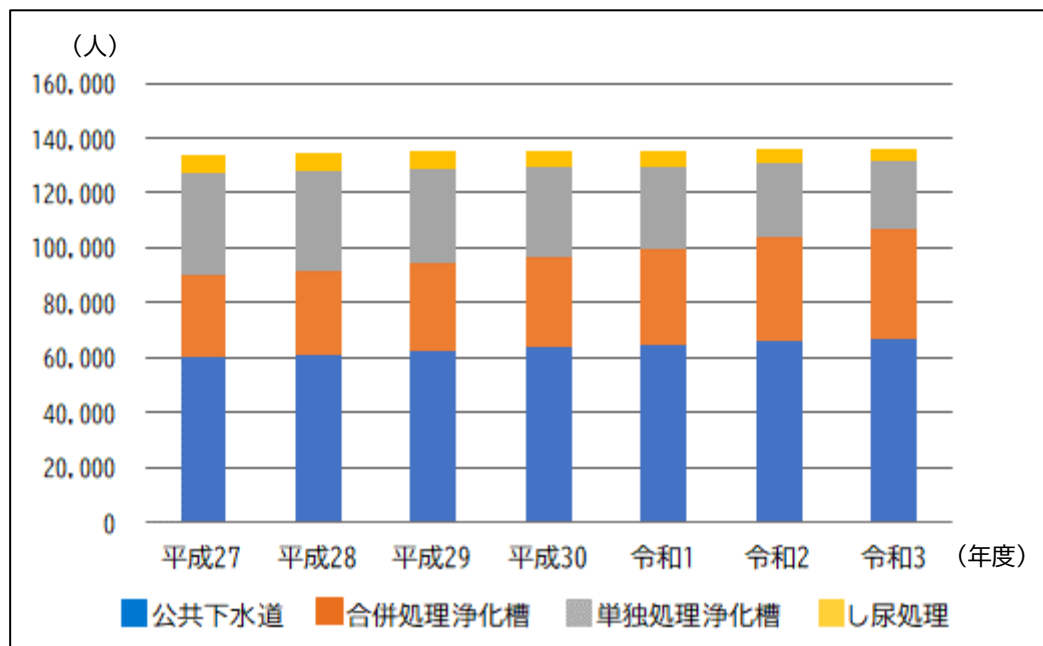


図6－2 生活排水処理形態別人口の推移

本市の生活排水処理率は、平成 27 年度は 67.3% でしたが、令和 3 年度には 78.9%まで向上してきています。

表 6－2 及び図 6－3 に生活排水処理率の推移を示します。

表 6－2 生活排水処理率の推移

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3
生活排水 処 理 率 (%)	67.3	68.0	69.9	71.7	73.4	76.5	78.9

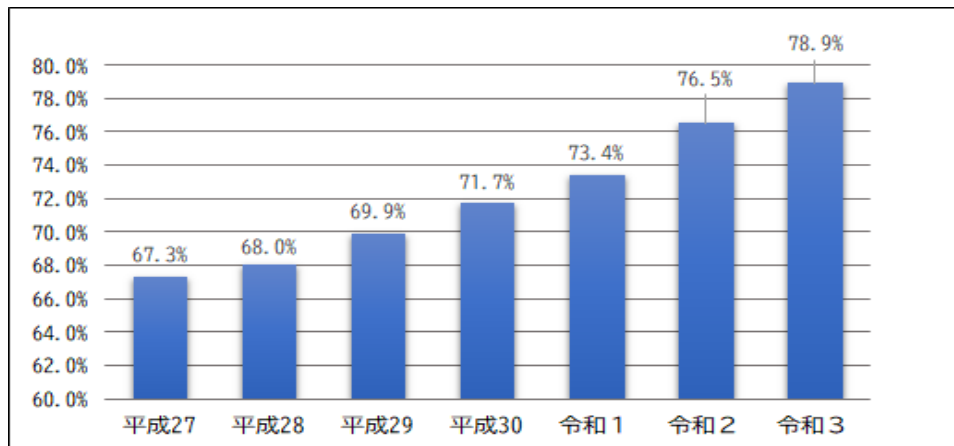


図 6－3 生活排水処理率の推移

本市の生活排水処理率は全国平均92.6%、千葉県平均90.1%と比較すると、まだ低い処理率となっており、更なる普及率向上が期待されます。

表 6－3 に千葉県普及率（処理率）を示し、次ページの表 6－4 に全国平均率を示します。

表 6－3 都道府県別の普及率（出典：環境省、報道発表資料）

都 道 府 県 別 汚 水 処 理 人 口 普 及 状 況

資料1－1

(令和3年度末)

都道府県名	汚水処理人口 普及率	順位	総人口 (千人)	汚水処理 人口 計 (千人)	下 水 道 (千人)	農業集落 排水施設等 (千人)	合併処理 浄化槽 (千人)	うち 公共浄化槽等 整備推進 事業等分 (千人)	うち 浄化槽設置 整備事業分 (千人)	うち 左記以外分 (千人)	コミュニティ ・プラント (千人)
北海道	96.2%	10	5,156	4,960	4,731	63	166	52	68	45	0
青森県	81.5%	42	1,233	1,005	768	109	129	11	41	76	0
岩手県	84.4%	35	1,198	1,012	751	95	165	39	97	29	1
宮城県	93.2%	17	2,260	2,106	1,883	63	158	41	80	38	2
秋田県	88.9%	23	950	844	644	91	109	19	68	23	0
山形県	93.9%	13	1,050	986	824	72	90	19	46	25	0
福島県	85.3%	34	1,814	1,548	998	116	433	37	261	136	0
茨城県	86.8%	31	2,883	2,502	1,849	153	491	14	210	267	9
栃木県	88.8%	25	1,935	1,718	1,333	78	307	6	243	57	1
群馬県	83.1%	39	1,936	1,609	1,073	118	397	24	254	119	21
埼玉県	93.6%	16	7,380	6,906	6,119	89	698	24	190	484	1
千葉県	90.1%	20	6,306	5,679	4,830	46	795	10	283	502	8
東京都	99.8%	1	13,802	13,778	13,747	2	27	5	8	14	2
神奈川県	98.3%	5	9,210	9,053	8,934	3	115	4	39	72	0

表6－4 全国平均処理率（出典：環境省、報道発表資料）

令和3年度末の処理施設別汚水処理人口普及状況

処理施設名	汚水処理人口 (単位:千人)	
	令和3年度末	(参考) 令和2年度末
下水道	101,181	101,226
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設 林業集落排水施設 簡易排水施設を含む	3,103	3,211
浄化槽	11,758	11,751
内、公共浄化槽等整備推進事業等分	831	832
内、浄化槽設置整備事業分	6,203	6,181
内、上記以外分	4,725	4,738
コミュニティ・プラント等	171	188
計	116,213	116,375
汚水処理人口普及率	92.6%	92.1%
総人口	125,540	126,315
汚水処理未普及人口	9,327	9,940

- (注) 1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2. 令和2年度及び令和3年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。

(3) し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

本市のし尿・浄化槽汚泥処理量の推移を、表6－5及び図6－4に示します。
し尿処理量は、平成27年度から減少傾向を示していますが、浄化槽汚泥処理量は、ほぼ横ばいで推移しています。

表6－5 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

年度	処理量 (kℓ／年)		
	し尿	浄化槽汚泥	合計
平成27	5,046.77	29,271.61	34,318.38
平成28	3,777.53	30,462.66	34,240.19
平成29	3,298.92	30,586.58	33,885.50
平成30	3,092.05	30,389.26	33,481.31
令和1	3,032.29	30,563.45	33,595.74
令和2	2,801.26	30,070.94	32,872.20
令和3	2,673.61	30,390.52	33,064.13

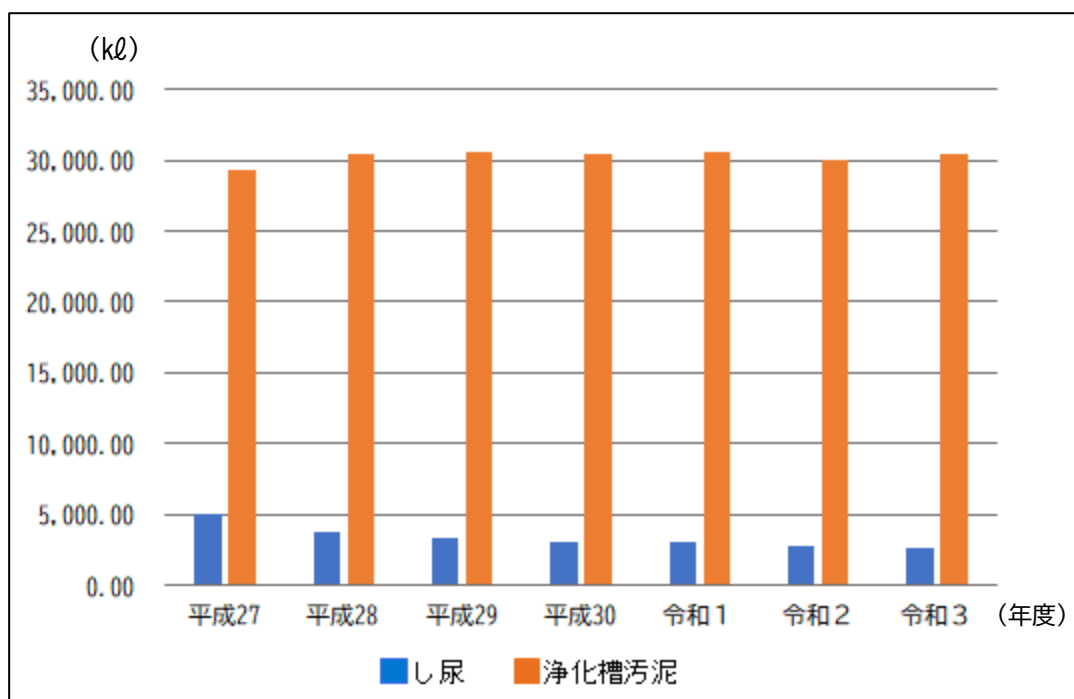


図6－4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(4) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集は、一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集運搬許可業者が行っています。

許可業者は、し尿及び浄化槽汚泥を収集後、新川園衛生処理場に搬入しています。

(5) 生活排水処理施設の概要

本市の生活排水処理施設の概要を、表6－6及び表6－7に示します。

① 公共下水道

表6－6 公共下水道の概要

(令和4年3月末現在)

行政区域内人口 (生活排水処理全体)	135,767 人
処理区域人口	75,723 人
水洗化人口	66,521 人
普及率	55.8 %
水洗化率	87.8 %
全体計画面積	2,996 ha
事業計画面積	2,434 ha
整備済面積	2,031 ha

② し尿・浄化槽汚泥処理施設

新川園衛生処理場

表6－7 新川園衛生処理場の概要

所在地	木更津市牛袋 469番地の1
敷地面積 (建物面積)	7,140.43 m ² (611.51m ²)
処理能力	110 kℓ/日
処理方式	一次処理：好気性消化処理方式 二次処理：活性汚泥法処理方式 高度処理：凝集剤添加加圧浮上法
開設年月日	昭和38年4月1日

(令和4年3月末現在)

(6) し尿・浄化槽汚泥の処理にかかる経費

し尿・浄化槽汚泥処理施設の運転管理業務委託費など、し尿・浄化槽汚泥の処理にかかる経費の推移を表6－8に示します。

表6－8 し尿・浄化槽汚泥の処理にかかる経費の推移

年度	処理量	処理費	1 kℓ当りの 処理費	処理手数料 収入額
	A (kℓ)	B (円)	B/A (円)	(円)
平成27	34,318.38	83,003,512	2,419	14,750,674
平成28	34,240.19	83,442,545	2,437	14,717,072
平成29	33,935.50	80,364,407	2,368	14,551,801
平成30	33,481.31	76,436,248	2,283	14,395,239
令和 1	33,595.74	75,729,490	2,254	14,348,883
令和 2	32,872.20	77,108,649	2,346	14,083,467
令和 3	33,064.13	84,131,717	2,545	17,757,835

* 処理により発生した脱水汚泥の君津地域広域廃棄物処理施設における中間（溶融）処理経費及び溶融飛灰の最終処分経費は含まれていません。

6. 2 生活排水処理の課題

(1) 生活排水処理施設の整備に関する課題

① 公共下水道

既成市街地における下水道普及の向上に向けて、枝線の整備を推進する必要があります。今後は、引き続き計画的な整備を進めながら、計画区域内において速やかな接続を促進する必要があります。

② 合併処理浄化槽

浄化槽法の改正により、平成 13 年 4 月から単独処理浄化槽の新設が禁止され、既存の単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換が求められています。また、公共下水道水洗化人口と合併処理浄化槽人口の増加により、単独処理浄化槽人口や、し尿収集（汲み取り）人口は減少していますが、公共用水域の保全のためには、単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換を更に促進していく必要があります。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理に関する課題

① 排出量に応じた収集運搬及び処理体制の確立

公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及により、し尿処理量は年々減少傾向にあるものの、浄化槽汚泥処理量はほぼ横ばいとなっています。このことから、し尿及び浄化槽汚泥の排出量が急激に増加する見込みはないため、収集運搬・処理体制は概ね適正であるといえますが、適宜効率化の検討が必要です。

② し尿・浄化槽汚泥処理施設の適正な運営及び維持管理

本市から排出される、し尿及び浄化槽汚泥を処理している新川園衛生処理場については、施設設備の老朽化が進んでいることから、計画的な補修・改修を行っていくと共に、施設の更新については、公共下水道の下水処理場への統合についても検討していく必要があります。

③ 浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽については、設置者の責任のもとで適正な維持管理が行われるよう、市ホームページや広報紙などで啓発普及を図っていく必要があります。

6. 3 生活排水処理人口の予測

(1) 生活排水処理人口の予測

本市の行政区域内の生活排水処理人口の将来予測は、第4章の4. 1人口の将来予測を採用するものとし、表6-9及び図6-5に示します。

表6-9 将来人口の予測

年度	人口 (人)	
平成24	129,617	実績人口
平成25	131,760	
平成26	132,246	
平成27	133,049	
平成28	134,029	
平成29	134,585	
平成30	134,944	
令和1	135,154	
令和2	135,400	
令和3	135,634	
令和4	135,767	推計人口
令和5	136,026	
令和6	136,285	
令和7	136,694	
令和8	136,672	
令和9	136,649	
令和10	136,627	
令和11	136,604	
令和12	136,582	
令和13	136,343	
令和14	136,105	
令和15	135,866	

注) 人口の実績は、各年度の4月1日現在値（住民基本台帳より）

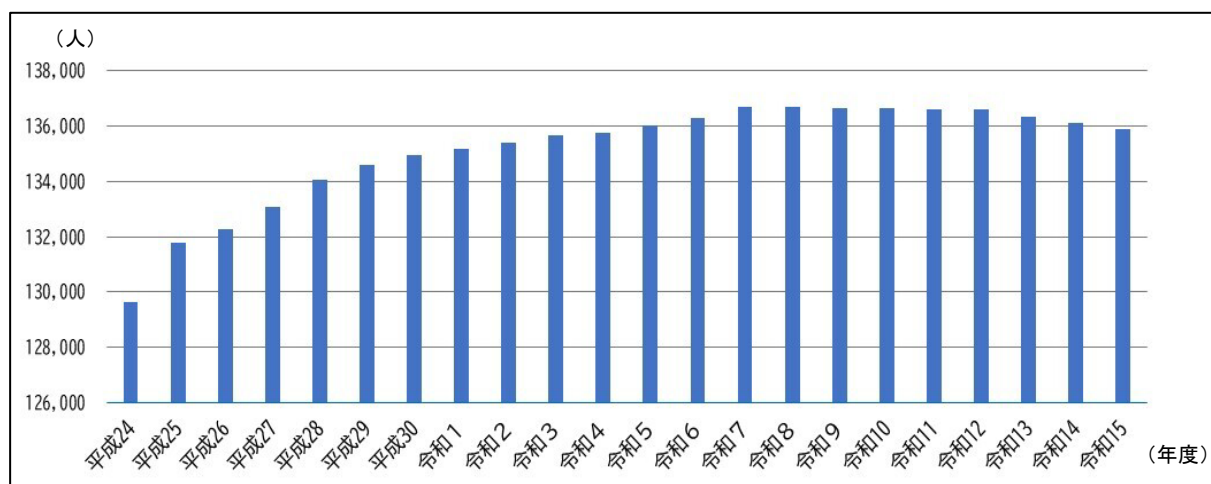


図6-5 将来人口の予測

(2) 生活排水処理形態別人口の将来の予測

生活排水の処理形態別人口の将来推計を表6－10に示します。

将来の浄化槽処理人口及び汲み取り人口は、公共下水道の整備に伴い、減少するものと予測されます。

表6－10 処理形態別人口の将来推計

年度	計画処理区域内 人口（人）	処理形態別計画人口（人）		
		公共下水道	浄化槽	し尿収集
平成27	134,029	59,941	67,203	6,885
平成28	134,585	61,259	66,559	6,767
平成29	134,944	62,288	66,263	6,393
平成30	135,154	63,970	65,177	6,007
令和1	135,400	64,847	64,885	5,668
令和2	135,634	66,173	64,460	5,001
令和3	135,767	66,521	64,739	4,507
令和4	136,026	67,442	64,482	4,102
令和5	136,285	68,585	63,982	3,718
令和6	136,694	69,728	63,612	3,354
令和7	136,672	70,871	62,786	3,015
令和8	136,649	72,014	61,938	2,697
令和9	136,627	73,157	61,072	2,398
令和10	136,604	74,300	60,188	2,116
令和11	136,582	75,443	59,289	1,850
令和12	136,343	76,586	58,157	1,600
令和13	136,105	77,729	56,951	1,425
令和14	135,866	78,871	55,705	1,290

(3) し尿・浄化槽汚泥処理量の予測

し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測を表6-11、図6-5に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の将来予測については、処理形態別の人口にし尿・浄化槽汚泥の1人1日当りの発生量を乗じて求めます。し尿・浄化槽汚泥の発生量は、今後減少することが予想され、令和14年度には、し尿と浄化槽汚泥の合計で約32,880kℓになると予想されます。

表6-11 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測

年度	計画処理区域内 人口（人）	処理量（kℓ／年）			1人当り処理量 原単位（kℓ／人・年）
		し尿	浄化槽汚泥	合計	
平成27	134,029	5,046.77	29,271.61	34,318.38	0.256
平成28	134,585	3,777.53	30,462.66	34,240.19	0.254
平成29	134,944	3,298.92	30,586.58	33,885.50	0.251
平成30	135,154	3,092.05	30,389.26	33,481.31	0.248
令和1	135,400	3,032.29	30,563.45	33,595.74	0.248
令和2	135,634	2,801.26	30,070.94	32,872.20	0.242
令和3	135,767	2,673.61	30,390.52	32,855.61	0.242
令和4	136,026	2,738.12	30,180.17	32,918.29	0.242
令和5	136,285	2,570.48	30,410.49	32,980.97	0.242
令和6	136,694	2,402.84	30,677.11	33,079.95	0.242
令和7	136,672	2,235.84	30,838.79	33,074.62	0.242
令和8	136,649	2,068.20	31,000.86	33,069.06	0.242
令和9	136,627	1,900.56	31,163.18	33,063.73	0.242
令和10	136,604	1,719.27	31,338.90	33,058.17	0.242
令和11	136,582	1,552.95	31,499.89	33,052.84	0.242
令和12	136,343	1,387.26	31,607.75	32,995.01	0.242
令和13	136,105	1,220.94	31,716.47	32,937.41	0.242
令和14	135,866	1,055.25	31,824.32	32,879.57	0.242

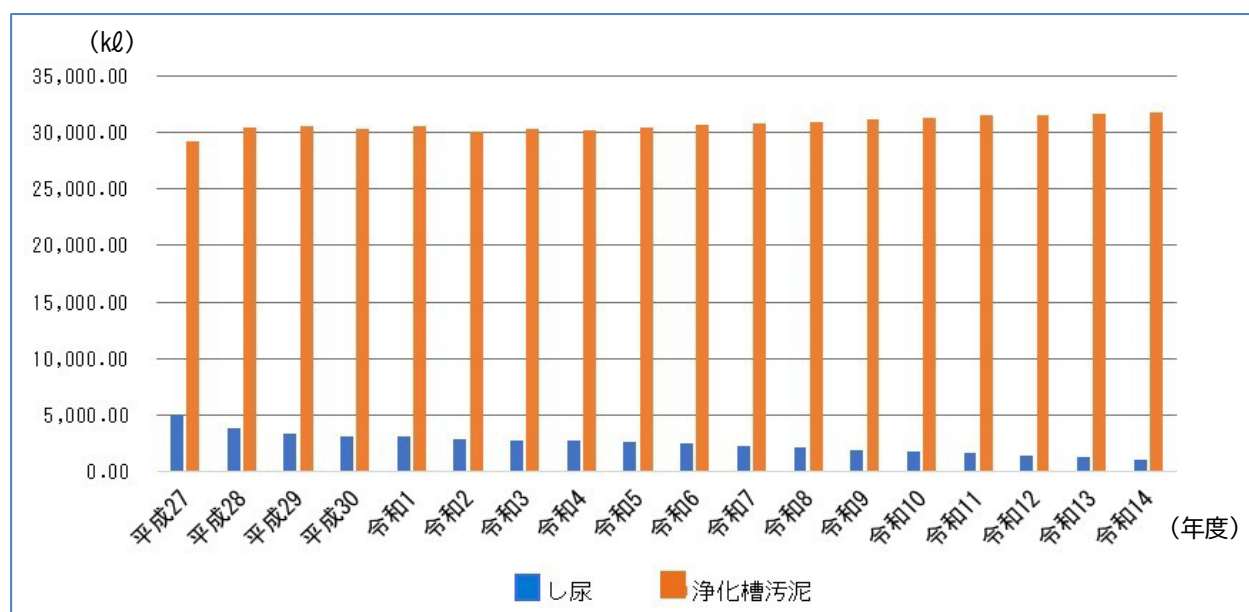


図6-5 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測

6. 4 基本方針と目標設定

(1) 生活排水処理の基本方針

本市の生活排水処理の現状や課題、今後の生活排水処理人口の予測等を踏まえ、今後、本市が進めていくべき生活排水処理の基本方針を、以下のように設定します。

1. 生活排水処理施設の整備と普及
2. し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

(2) 基本目標

本計画では、基本方針に基づく施策推進の目標を明確にするため、生活排水処理に係る達成すべき数値目標を設定します。

生活排水処理率の目標

	中間目標 令和9年度	最終目標 令和14年度
生活排水処理率	85.5%	93.1%

本市の生活排水処理率は、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の普及により年々向上しており、令和3年度で、78.9%となっています。

公共用水域の水質保全を図っていくためには、生活排水処理をより一層進めていく必要があることから、最終目標年度には93.1%を目指すものとし、取組みを進めていくこととします。

将来人口の推計に基づき、生活排水形態別内訳を表6-12に示します。

表6-12 生活排水形態別内訳

	現在	中間目標	最終目標
	令和3年度	令和9年度	令和14年度
計画処理区域内人口	135,767	136,627	135,866
水洗化・生活排水処理人口	107,098	116,878	126,424
公共下水道人口	66,521	73,157	78,871
合併処理浄化槽人口	40,577	43,721	47,553
水洗化・生活排水未処理人口 （単独処理浄化槽処理）	24,162	17,351	8,152
非水洗化・し尿汲み取り人口	4,507	2,398	1,290

6. 5 目標達成に向けた施策と取組み

生活排水処理に係る課題の解決と目標の達成を図るため、設定した2つの基本方針ごとに、具体的な施策・取組みを位置づけます。

基本方針1 生活排水処理施設の整備と普及

1) 公共下水道の整備

下水道施設の整備を実施していくと共に、既成市街地における下水道普及の向上に向けて、枝線の整備を推進します。また、供用開始区域内における未接続世帯に対しては、接続を働きかけていきます。

なお、公共下水道整備の推進に係る具体的な取組み内容は、下水道推進室策定の「木更津市污水適正処理構想」等をご覧ください。

2) 合併処理浄化槽の普及・促進

公共下水道区域外に対しては、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付し、設置を促進します。

今後も引き続き、単独処理浄化槽あるいは汲み取り便所からの合併処理浄化槽への転換に対して補助することに重点を置くと共に、新規設置については、高度処理型浄化槽に対する補助を実施し、普及率の向上を図っていきます。

3) 浄化槽適正管理の普及啓発

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽については、設置者の責任のもとで適正な維持管理が行われるよう、定期的な保守点検・清掃や法定検査の実施等について、市のホームページや広報紙などで啓発普及を図っていきます。

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

1) 適正な収集・運搬の推進

公共下水道の普及が更に進み、し尿・浄化槽汚泥の発生量は、今後減少することが予想されるため新たな収集運搬許可業の許可の必要性を認めません。しかし、収集量の減少に応じて効率的な収集ができるように収集車両・収集体制について随時検討します。

2) 適正な中間処理・最終処分の推進

① し尿・浄化槽汚泥の処理

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥及び汲み取り便所から発生するし尿は、し尿処理施設「新川園衛生処理場」で処理します。

② 脱水汚泥の処理

新川園衛生処理場における処理によって発生した脱水汚泥は、ごみと一緒に株式会社かずさクリーンシステムで中間（溶融）処理します。

また、中間（溶融）処理により発生した溶融飛灰は、民間の最終処分場で最終処理（埋立処分）します。

なお、中間（溶融）処理で発生した溶融メタル及び溶融スラグは、民間業者に売却し、再資源化を図ります。

3) し尿処理施設の適正な維持管理

① 適正な維持管理と計画的な補修・改修・更新

新川園衛生処理場は、老朽化が著しいことから、計画的な補修・改修を行っていくと共に、施設の更新を視野に検討を進めていきます。

② 適正な運転管理

新川園衛生処理場は、老朽化が進んでいることに加え、公共下水道の整備により、処理するし尿・浄化槽汚泥は、年々減少していることから、都市整備部下水道推進室と協議し令和5年度から関係法令の整理、令和12年度頃を目途に、受入・処理先を公共下水道施設（木更津下水処理場）とする計画を検討し、各年度毎の「一般廃棄物処理実施計画」を策定します。

資料編 1 木更津市廃棄物減量等推進審議会



(1) 諮問書

木 美 化 第 3 7 9 号 - 1 2

木更津市廃棄物減量等推進審議会

会長 白 坂 英 義 様

一般廃棄物処理基本計画について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問します。

令和 4 年 1 1 月 1 4 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

記

1 諮問事項

一般廃棄物処理基本計画を別添のように策定することについて、貴審議会の意見を求めます。

2 諮問の主旨

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項において、市町村が定めなければならない計画として位置付けられている、一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

環境基本法、循環型社会形成推進基本法やリサイクル関連各法等の主旨を踏まえながら、廃棄物行政を取り巻く環境の変化やさまざまな課題への対応を図るため、市民・事業者・市の役割分担や、ごみの減量化に向けた目標等を明確にしたうえで、今後 10 年間で進めていくべき施策の方向性や具体的な取組を定めようとするものです。

(2) 答申書

令和5年2月22日

木更津市長 渡 辺 芳 邦 様

木更津市廃棄物減量等推進審議会

会長 白 坂 英 義

一般廃棄物処理基本計画について（答申）

令和4年11月14日付け木美化第379号－12で諮問のあったこのことについては、下記のとおり答申します。

記

木更津市のごみ排出量は、減少傾向にあるが、ごみ処理に関するさまざまな課題を解決し、持続可能な未来を創るためには、ごみの減量化・資源化の取組みをより一層強化していく必要がある。また、市民・事業者・市の役割分担を明確にした上で、3者が一体となって取り組んでいくことが重要である。

審議会は、市から諮問された計画案の内容が、市民・事業者・市の協働により、ごみの減量化・資源化に向けた各種施策を推進することとしており、「みんなでつくる 循環型のまち きさらづ」の実現に向けた指針としてふさわしいものであると評価する。

計画案の内容は概ね妥当であり、本案に基づき策定することが適当であると判断するが、以下の点について留意され、策定するよう提言する。

1 基本目標について

ごみの減量化・資源化に対して設定した数値目標の達成に向けて、基本方針に基づく施策推進を図るよう、最大限の努力をお願いしたい。

特に、他市と比較して排出量が多い「事業系ごみ」については、その要因を的確に分析した

上で、計画に位置付けられた施策を確実に推進されたい。

2 市民・事業者との情報共有の推進について

ごみの減量化・資源化の推進には、市民・事業者の理解と協力が不可欠であることから、本市のごみ処理の現状や、ごみの出し方・分別方法及びリサイクル等に関する情報提供を積極的に行うことはもちろん、アンケート調査の実施や、出前講座・学習会等による意見交換の機会をできるだけ多く設けるなど、市民・事業者との情報共有を更に推進されたい。

3 計画の進捗管理について

本計画の進捗管理に努めるとともに、ホームページや広報を活用し、施策の進捗状況について公表し、市民・事業者・市の協働によるごみの減量化・資源化に向けた各種施策を推進されたい。

4 合併処理浄化槽の普及・促進について

浄化槽法の改定により、平成13年4月から単独処理浄化槽の新設が禁止され、既存の単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換が求められていることから、引き続き、単独処理浄化槽あるいは汲み取り便所からの合併処理浄化槽への転換に対して補助を実施し、合併処理浄化槽の普及を促進されたい。

(3) 木更津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期 令和4年12月15日から令和6年12月14日まで

委員構成区分	氏 名	推薦団体等	役職
市議会議員	しらさか ひでよし 白坂 英 義	市議会	会長
市民の代表者	しみず いちたろう 清水 一 太郎	木更津市区長会連合会	副会長
学識経験者	いずみ たかし 泉 隆史	木更津市小中学校校長会	
市民の代表者	くにとも かずや 国友 和也	一般公募	
事業者の代表	おおかわ よしみち 大川 善通	木更津市飲食店組合	
事業者の代表	くによし としお 國 吉 俊夫	木更津市商店会連合会	
事業者の代表	はらだ えつこ 原田 江津子	木更津商工会議所女性会	
市長が必要と認める者	ひらの たいし 平野 大志	かずさりサイクル協同組合	
市長が必要と認める者	たかはし みきお 高橋 幹雄	木更津市一般廃棄物協同組合	

(敬称略)

資料編2 ごみ減量・リサイクルに関する ■
市民アンケート調査結果 ■ ■

I アンケート調査の概要

1 目的

令和5年度を始期とする「一般廃棄物処理基本計画」の策定にあたって、市民の日常生活におけるごみ減量やリサイクルに関する取り組みなどを把握し、今後の事業の進め方等を検討するうえでの参考とするために実施したものです。

2 調査項目

- (1) 属性情報
- (2) ごみ減量やリサイクルに対する考え方について
- (3) ごみ減量やリサイクルの取組状況について
- (4) ごみの分別・出し方について
- (5) ごみの分別・リサイクルに関する情報源について
- (6) 指定袋による収集（ごみ有料化）について

3 調査仕様

- (1) 調査地域 木更津市全域
- (2) 調査対象 令和4年8月1日現在で市内在住の20歳以上の男女1,000人
- (3) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- (4) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (5) 調査期間 調査票発送開始 令和4年9月1日（木）
調査票投函期限 平成4年9月30日（金）
集計対象 令和4年10月4日（火）到着分

4 回収数・回収率

- (1) 発送数 1,000通
- (2) 返却数 5通 （宛先不明等）
- (3) 有効発送数 995通
- (4) 回答数 455通
- (5) 回答率 45.7%

【注意】

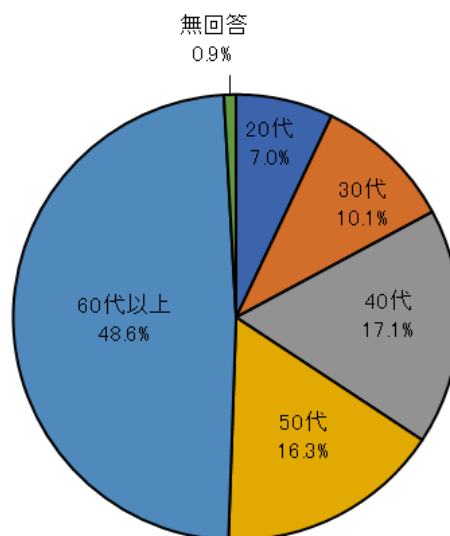
「割合」は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

Ⅱ アンケート調査結果の概要

1 基本属性

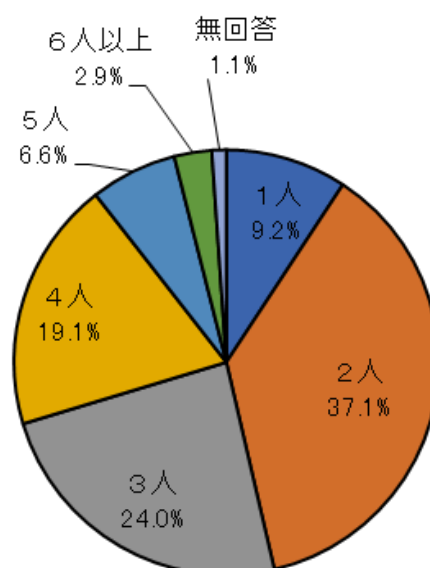
問1-1 あなたの年齢

項 目	人数	割合
20代	32	7.0%
30代	46	10.1%
40代	78	17.1%
50代	74	16.3%
60歳以上	221	48.6%
無回答・無効	4	0.9%
合 計	455	100.0%



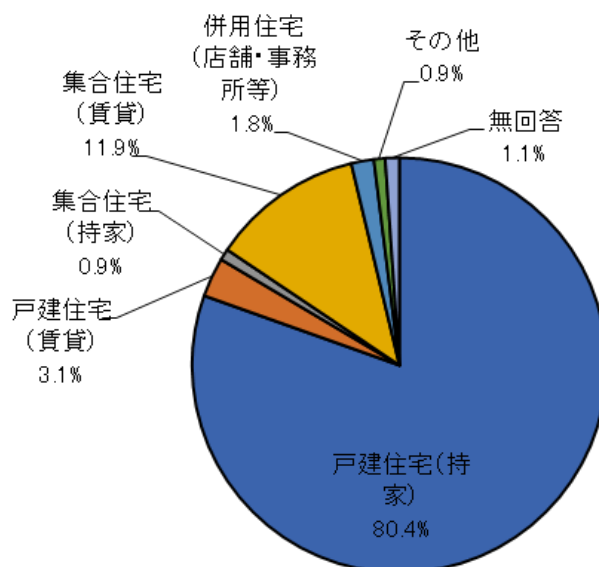
問1-2 あなたを含めたご家族の人数

項 目	人数	割合
1人	42	9.2%
2人	169	37.1%
3人	109	24.0%
4人	87	19.1%
5人	30	6.6%
6人以上	13	2.9%
無回答・無効	5	1.1%
合 計	455	100.0%



問1-3 お住まいの種類

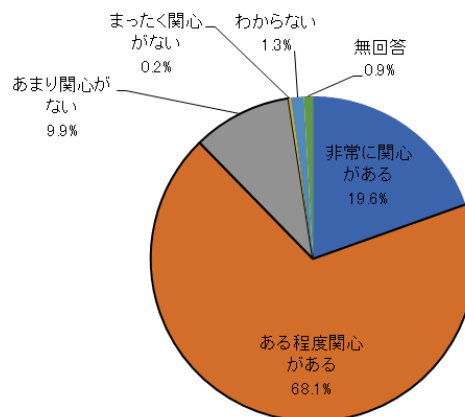
項 目	人数	割合
戸建住宅(持家)	366	80.4%
戸建住宅(賃貸)	14	3.1%
集合住宅(持家)	4	0.9%
集合住宅(賃貸)	54	11.9%
併用住宅(店舗・事務所等)	8	1.8%
その他	4	0.9%
無回答・無効	5	1.1%
合 計	455	100.0%



2 ごみ減量やリサイクルに対する考え方について

問2 あなたは、ごみの減量やリサイクルに関心がありますか。(○は1つ)

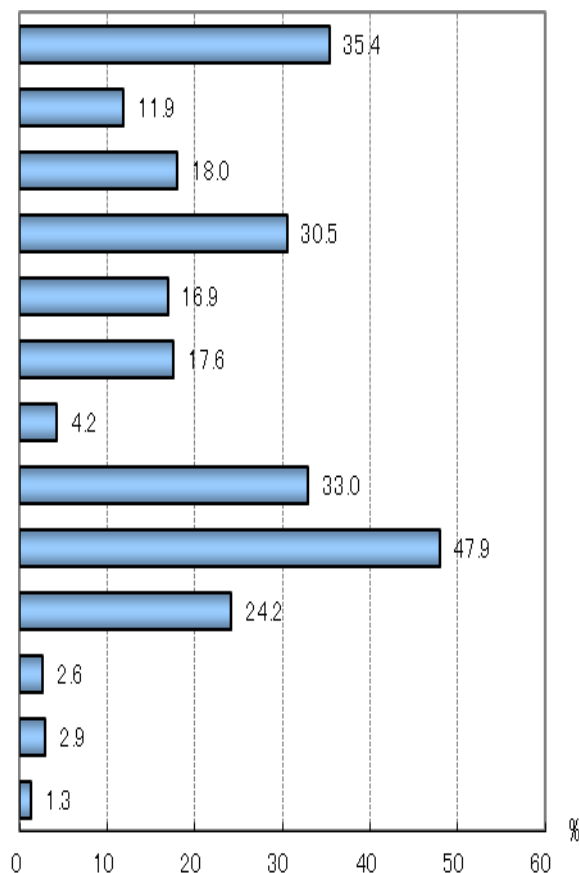
項 目	人数	割合
非常に関心がある	89	19.6%
ある程度関心がある	310	68.1%
あまり関心がない	45	9.9%
まったく関心がない	1	0.2%
わからない	6	1.3%
無回答・無効	4	0.9%
合 計	455	100.0%



◆ 「非常に関心がある」(19.6%)、「ある程度関心がある」(68.1%)を合わせると約9割の方が関心を持っていることがわかります。

問3 ごみの減量やリサイクルを進めていくうえで、あなたが特に重要と思うことはどれですか。(○は3つまで)

項 目	人数	割合
ごみ・資源の分別の徹底をさらにPR	161	35.4
資源ごみの分別回収品目を増やす	54	11.9
資源ごみの収集回数を増やす	82	18.0
ごみ減量・リサイクルに関する情報提供を充実させる	139	30.5
環境・ごみ問題を学習できる場の提供や意識啓発を充実させる	77	16.9
生ごみ処理機購入に対する助成を拡大させる	80	17.6
自治会やPTAなどが行う集団回収を拡充させる	19	4.2
マイバッグ持参などの市民1人ひとりの意識改革	150	33.0
企業がごみを出さない商品やリサイクルしやすい商品の製造・販売をする	218	47.9
販売店が、過剰包装を減らす	110	24.2
わからない	12	2.6
その他	13	2.9
無回答・無効	6	1.3



「その他」の主な意見

- ・無駄な買い物を控え、長く使う
- ・簡単に手軽にできる
- ・分別方法の工夫（分別カゴなど）
- ・ごみ処理に係るコストの開示
- ・燃えるごみの値上げ
- ・リサイクルにかかるコストの軽減
- ・インセンティブ（動機）の付与
- ・ごみが増えることで起きる問題の提示
- ・企業との連携
- ・ゴミステーションでの張り紙

◆「企業が、ごみを出さない商品やリサイクルしやすい商品を製造・販売する」（47.9%）、「販売店が、過剰包装を減らす」（24.2%）といった、製造者・販売者側に対して努力を求める方が多いことがわかります。

一方で、「マイバッグ持参などの市民一人ひとりの意識改革」（33.0%）や、「ごみ・資源の分別の徹底をさらにPR」（35.4%）、「ごみ・リサイクルに関する情報提供の充実」（30.5%）という市民自身や行政に対する声も多く、市民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化・資源化を推進していく必要があるといえます。

3 ごみ減量やリサイクルの取組状況について

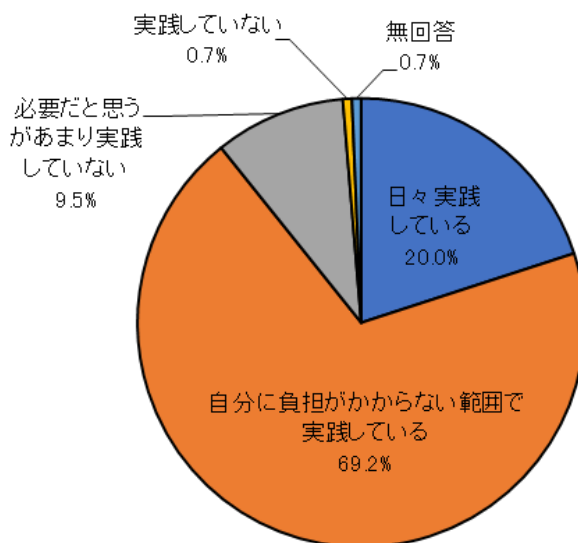
私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムによって、豊かで便利な生活を実現してきました。しかし、そのために、環境への大きな負荷をかけ、廃棄物の不法投棄や地球温暖化など様々な環境問題を引き起こしています。

このため、私たち一人ひとりが「資源循環型社会」を目指して、ごみを減らし、ものを大切にするライフスタイルに変えていくことが大きな課題とされています。

本市においても、資源循環型社会の実現に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を基本とした、様々な取り組みを進めているところです。

問4 あなたは、日頃からごみの減量やリサイクルを実践されていますか。（○は1つ）

項 目	人数	割合
日々実践している	91	20.0%
自分に負担がかからない範囲で実践している	315	69.2%
必要だと思うがあまり実践していない	43	9.4%
実践していない	3	0.7%
無回答・無効	3	0.7%
合 計	455	100.0%

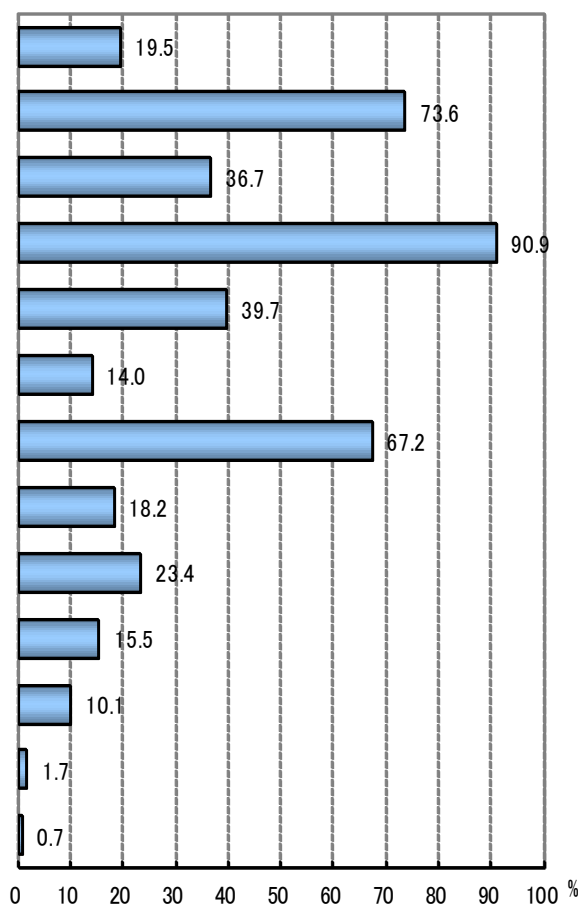


- ◆ ごみ減量やリサイクルを「日々実践している」(20.0%)方と「自分に負担がかからない範囲で実践している」(69.2%)と合わせると、約9割の方が取り組まれていることがわかります。対して、「必要だと思うがあまり実践していない」(9.5%)及び「実践していない」(0.7%)という、ごみの減量・リサイクルに消極的な方が10%いることがわかります。

問5 問4で「1. 日々実践している」又は「2. 自分に負担がかからない範囲で実践している」とお答えになった方にお聞きします。

あなたが実践されている取組は、具体的にどのようなものですか。(〇はいくつでも)

項 目	人数	割合
使い捨て商品はできるだけ買わない	79	19.5%
詰め替え製品を選ぶ	299	73.6%
過剰包装を断る	149	36.7%
マイバッグなどを持参する	369	90.9%
マイボトルを利用している	161	39.7%
簡易包装の製品を積極的に購入している	57	14.0%
資源となりそうなものは、資源ごみの収集日に出している	273	67.2%
自治会や子ども会が行う集団回収に出している	74	18.2%
白色トレイや牛乳パックなどを小売店や販売店の店頭回収に出している	95	23.4%
リサイクルショップやフリーマーケットに出している	63	15.5%
生ごみを堆肥化している	41	10.1%
その他	7	1.7%
無回答・無効	3	0.7%



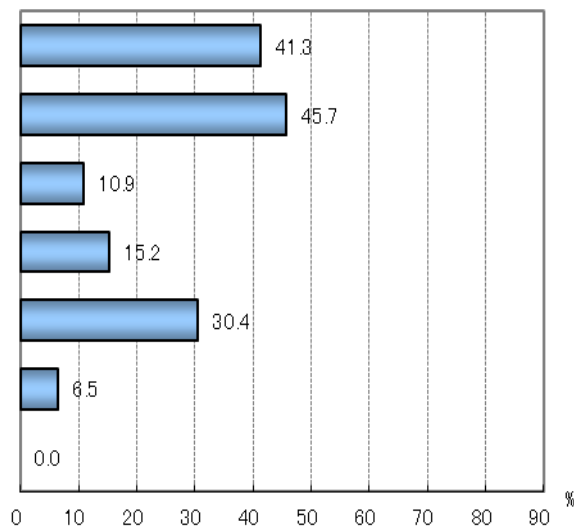
- ◆ 「マイバッグを持参する」(90.9%)、「詰め替え製品を選ぶ」(73.6%)と「資源となりそうなものは、資源ごみの収集日に出している」(67.2%)が特に多く、市民のゴミに対する発生抑制と再生利用の意識が高いことがうかがえます。

一方で、「リサイクルショップやフリーマーケットに出している」(15.5%)と「生ごみを堆肥化している」(10.1%)に取り組む方が少なめであることがうかがえます。

問6 問4で「3. 必要だと思うがあまり実践していない」又は「4. 実践していない」とお答えになった方にお聞きします。

あなたがごみの減量やリサイクルに消極的な理由は何ですか。(〇は3つまで)

項 目	人数	割合
面倒だから	19	41.3%
ごみの減量やリサイクルの方法がわからないから	21	45.7%
ごみの減量やリサイクルを実践してもあまり意味がないと思うから	5	10.9%
環境への配慮よりも価格などを優先するから	7	15.2%
ごみを分別して保管する場所がないから	14	30.4%
その他	3	6.5%
無回答・無効	0	0.0%



「その他」の主な意見

- ・ゴミが出やすい社会の仕組みを正さないと意味がないから

- ◆ 問4で「必要だと思うがあまり実践していない」、「実践していない」と答えた方の、ごみ減量やリサイクルに消極的な理由は、「面倒だから」(41.3%)が最も多く、「ごみの減量やリサイクルの方法がわからないから」(45.7%)、「保管しておく場所がないから」(30.4%)が理由の上位を占めていることがわかります。

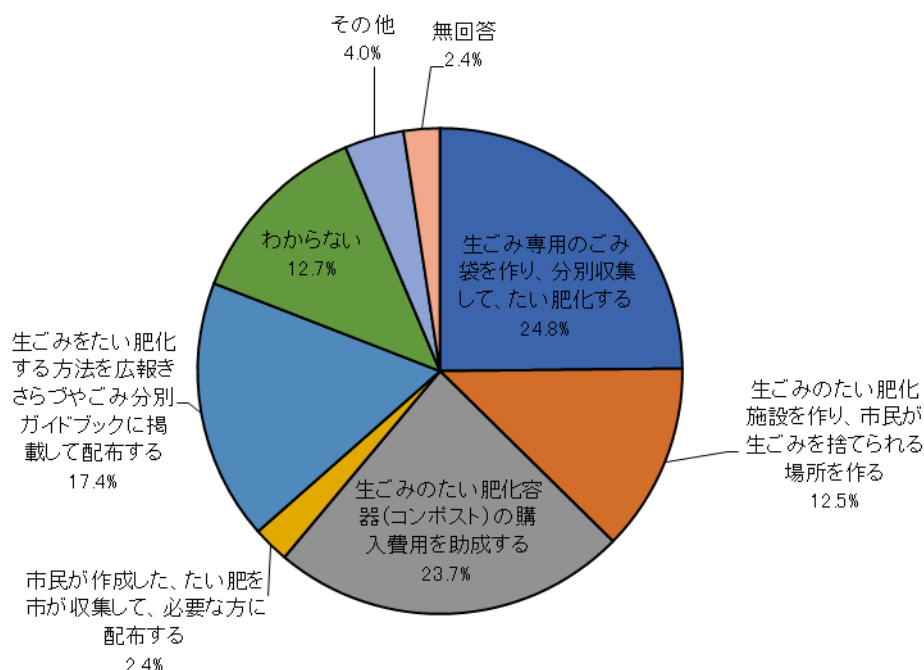
問3の結果と合わせると、市民の重要と考えることとリサイクルにつながらない理由は一致していることがうかがえます。

問7 生ごみ（食べ残しや野菜くず）は適正に処理することでたい肥化することができます。生ごみのたい肥化のために市はどのような取り組みが必要だと思いますか。（〇は1つ）

項 目	人数	割合
生ごみ専用のごみ袋を作り、分別収集して、たい肥化する	113	24.8%
生ごみのたい肥化施設を作り、市民が生ごみを捨てられる場所を作る	57	12.5%
生ごみのたい肥化容器（コンポスト）の購入費用を助成する	108	23.7%
市民が作成した、たい肥を市が収集して、必要な方に配布する	11	2.4%
生ごみをたい肥化する方法を広報きさらづやごみ分別ガイドブックに掲載して配布する	79	17.4%
わからない	58	12.8%
その他	18	4.0%
無回答	11	2.4%
合 計	455	100.0%

「その他」の主な意見

- ・生ごみを市が買い取る
- ・たい肥を市が作り、市民に販売する
- ・生ごみ処理機を町に設置する
- ・デスポーザーの設置助成を行う
- ・コンポストを市が支給する
- ・たい肥の体験談を定期的に紹介する。



◆ 有機性廃棄物の有効利用方法として、生ごみのたい肥化が考えられます。

市が主体となって生ごみをたい肥化する「生ごみ専用のごみ袋を作り、分別収集して、たい肥化する」（24.8%）、「生ごみのたい肥化施設を作り、市民が生ごみを捨てられる場所を作る」（12.5%）については、全体の37.3%を占めていました。

一方で、市民が主体となって、たい肥化する「生ごみのたい肥化容器（コンポスト）の購入費用を助成する」（23.7%）、「市民が作成した、たい肥を市が収集して、必要な方に配布する」（2.4%）と「生ごみをたい肥化する方法を広報きさらづやごみ分別ガイドブックに掲載して配布する」（17.4%）については、全体の43.5%となりました。

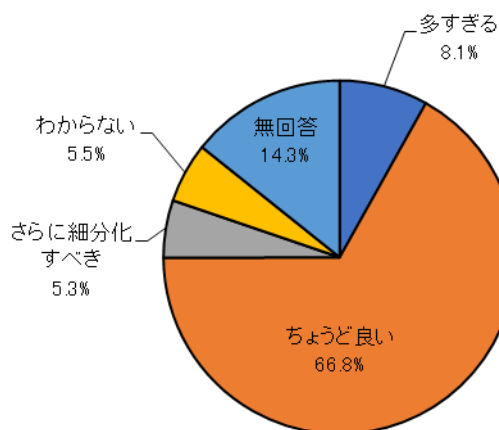
4 ごみの分別・出し方について

市では、ごみ減量やリサイクルを進めることなどを目的として、燃やせるごみ、燃やせないごみの他、容器包装プラスチック、びん・かん・ペットボトル、紙類、衣類など、12種類に分別して収集を行っています。

また、ごみを出す時間や品目ごとの出し方のルールを定め、みなさんにご協力いただくことで、地域の環境美化と効率的な収集業務の推進を図っています。

問8 市では、ごみ・資源を12種類に分別して収集を行っています。ごみの減量化・リサイクルを進めるためには必要な分別数だと考えていますが、あなたはどのように思いますか。(〇は1つ)

項 目	人数	割合
多すぎる	37	8.1%
ちょうど良い	304	66.8%
さらに細分化すべき	24	5.3%
わからない	25	5.5%
無回答・無効	65	14.3%
合 計	455	100.0%

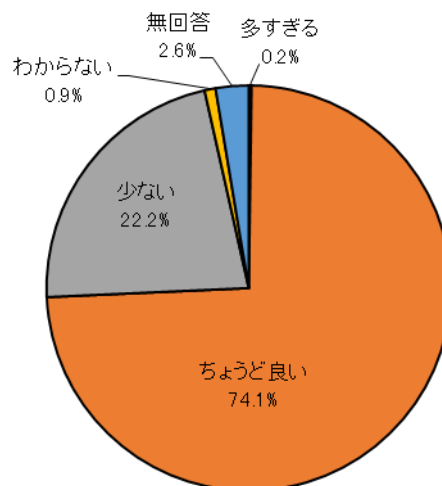


◆ 市民の7割近い方が、現在の12種類の分別収集が「ちょうど良い」と答えています。「多すぎる」と考えている方は8.5%、「さらに細分化すべき」と考えている方は5.3%となっています。

問9 ごみ・資源の収集回数について、あなたはどのように思いますか。(〇はそれぞれ1つ)

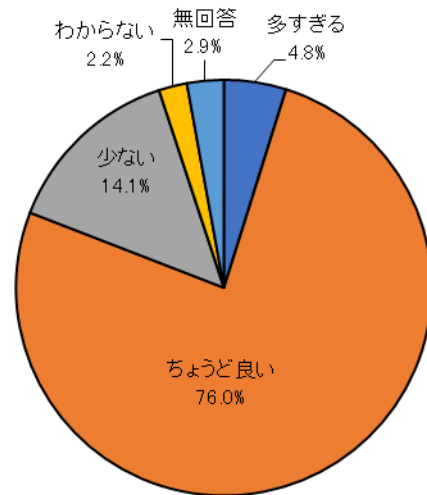
燃やせるごみ(週2回)

項 目	人数	割合
多すぎる	1	0.2%
ちょうど良い	337	74.1%
少ない	101	22.2%
わからない	4	0.9%
無回答・無効	12	2.6%
合 計	455	100.0%



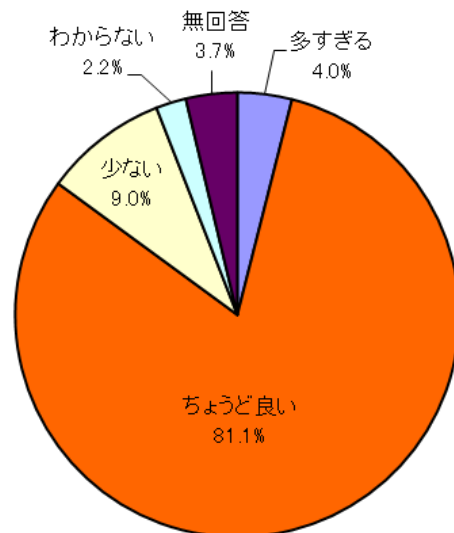
燃やせないごみ（月2回）

項 目	人数	割合
多すぎる	22	4.8%
ちょうど良い	346	76.0%
少ない	64	14.1%
わからない	10	2.2%
無回答・無効	13	2.9%
合 計	455	100.0%



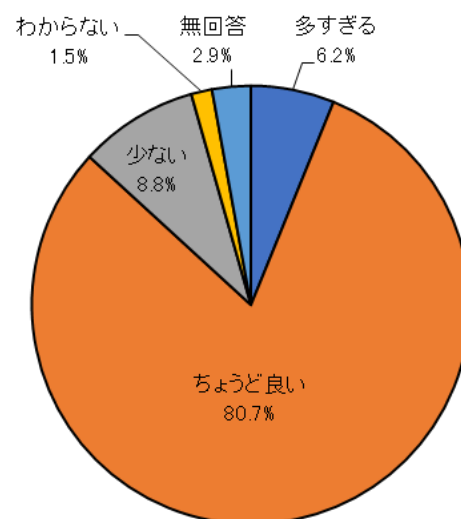
容器包装プラスチック（週1回）

項 目	人数	割合
多すぎる	18	4.0%
ちょうど良い	369	81.1%
少ない	41	9.0%
わからない	10	2.2%
無回答・無効	17	3.7%
合 計	455	100.0%



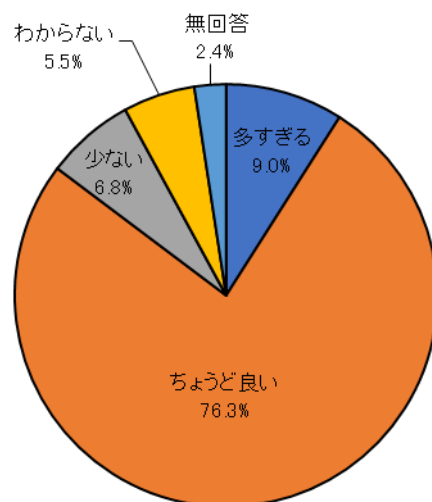
びん・かん・ペットボトル（週1回）

項 目	人数	割合
多すぎる	28	6.2%
ちょうど良い	367	80.7%
少ない	40	8.8%
わからない	7	1.5%
無回答・無効	13	2.9%
合 計	455	100.0%



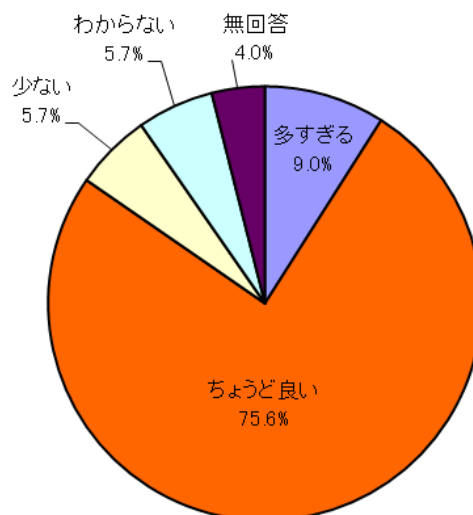
雑誌（月2回）

項 目	人数	割合
多すぎる	41	9.0%
ちょうど良い	347	76.3%
少ない	31	6.8%
わからない	25	5.5%
無回答・無効	11	2.4%
合 計	455	100.0%



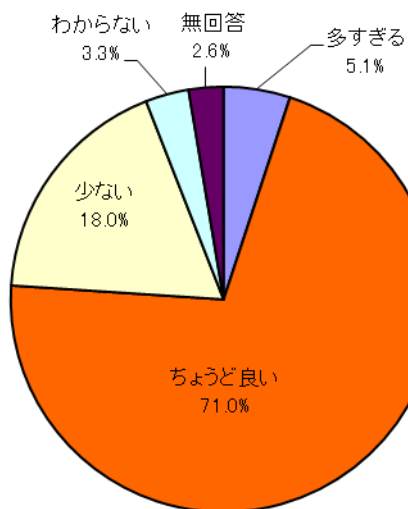
雑紙（月2回）

項 目	人数	割合
多すぎる	41	9.0%
ちょうど良い	344	75.6%
少ない	26	5.7%
わからない	26	5.7%
無回答・無効	18	4.0%
合 計	455	100.0%



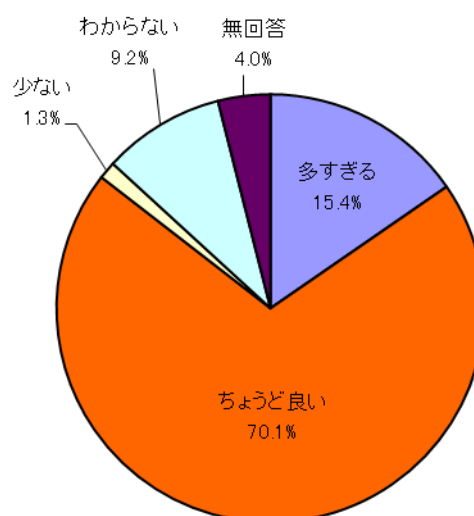
段ボール（月2回）

項 目	人数	割合
多すぎる	23	5.1%
ちょうど良い	323	71.0%
少ない	82	18.0%
わからない	15	3.3%
無回答・無効	12	2.6%
合 計	455	100.0%



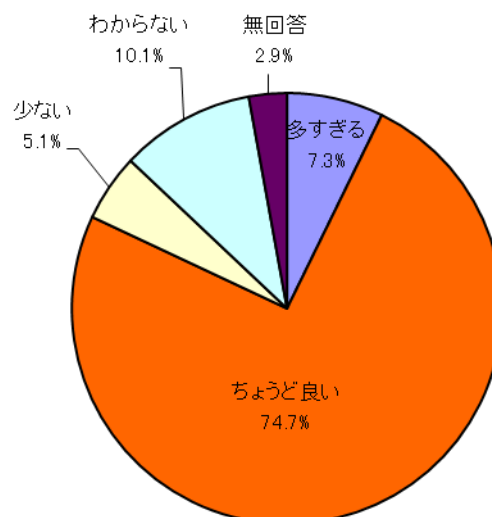
紙パック（月4回）

項 目	人数	割合
多すぎる	70	15.4%
ちょうど良い	319	70.1%
少ない	6	1.3%
わからない	42	9.2%
無回答・無効	18	4.0%
合 計	455	100.0%



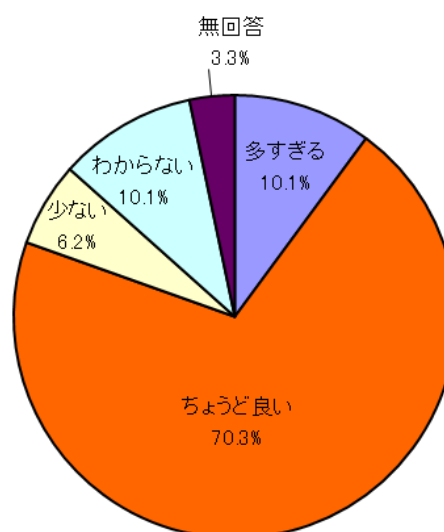
新聞（月2回）

項 目	人数	割合
多すぎる	33	7.3%
ちょうど良い	340	74.7%
少ない	23	5.1%
わからない	46	10.1%
無回答・無効	13	2.9%
合 計	455	100.0%



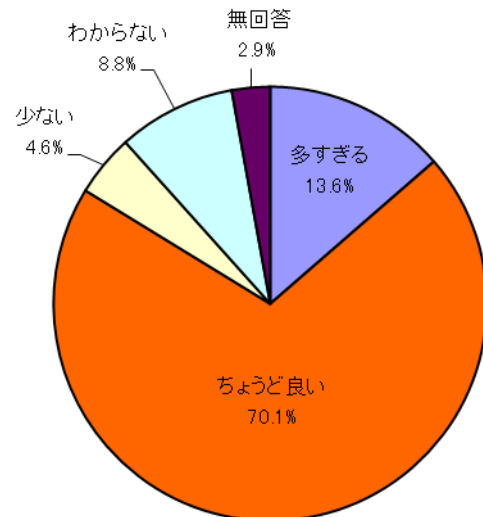
紙箱（月2回）

項 目	人数	割合
多すぎる	46	10.1
ちょうど良い	320	70.3
少ない	28	6.2
わからない	46	10.1
無回答・無効	15	3.3
合 計	455	100.0



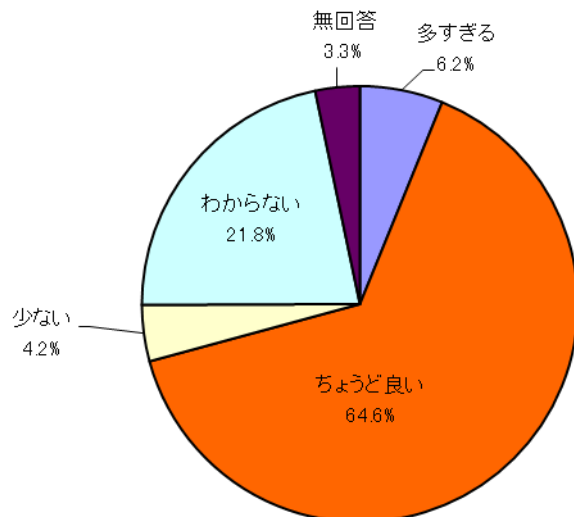
衣類（月2回）

項 目	人数	割合
多すぎる	62	13.6
ちょうど良い	319	70.1
少ない	21	4.6
わからない	40	8.8
無回答・無効	13	2.9
合 計	455	100.0



粗大ごみ（戸別収集）（週1回）

項 目	人数	割合
多すぎる	28	6.1
ちょうど良い	294	64.6
少ない	19	4.2
わからない	99	21.8
無回答・無効	15	3.3
合 計	455	100.0



※ 粗大ごみは、事前予約による戸別収集（地区ごとに曜日指定）となっています。

◆ 12種類の分別品目ごとの「ごみ・資源の収集回数についてどう思うか」という設問に対しては、概ね7割から8割程度の方が「ちょうど良い」と答えています。ただし、品目によっては、「多すぎる」、「少ない」といった回答が多くなっているものもあります。

・ 「少ない」という回答が多い品目

- (1) 燃やせるごみ（週2回）： 22.2%
- (2) 段ボール（月2回）： 18.0%
- (3) 燃やせないごみ（月2回）： 14.1%

・ 「多すぎる」という回答が多い品目

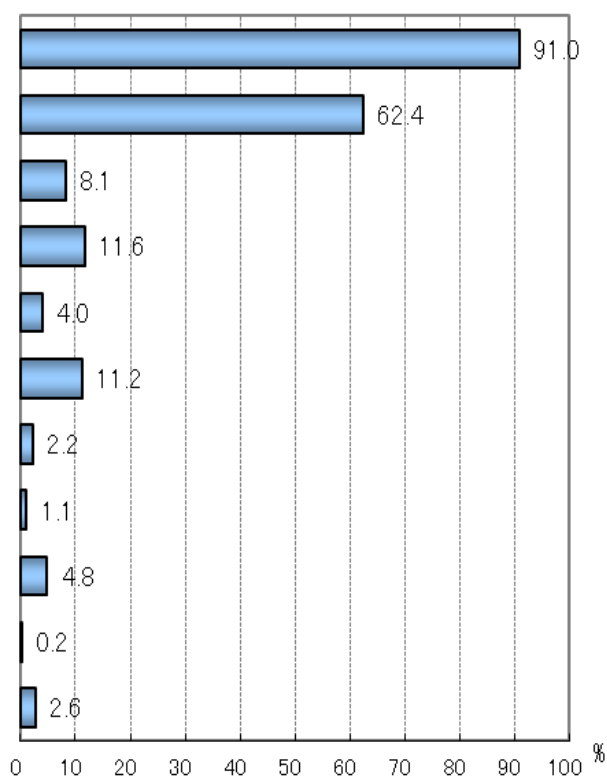
- (1) 紙パック（月4回）： 15.4%
- (2) 衣類（月2回）： 13.6%
- (3) 紙箱（月2回）： 10.1%

5 ごみの分別・リサイクルに関する情報源について

市では、毎年「ごみカレンダー」を作成、全戸へ配付し、ごみを出す日や分別などについてお知らせしています。また、詳しいごみの出し方などを載せた「ごみ分別ガイドブック」を発行（最新版は令和3年2月 保存版）するとともに、「広報きさらづ」や「木更津市公式ホームページ・らづナビ」で、ごみの分別や出し方、リサイクルに関する情報提供を行っています。

問10 ごみの分別や出し方・リサイクルに関する情報は、どこで得られていますか。（〇はいくつでも）

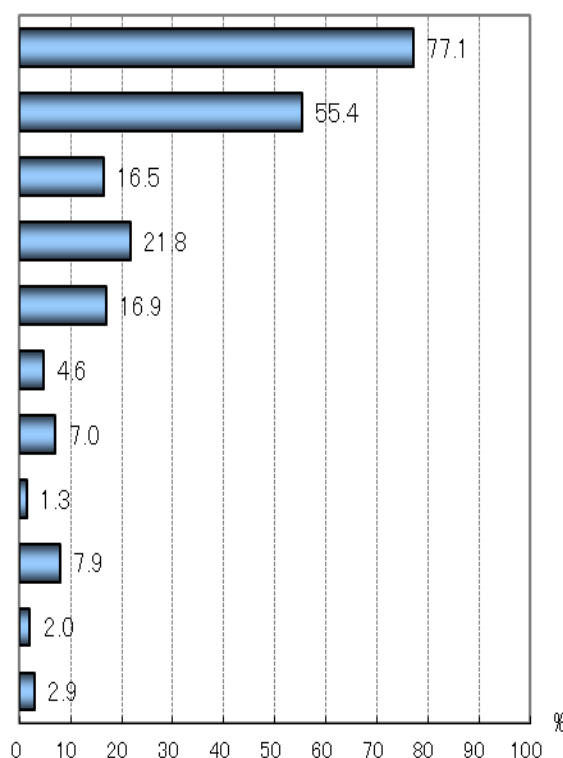
項 目	人数	割合
ごみカレンダー	414	91.0
ごみ分別ガイドブック	284	62.4
広報きさらづ	37	8.1
木更津市公式ホームページ	53	11.6
家族・友人・知人や近所の人に聞く	18	4.0
市（クリーンセンター）に直接聞く	51	11.2
新聞・雑誌・テレビ・インターネットなど	10	2.2
情報を得る手段がない	5	1.1
市公式アプリ「らづナビ」	22	4.8
その他	1	0.2
無回答・無効	12	2.6



「その他」の主な意見
・ゴミステーションのゴミを見て判断している

問１１ 市が行うごみの分別や出し方・リサイクルに関する情報提供は、どの方法を充実させるべきだと思いますか。(〇は3つまで)

項 目	人数	割合
ごみカレンダー	351	77.14
ごみ分別ガイドブック	252	55.38
広報きさらづ	75	16.48
木更津市公式ホームページ	99	21.76
自治会の回覧	77	16.92
ポスター	21	4.62
イベント・キャンペーン	32	7.03
住民説明会	6	1.32
市公式アプリ「らづナビ」	36	7.91
その他	9	1.98
無回答・無効	13	2.89



「その他」の主な意見

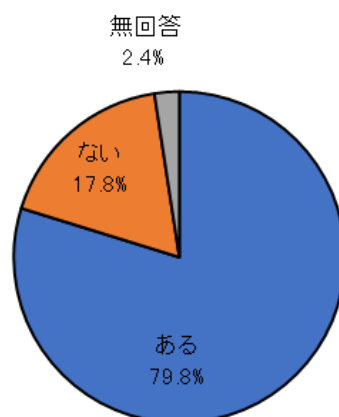
- ・ごみ出しカレンダーを配ってほしい ・ゴミステーションに資料を貼ってほしい
- ・判断に困る物は「らづナビ」で出るとよい ・学校で授業に取り上げる
- ・外国語用カレンダーがあるとよい

◆ ごみの分別や出し方・リサイクルに関する情報については、大半の方が「ごみカレンダー」(91.0%)または、「ごみ分別ガイドブック」(62.4%)から得ていることがわかります。

「市が行うごみの分別や出し方・リサイクルに関する情報提供は、どの方法を充実させるべきか」という設問に対しても、「ごみカレンダー」(77.1%)という回答が最も多く、次いで「ごみ分別ガイドブック」(55.4%)となっています。

問１２ あなたのお宅には「ごみ分別ガイドブック」がありますか。(〇は1つ)

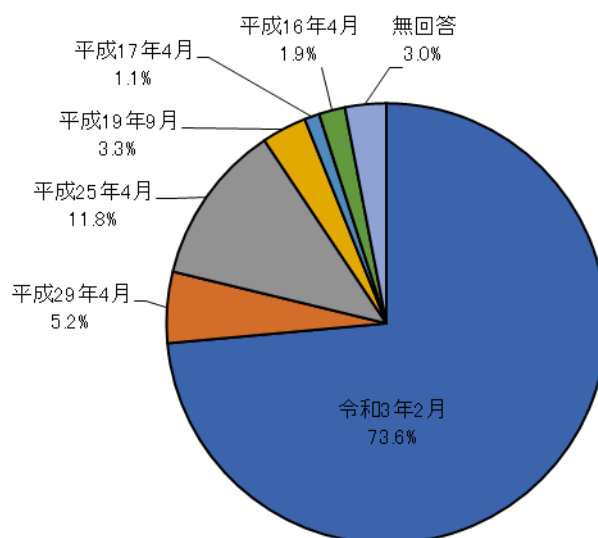
項 目	人数	割合
ある	363	79.8
ない	81	17.8
無回答・無効	11	2.4
合 計	455	100.0



問13 問12で「1. ある」とお答えになった方にお聞きます。

あなたのお宅にあるごみ分別ガイドブックは、いつ作成されたものですか。ガイドブック裏表紙右下の「〇年〇月〇日 作成」をご確認のうえお答えください。(〇は1つ)

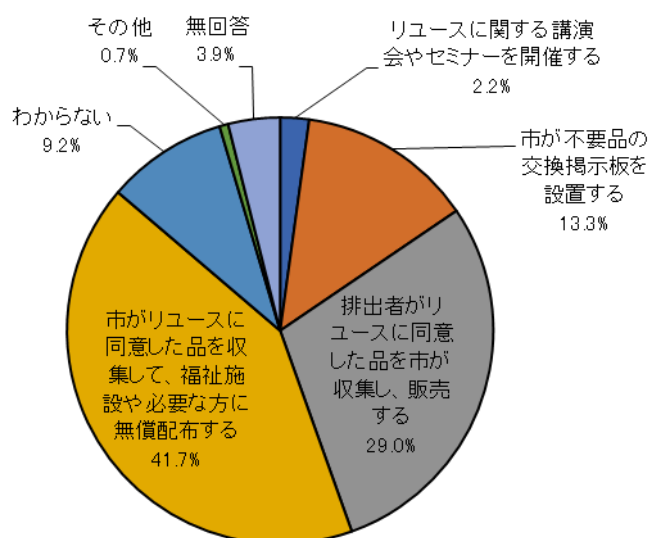
項 目	人数	割合
令和 3年2月	267	73.6
平成29年4月	19	5.2
平成25年4月	43	11.9
平成19年9月	12	3.3
平成17年4月	4	1.1
平成16年4月	7	1.9
無回答	11	3.0
合 計	363	100.0



◆ ごみの分別や出し方を詳しく載せた冊子「ごみ分別ガイドブック」は、令和3年2月に改訂され、令和4年9月時点において、「ごみ分別ガイドブック」が「ある」と答えた方の73.6%、回答者全体の58.7%に普及していることがわかります。

問14 粗大ごみとして排出されるごみの中には、まだ使用できるものが含まれています。市がリユース（再使用）を推進するためにはどのような取り組みをすれば効果があると思いますか。(〇は1つ)

項 目	人数	割合
リユースに関する講演会やセミナーを開催する	10	2.2
市が不要品の交換掲示板を設置する	61	13.4
排出者がリユースに同意した品を市が収集し、販売する	135	29.7
市がリユースに同意した品を収集して、福祉施設や必要な方に無償配布する	185	40.7
分からない	42	9.2
その他	3	0.7
無回答	19	4.2
合 計	455	100.0



「その他」の主な意見

- ・「リユース推進都市」を宣言し、中古買取業者の店舗、倉庫を誘致する
- ・家電などの安全確認したうえで販売もしくは無償配布する

- ◆ 粗大ごみのリユース（再使用）については、市が粗大ごみを収集し、販売（29.7%）もしくは無償配布（40.7%）をした方がよいと考えている方が、約7割いることがわかりました。

6 指定袋による収集（ごみ有料化）について

市では、平成16年度から燃やせるごみ及び燃やせないごみの袋に手数料を賦課する「ごみ有料化」を実施しています。

ごみ有料化は、「ごみ減量・リサイクル」を進めることはもちろん、ごみを多く排出する人と減量に努力している人との「負担の公平性の確保」などを目的に導入したものです。

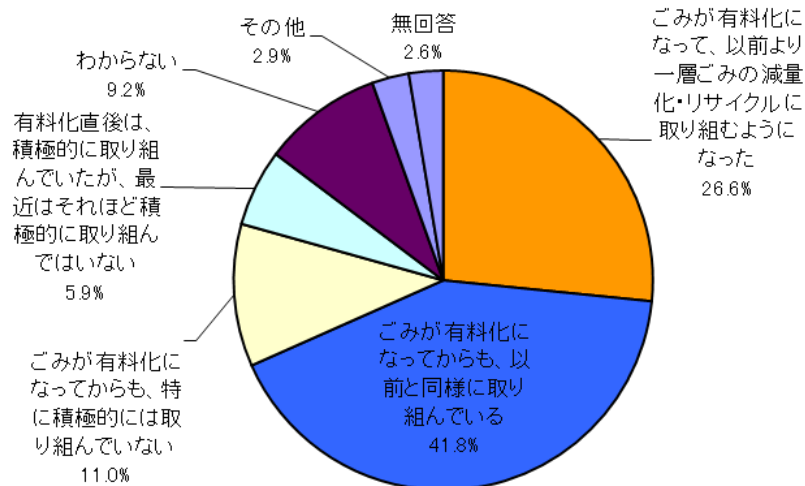
市においても、職員の削減や事務事業の見直しを進め、ごみ処理にかかるコスト削減に取り組んでいるところでありますので、引き続きみなさまのご協力をお願いいたします。

問15 市では、平成16年度からごみ減量やリサイクルを進めることなどを目的に、燃やせるごみ及び燃やせないごみの袋に手数料を賦課する「ごみ有料化」を実施していますが、実施前に比べてごみ減量やリサイクルの取り組みは変わりましたか。（○は1つ）

項 目	人数	割合
ごみが有料化になって、以前より一層ごみの減量化・リサイクルに取り組むようになった	121	26.6
ごみが有料化になってからも、以前と同様に取り組んでいる	191	42.0
ごみが有料化になってからも、特に積極的には取り組んでいない	49	10.8
有料化直後は、積極的に取り組んでいたが、最近はそれほど積極的に取り組んではいない	27	5.9
わからない	42	9.2
その他	13	2.9
無回答	12	2.6
合 計	455	100.0

「その他」のおもな意見

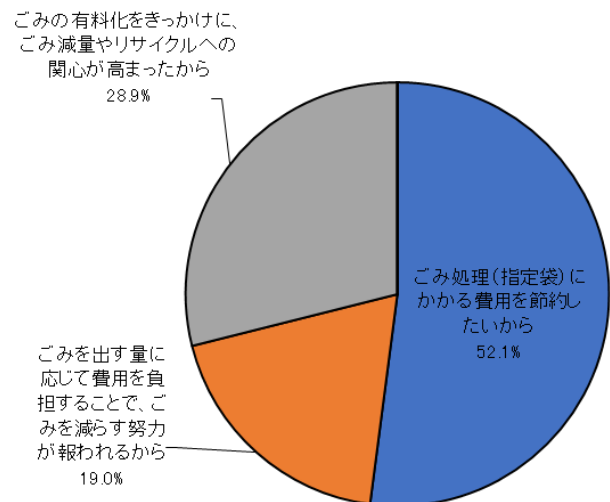
- ・ごみ袋が高いので努力している
- ・意識づけにはなっている
- ・他の市に比べて高すぎる
- ・ごみの減量化、リサイクル化に取り組もうと思った
- ・節約の意味でもごみの減量に取り組んでいる



- ◆ ごみ袋の有料化によって「ごみが有料化になって、以前より一層ごみの減量化・リサイクルに取り組むようになった」方が、26.6%であることから、有料化によるコスト意識が形成されていることがうかがえます。

問16 問15で「1. ごみが有料化になって、以前より一層ごみの減量化・リサイクルに取り組むようになった」とお答えになった方にお聞きします。
あなたが一層取り組むようになった主な理由は何ですか。(〇は1つ)

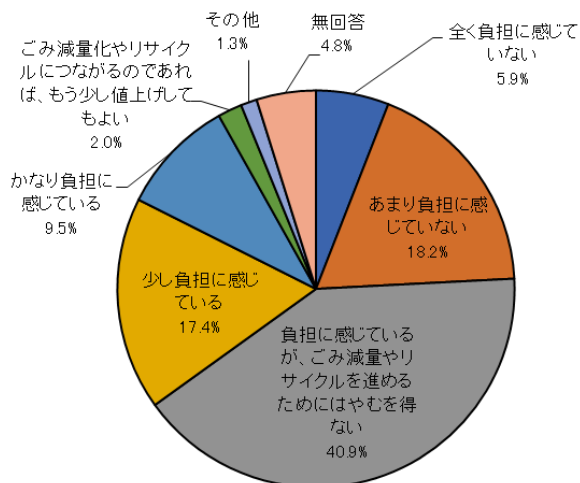
項目	人数	割合
ごみ処理（指定袋）にかかる費用を節約したいから	63	52.1
ごみを出す量に応じて費用を負担することで、ごみを減らす努力がむくわれるから	23	19.0
ごみの有料化をきっかけに、ごみ減量やリサイクルへの関心が高まったから	35	28.9
その他	0	0.0
無回答・無効	0	0.0
合計	121	100.0



- ◆ 問15で「ごみが有料化になって、以前より一層ごみの減量化・リサイクルに取り組むようになった」と答えた方の一層取り組むようになった理由は、「ごみ処理（指定袋）にかかる費用を節約したいから」（52.1%）と過半数を占めています。

問１７ あなたは、指定袋の価格（ごみ処理経費の負担：１Ｌあたり１円）について、どのように感じていますか。（○は１つ）

項 目	人数	割合
全く負担に感じていない	27	5.9
あまり負担に感じていない	83	18.2
負担に感じているが、ごみ減量やリサイクルを進めるためにはやむを得ない	186	40.9
少し負担に感じている	79	17.4
かなり負担に感じている	43	9.5
ごみ減量化やリサイクルにつながるのであれば、もう少し値上げしてもよい	9	2.0
その他	6	1.3
無回答・無効	22	4.8
合 計	455	100.0



「その他」の主な意見

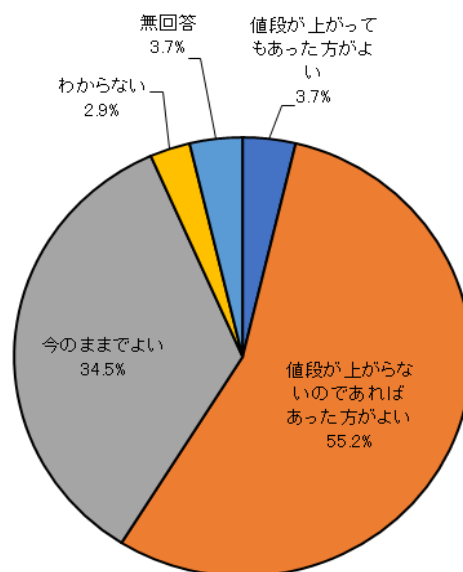
- ・指定袋を無料にしてほしい ・他の市に比べて高い
- ・指定袋の有料化は当然と思っている
- ・値上げをしないでほしい。高くなると不法投棄が増えるのではと思う

◆ 指定袋の価格（ごみ処理経費の負担）については、４割以上の方が「負担に感じているが、ごみ減量やリサイクルを進めるためにはやむを得ない」（４０．９％）、「ごみ減量化やリサイクルにつながるのであれば、もう少し値上げしてもよい」（２．０％）と考えていることがわかります。

一方で、「少し負担に感じている」（１７．４％）、「かなり負担に感じている」（９．５％）と答える方が、２５％費用的な負担を感じているため、今後も理解を求めてゆく必要があることがわかります。

問１８ 現在、容器包装プラスチック専用（黄色）、びん・かん・ペットボトル専用（緑色）のごみ袋は口が平らとなっておりますが、燃やせるごみ（赤色）、燃やせないごみ（青色）のごみ袋と同じように手提げ部分を入れることについてどう思われますか。

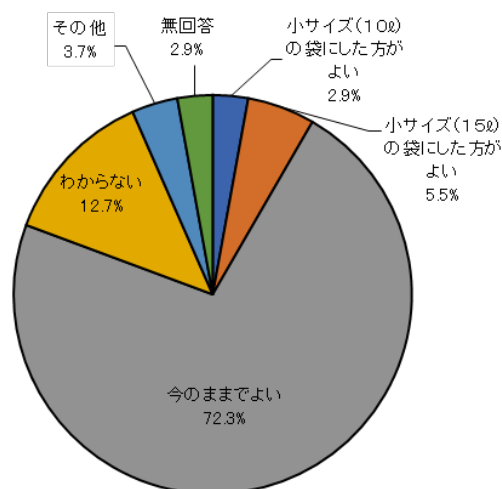
項 目	人数	割合
値段が上がってもあった方がよい	17	3.7
値段が上がらないのであればあった方がよい	251	55.2
今のままでよい	157	34.5
わからない	13	2.9
無回答	17	3.7
合 計	455	100.0



◆ 容器包装プラスチック専用（黄色）、びん・かん・ペットボトル専用（緑色）のごみ袋の口については、「値段が上がらないのであればあった方がよい」（55.2%）、「今のままでよい」（34.5%）と答えた方が約9割を占めていることがわかります。

問１９ 現行の燃やせるごみ専用袋（小サイズ：２０ℓ）の大きさについてどう思われますか。

項 目	人数	割合
小サイズ（１０ℓ）の袋にした方がよい	13	2.9
小サイズ（１５ℓ）の袋にした方がよい	25	5.5
今のままでよい	329	72.3
わからない	58	12.7
その他	17	3.7
無回答	13	2.9
合 計	455	100.0



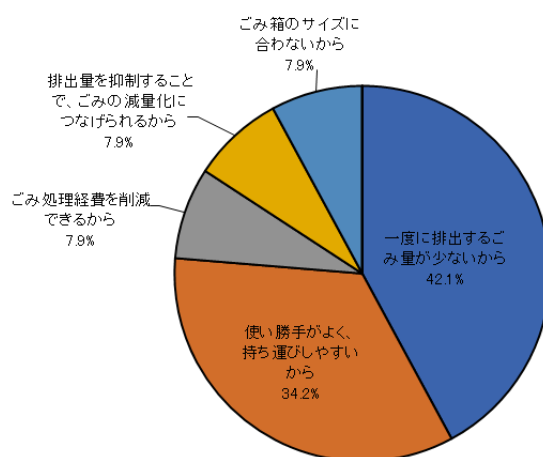
「その他」のおもな意見

- ・ 45 L・30 Lしか使わないので、小サイズはほとんど使用しない
- ・ 20 Lをなくさず10 Lを増やす ・ 10 Lと5 Lを増やす
- ・ 25 Lにした方がいい ・ 全体的に小さい

- ◆ 現行の燃えるごみ袋の小（20 L）については、「今のままでよい」（72.3％）と考えている方が多いことがわかりました。

問20 問19で「1」もしくは「2」とお答えになった方にお聞きます。小サイズ（10 L・15 L）の袋にした方がよいと思う主な理由は何ですか。（〇は1つ）

項 目	人数	割合
一度に排出するごみ量が少 ないから	16	42.1
使い勝手がよく、持ち運びし やすいから	13	34.2
ごみ処理経費を削減できる から	3	7.9
排出量を抑制することで、ごみの減 量化につなげられるから	3	7.9
ごみ箱のサイズに合わない から	3	7.9
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合 計	38	100.0



- ◆ 問19で「1」もしくは「2」とお答えになった方は、その理由として「一度に排出するごみ量が少ないから」（42.1％）、「使い勝手がよく、持ち運びしやすいから」（34.2％）と考えていることがわかりました。

ごみの分別や出し方に関するご質問やご提案、ごみの収集体制やごみ有料化に対するご意見、リサイクルに関する情報提供の充実を求める声など、大変多くのご意見をいただくことができました。

皆さまからいただいたたくさんの貴重なご意見は、今後のごみ減量化・リサイクルの取組を進めるうえで、十分に参考とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

資料編 3 木更津市廃棄物の減量化、資 減化及び適正処理に関する条例

○木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成5年9月25日条例第21号

改正	平成8年3月29日条例第4号	平成9年12月20日条例第24号
	平成12年3月25日条例第3号	平成12年12月20日条例第45号
	平成13年3月1日条例第3号	平成15年7月1日条例第23号
	平成15年12月19日条例第35号	平成19年3月19日条例第13号
	平成20年2月28日条例第3号	平成20年3月22日条例第19号
	平成21年3月24日条例第10号	平成24年12月19日条例第42号
	平成31年3月21日条例第16号	令和2年6月17日条例第28号

木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年木更津市条例第8号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）
第2章 廃棄物の減量化及び資源化の推進（第6条—第12条）
第3章 廃棄物の適正処理（第13条—第20条）
第4章 市民の参加及び協力（第21条—第27条）
第5章 地域の清潔の保持（第28条—第30条）
第6章 手数料等（第31条—第36条）
第7章 技術管理者（第37条）
第8章 雑則（第38条—第40条）
第9章 罰則（第41条・第42条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
- (2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。
- (3) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (5) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、前2項に規定する責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業を行うに当たっては、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に関し、市の施策に積極的に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、廃棄物の分別排出の遵守、自己処分等により、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持を図るとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に関し、市の施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量化及び資源化の推進

(市の廃棄物の減量)

第6条 市は、その業務の遂行に当たっては、廃棄物の減量化及び再生利用を推進するとともに、廃棄物の処理に際して廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

(事業者の廃棄物の減量)

第7条 事業者は、その事業活動に際して、使い捨ての製品等の使用をなるべく抑制するとともに、再生品を使用し、再生利用することができる廃棄物（以下「再生利用可能廃棄物」という。）を分別すること等により、廃棄物の減量化及び再生利用の促進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、使い捨ての製品、容器等の製造及び販売をなるべく抑制するとともに、製品等の包装の簡素化を図ること等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、容易に再生利用することができる製品の開発、再生利用可能廃棄物の回収体制の整備及び再生品の原材料としての廃棄物の利用の促進等により、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

(市民の廃棄物の減量)

第8条 市民は、使い捨ての製品及び容器等の使用をなるべく抑制し、包装が簡素な製品、再生品及び容易に再生利用をすることができる製品を積極的に購入すること等により、廃棄物の減量化及び再生利用に努めなければならない。

2 市民は、販売業者に返却することができる再生利用可能廃棄物を販売業者に返却し、市民が行う再生利用可能廃棄物の集団回収に協力するよう努めるとともに、市が行う再生利用可能廃棄物の分別収集等に協力しなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者の減量義務)

第9条 事業の用に供する大規模な建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の再生利用をすること等により、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

(減量化及び資源化計画)

第10条 事業用大規模建築物の所有者は、毎年1回、規則で定めるところにより、事業系廃棄物の種類、発生量の見込み、再生利用の方策に関する事項等を定めた事業系廃棄物の減量化及び資源化に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、前項に規定する計画に従って、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の占有者の協力義務)

第11条 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の発生を抑制すること、事業系廃棄物の再生利用をすること等により、当該建築物の所有者が行う事業系廃棄物の減量化及び資源化に協力しなければならない。

(改善勧告及び公表)

第12条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第9条又は第10条の規定に違反していると認めるときは、当該所有者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第13条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物処理計画に基づく毎年度の事業について実施計画を定め、毎年度初めにこれを告示するものとする。

3 前項に規定する実施計画に重要な変更が生じたときは、その都度告示するものとする。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第14条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(土地占有者等の義務)

第14条の2 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物であって、生活環境の保全上支障のない方法で処分することができるものについては、自ら処分するよう努めなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、自ら処分することができない家庭系廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従ってごみの分別を行い、市長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に収納して所定の収集場所及び日時に搬出する等、市が行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 前項の規定により家庭系廃棄物を所定の収集場所に搬出する者は、当該廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発生しないようにするとともに、当該収集場所を常に清潔に保たなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第14条の3 市長又は市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定めるところにより設置された家庭系廃棄物を排出すべき場所に排出された再利用の対象となる物として市長が指定するものについては、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して市長が指定する物を収集し、又は運搬している者に対し、当該収集又は運搬を中止して当該収集又は運搬をしている物を原状に回復すること及び当該収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

3 市長は、第1項の規定に違反して市長が指定する物を収集し、又は運搬した者に対し、当該収集又は運搬をした物を原状に回復すること及び当該収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

(一般廃棄物の臨時処理の届出)

第15条 土地又は建物の占有者は、臨時に一般廃棄物の処理を受けようとする場合、又は動物の死体を自ら処分することが困難な場合は、速やかに市長に届け出し、その指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の処分)

第16条 市は、処分が可能な範囲内において、事業系一般廃棄物の受入れを行うものとする。

2 前項の規定により、事業系一般廃棄物の処分を市に依頼しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その指示に従わなければならない。

(産業廃棄物の処分)

第17条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障のない範囲内で市長が定め、毎年度初めに告示するものとする。

2 前項に規定する産業廃棄物について処分を市に依頼しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その指示に従わなければならない。(受入拒否)

第18条 市長は、第12条第2項の規定による公表の後においても、なお同条第1項の規定による勧告に従わない者、又は第16条第2項若しくは前条第2項の規定による指示に従わない者に対し、事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

(適正処理困難物の指定等)

第19条 市長は、廃棄物となった場合に適正な処理が困難な一般廃棄物となる製品及び容器等を適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工及び販売等を行う事業者に対し、その回収その他適正処理困難物の処理に必要な協力を要請することができる。

(排出禁止物)

第20条 土地又は建物の占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しい支障をおよぼすもの

第4章 市民の参加及び協力

(相互協力)

第21条 市、事業者及び市民は、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

(啓発活動)

第22条 市長は、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に関する市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(木更津市廃棄物減量等推進審議会)

第23条 一般廃棄物の減量化、資源化及びその適正処理の推進に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するため、木更津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第24条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民の代表者
- (4) 事業者の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条及び前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第26条及び第27条 削除

第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持等)

第28条 何人も、公園、広場、道路、河川及び港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられない環境づくりに努めなければならない。

第29条 削除

(土地の管理)

第30条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。

第6章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料の額及び徴収方法)

第31条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、土地若しくは建物の占有者又は搬入者（市の委託を受けて収集及び運搬した一般廃棄物を搬入するものを除く。）から手数料を徴収する。

2 前項に規定する手数料及びその徴収方法は、別表第1に掲げる額及び方法によるものとする。この場合において、算定した手数料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者及び市長が特に認めた事業者が市長が指示する場所へ搬入する場合の手数料の徴収方法にあっては、1月ごとに納入通知書の方法により徴収することができる。

(手数料の減免)

第32条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条に規定する手数料を減額又は免除することができる。

(産業廃棄物の処分費用)

第33条 法第13条第2項の規定により、市が行う産業廃棄物の処分に関し徴収する費用の額は、別表第2のとおりとする。

2 産業廃棄物の処分費用の徴収は、搬入の際に現金又は納入通知書若しくは廃棄物処理券によるものとする。

(浄化槽清掃業の許可の期間の更新)

第34条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の期間は2年とし、当該期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

(許可証の交付)

第35条 市長は、次の各号に掲げる許可を申請した者に対し、その許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

- (1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可
- (2) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可
- (3) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可
- (4) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可証を破損し又は亡失したときは、再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料)

第36条 次の各号に掲げる許可又は許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可 1件につき 10,000円
- (2) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可 1件につき 10,000円
- (3) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 1件につき 10,000円
- (4) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可 1件につき 10,000円
- (5) 条例第35条第2項の規定による許可証の再交付 1件につき 6,000円

第7章 技術管理者

(技術管理者の資格)

第37条 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有

する者

- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第8章 雑則

(立入調査等)

第38条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、土地又は建物の占有者、事業者その他必要と認める者が占有し、所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(木更津市行政手続条例の適用除外)

第39条 第14条の3第2項及び第3項の規定による命令については、木更津市行政手続条例（平成9年木更津市条例第2号）第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

(罰則)

第41条 第14条の3第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。ただし、第23条から第27条までの規定は、平成5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づいてなされた手続き、許可、その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

(木更津市証紙条例の一部改正)

3 木更津市証紙条例（昭和39年木更津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年木更津市条例第8号）」を「木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年木更津市条例第21号）」に改める。

附 則（平成8年3月29日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年12月20日条例第24号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月25日条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に申請された事務に係る手数料は、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月20日条例第45号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月1日条例第3号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月1日条例第23号）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年木更津市条例第21号）第31条第2項及び別表第1の規定は、平成16年4月1日以後に収集し、又は搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料について適用し、同日前に収集し、又は搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月19日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月19日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。ただし、第17条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料について適用し、施行日前に搬入した一般廃棄物の処理に関する手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 2 月28日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第34条の規定によりなされた浄化槽清掃業の許可の申請及び許可に係る許可の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月22日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第31条第 2 項及び別表第 1 の規定は、平成20年 4 月 1 日以後に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料について適用し、同日前に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月24日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
別表第 3 中ごみ減量推進地区指導員の項を削る。

附 則（平成24年12月19日条例第42号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月21日条例第16号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月17日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第 1 の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料について適用し、同日前に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第31条）

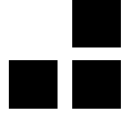
種別	取扱区分	手数料の額	徴収の方法
し尿及び浄化槽汚泥類	市長が指示する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごとに 4.3円	納入通知書
動物の死体（犬、猫等の小動物の死体）	市が収集、運搬及び処分するとき	1体につき 2,000円	収集の際に現金
	市長が指示する場所へ搬入するとき	1体につき 1,000円	搬入の際に現金
その他の一般廃棄物	臨時に市が収集、運搬及び処分するとき	1キログラムまでごとに 15円	収集の際に現金
	粗大ごみを市が戸別に収集、運搬及び処分するとき	1点につき 800円	収集の際に現金又は一般廃棄物処理券（粗大ごみ処理券）
	燃やせるごみ又は燃やせないごみを指定ごみ袋（燃やせるごみ用又は燃やせないごみ用）に収納し、一般廃棄物処理計画所定の収集場所に搬出するとき	指定ごみ袋小袋（20リットル相当）1枚につき 20円	指定ごみ袋
		指定ごみ袋中袋（30リットル相当）1枚につき 30円	
		指定ごみ袋大袋（45リットル相当）1枚につき 45円	
		指定ごみ袋大袋（45リットル相当）1枚につき 45円	
	燃やせるごみ又は燃やせないごみを市長が指定していた旧ごみ袋（燃やせるごみ用又は燃やせないごみ用）に収納し、手数料納付済証を貼付して、一般廃棄物処理計画所定の収集場所に搬出するとき	手数料納付済証20リットル用1枚につき 15円	手数料納付済証
		手数料納付済証30リットル用1枚につき 25円	
		手数料納付済証45リットル用1枚につき 40円	
	せん定枝を一般廃棄物処理計画所定の収集場所に搬出するとき	一般廃棄物処理券（せん定枝処理券）1枚につき 40円	一般廃棄物処理券（せん定枝処理券）
	事業活動によらないもので、市長が指示する場所へ搬入するとき	20キログラムまで 200円	搬入の際に現金
		20キログラムを超える分については10キログラムまでごとに 65円	
	事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市長が指示する場所へ搬入するとき	20キログラムまで 300円	搬入の際に現金又は納入通知書若しくは廃棄物処理券
		20キログラムを超える分については10キログラムまでごとに 90円	

備考 事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市長が指示する場所へ搬入するときの一般廃棄物で、第17条第1項で定める産業廃棄物が混在して搬入された場合の手料は、上記にかかわらず第33条の規定を適用する。

別表第2（第33条）

種別	取扱区分	費用
産業廃棄物	第17条第1項の規定により市長が定めた産業廃棄物を、市長の指示する場所へ搬入するとき	20キログラムまでごとに 500円

用語集



あ行

一般廃棄物

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で定められた産業廃棄物以外の廃棄物です。

廃棄物処理法では、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物で構成されています。一般廃棄物は、家庭から生じたごみと、事業活動により生じたごみのうち産業廃棄物以外のごみ（紙くず・木くず・繊維くず等）のことで、市町村に処理責任があるとされています。

一般廃棄物収集運搬許可業者

本計画においては、廃棄物処理法に基づき、市町村長の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬を業として行う者を指します。本市では、主に事業系ごみの収集運搬を行っています。

一般廃棄物処理実施計画

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第6条第1項の規定により市町村が策定する一般廃棄物処理計画のうち、長期的視点に立った「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、年度ごとに一般廃棄物の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画です。本市においても毎年度策定し、毎年度初めに告示しています。

意見公募（パブリックコメント）

市が政策等を決める場合、その案を広く市民に公表し、提出された意見・提案を参考に意思決定を行い、その検討結果と共に、提出された意見等に対する市の考え方をあわせて公表していく一連の手続きです。この制度は欧米でも広く実施されており、わが国でも各省庁や地方自治体において、新しい市民参加の形、或いは間接民主主義を補完する直接民主主義の新しい形として導入が図られています。本市では、平成16年8月にこの制度を導入しました。

か行

合併処理浄化槽

浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と台所や風呂等の生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽があります。合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽と比べて河川等へ放流される水質汚濁物質の削減効果が高く、公共下水道等が整備されていない地域における有効な生活排水処理施設となっています。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成10年6月5日法律第97号。一般家庭や事業所から排出された家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から有用な部品や材料をリサイクルし、最終的に埋立処分される廃棄物の量を減らすと共に、資源の有効利用を促進するための法律です。

環境基本計画

「環境基本法」第15条に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画です。平成6年に策定されました。現在の「第5次環境基本計画」は平成30年4月17日に閣議決定された

ものです。政府が一体となって進める施策と共に、地方公共団体、国民をはじめ、多様な主体に期待する役割についても示しています。

環境基本法

平成5年11月19日法律第91号。環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律です。環境の保全について基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を明らかにすると共に、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すると共に人類の福祉に貢献することを目的としています。

環境大臣が定める基本方針

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針です。

木更津市環境基本計画

平成15年3月策定。木更津市の良好な環境を守り育てていくため、市民・事業者・市がお互いに連携しながら、環境にやさしいまちづくりを進めるための計画です。新たな環境問題への対応、法令改正や個別計画の策定などの状況を踏まえて、計画の見直しを行い、平成28年3月に「第2次木更津市環境基本計画」を策定しました。計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間です。

木更津市廃棄物減量等推進審議会

「木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第23条により設置されている審議会です。一般廃棄物の減量化資源化及び適正処理の推進に関する事項等について、市長の諮問に応じ調査及び審議を行います。委員は9人で、内訳は市議会議員1人、学識経験者1人、市民の代表者2人、事業者の代表3人、市長が必要と認める者2人となっています。

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

平成12年5月31日法律第100号。国や国の機関、地方公共団体などが率先して環境物品などを購入することを規定すると共に、事業者などが物品を購入する際、できる限り環境物品を選択することなどが求められています。重点的に調達を推進すべき環境物品などの種類と判断基準が、現在、22分野287品目について定められています。

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

平成12年5月31日法律第104号。建築物などの解体工事などに伴って排出されるコンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材の分別及びリサイクルを促進することを目的としています。建設解体業者による分別解体およびリサイクル、工事の発注者や元請企業などの契約手続きなどが規定されています。

さ行

産業廃棄物

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）及び同施行令で定められた、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物を指します。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物で、オフィス等から排出される紙くず（コピー用紙・新聞紙・雑誌等）や木くず（木の棚・机・椅子等）、繊維くず（作業服・制服・古布等）、動植物性残さ（厨芥ごみ・残飯・食料品の売れ残り等）がこれに該当します。

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号。循環型社会を形成していくために必要な 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みを総合的に推進するための法律です。特に事業者に対して 3 R の取組みが必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取組むべき具体的な内容を省令で定めることとしています。10 業種・69 品目を指定して、製品の製造段階における 3 R 対策、設計段階における 3 R の配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されています。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

平成 14 年 7 月 12 日 法律第 87 号。自動車所有者、使用済自動車の引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者、自動車メーカー・輸入業者などの役割分担を明確にし、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的としています。

住民基本台帳人口

本市に住民登録をしている人の人口です。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法第 15 条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 15 年 3 月に策定された計画です。この計画は、計画策定後 5 年を目途に見直しを行うこととされていることから、中央環境審議会による見直しの審議を経て、平成 30 年 6 月に改定されました。

循環型社会形成推進基本法

平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号。循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律です。廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立すると共に、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るもの、とされています。

常住人口

5 年に 1 回実施される国勢調査の数値を基に、毎月の住民基本台帳の登録増減数を加えて算定する人口です。

条例指定産業廃棄物

「廃棄物処理法」第 11 条第 2 項の規定により、市町村が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のことで「あわせ産廃」ともいいます。本市では、「木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第 17 条第 1 項の規定により、品目・数量等を制限して受け入れており、市が処分する産業廃棄物の範囲及び種類、搬入できる事業者、搬入できる量を、毎年度初めに告示しています。

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

平成 12 年 6 月 7 日法律第 116 号。食品関連事業者などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させると共に、肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的としています。食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたく

ずなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者などが取組むべき事項が規定されています。

水平リサイクル

リサイクルの一種で、使用済みの製品を原料として用いて、再度同じ製品を作り出すリサイクル手法を指します。

た行

単独処理浄化槽

生活排水のうち、台所や風呂等の雑排水を除くし尿のみを処理する浄化槽です。現在は、単独処理浄化槽の新設は禁止されており、既存の単独処理浄化槽についても、合併処理道浄化槽への転換の努力が求められています。

厨芥類

台所等から出る野菜のくずや食べ物の残りなどのごみのことです。

トレンド法（時系列解析法）

一般廃棄物処理基本計画の策定における将来人口や将来ごみ量等の将来予測に一般的に用いられる推計式です。トレンド法に用いられる推計式にはいくつかの種類がありますが、本計画では、「直線式」、「放物線式」、「一次指数式」、「べき乗式」、「ロジスティック式」、「半対数式」を採用し、さまざまな条件を勘案しながら、最適な採用式を決定しています。

な行

生ごみ肥料化容器等

生ごみ肥料化容器と機械式生ごみ処理機。本市では、これらを購入・設置した市民に対して助成金を交付しています。生ごみ肥料化容器には、コンポスト容器と密閉容器があり、コンポスト容器は、土中の有用微生物群の活動を利用し、厨芥類等の生ごみを分解させてその容量を減少、堆肥化させる容器、密閉容器は、有用微生物群の活動を利用し、厨芥類等の生ごみを発酵させてその容量を減少、堆肥化させる容器です。また、機械式生ごみ処理機は、発酵、乾燥等の方法により厨芥類等の生ごみの容量を減少、堆肥化させる機械です。

は行

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号。廃棄物に関する基本的な法律です。廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、廃棄物の定義や処理責任、処理方法、処理施設、処理業の基準などについて定めています。これまで、数回に渡り大きな改正が行われ、適正処理や循環型社会の構築に向けた取組の推進が図られています。

プラスチック資源循環戦略

令和1年5月、政府は海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化の幅広い課題に対応するため、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げられました。

プラスチック資源循環促進法

令和3年6月11日法律第60号。令和4年4月1日施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の略称で、「プラスチック新法」とも呼ばれます。プラスチック製品の設計・販売、廃棄物の処理というプロセスの中で、プラスチック資源循環などの取り組み（3R+Renewable）を促進する目的で制定されました。

や行

容器包装プラスチック

「容器」とは商品を入れるもの（袋を含む）、「包装」とは商品を包むもので、容器包装プラスチックとは、その中身を出したり、使ったりした後に、不要になるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

平成7年6月16日法律第112号。家庭から出るごみの6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっています。

溶融処理

君津地域広域廃棄物処理施設が導入している処理方式で、「シャフト炉式ガス化溶融炉」による直接溶融・資源化システムとなっています。（溶融＝溶けること又は溶かすこと。固体が加熱などにより液体になる現象）このシステムは、可燃ごみはもちろん、不燃ごみ、焼却残さ、污泥など、資源リサイクル後の幅広いごみを一括溶融・資源化するシステムで、産出した溶融物（スラグ・メタル）を全量市場流通させることで、最終処分量の大幅な削減が可能です。

溶融スラグ

廃棄物を高温で溶融した後に産出される溶融物を冷却し固化させたガラス質・砂状のもの。近年では建設・土木資材としての積極的な活用が進められています。本市においては、君津地域広域廃棄物処理施設における溶融処理により発生する溶融スラグを民間業者に売却し、インターロッキングブロックやアスファルト骨材として資源化されています。

溶融飛灰

君津地域広域廃棄物処理施設で溶融処理した後に発生する灰。溶融炉から産出されるスラグ・メタルの資源化により、埋立処分は溶融飛灰のみとなり、従来方式と比べ、大幅に最終処分量を低減しています。なお、溶融飛灰については、君津地域4市のごみ搬入量に応じて、それぞれの市が最終処分を行う必要がありますが、本市は最終処分場を有していないため、市外の民間業者に最終処分を委託しています。

溶融メタル

廃棄物を高温で溶融した後に産出される溶融物を冷却し固化させた金属類です。本市においては、君津地域広域廃棄物処理施設における溶融処理により発生する溶融メタルを民間業者に売却し、製鉄原料や重量骨材（建設機械用カウンターウェイト）として資源化されています。

令和 5 年 3 月発行

編集・発行 木更津市 環境部 まち美化推進課

〒292-0838 千葉県木更津市潮浜 3-1 (クリーンセンター内)

TEL 0438-36-1133

FAX 0438-36-5374

メールアドレス clean@city.kisarazu.lg.jp

URL <http://www.city.kisarazu.lg.jp>